

律案は、本来、性質の異なる二つの内容を混在させているものであり、従来の国立学校設置法の改正案でこのような構成形態をとったものは皆無なのであります。

その内容を見ると、第一条は旭川医科大学、山形、愛媛両大学の医学部をはじめ、大学院、付置研究所、養護学校、共同利用研究所などの設置を内容とするものであって、医師の養成、学術水準の高揚等の見地からいっても国民的合意が得られるものであります。

他方、第二条以下は、大学改革に資するための新しい教育研究組織及び管理運営方式に基づく筑波大学を設置し今後新設される大学あるいはすでに設置されている大学にまで、これを拡大適用する内容をも含んでいるものでありますが、このことについては大学関係者はもちろん、広く国民の間で十分検討され、国会においても大学論、教育論、憲法論にまで立ち入って十分審議を尽くされるべき性質のものであります。

この筑波大学の創設問題については、その母体である東京教育大学の一部にも批判の声があり、また、国立大学協会会長の批判的談話、全国の大学人、日本学術会議及び教育、研究団体の反対声明などがあり、これらは政府が本問題についての国民的合意を得るために、今後一そうの努力を払うことを求めているのであります。

いま、旭川医科大学、山形、愛媛両大学の医学部をはじめ、国立大学の大学院等の新増設に期待を寄せている地域住民、地方自治体、当該大学関係者のこれまでの数々の労苦、万をこす受験生の一日も早い開校の切望などを考えるとき、政府の提出したこのような性質の異なる二つの内容を混在させた法律案は、いたずらにその審議の円滑な運営を妨げるものとして、われわれは強く非難せざるを得ないのであります。

よって、会期延長に基づく審査再開に際し、国民的要望が強く、緊急を要する医学部設置等を規定する第一条関係部分を早急に成立させるため、政府は本法律案を撤回し、第一条関係と第二条関係以下とを分離した法律案の再提出を要求いたします。

以上であります。

○田中委員長 ただいまの長谷川正三君外三名提出の動議に対し討論の申し出がありますので、これを許します。木島喜兵衛君。

○木島委員 ただいま提案の、国立学校設置法等の一部を改正する法律案の第一条と第二条以下とを分離して再提出すべしとする動議に賛成の意見を申し述べます。

その理由は、大きく分けて二つになります。その一つは、元来第一条関係と第二条以下関係とは異質のものであり、法形式からしても当然分離すべきものであるということであり、

その二つは、小選挙区制に始まる国会の教々の混乱、自民党単独採決による延長国会の中での審議の現状から、いまにして分離しなければ……。

〔発言する者多し〕

○田中委員長 静粛に願います。

○木島委員 旭川医科大学をはじめ、山形、愛媛大学の医学部、大学院、養護学校等は、今年度の開校、開設は不能になるおそれがあるからという情勢の変化による現時点からの必要性であります。

第一の理由の、元来第一条関係と第二条以下の関係は異質のものであり、法形式からしても当然分離すべきとするものは、第一条関係は現にある国立学校設置法の法形式でありますけれども、第二条以下は中教審路線に基づく大学改革を指向し、新しい教育研究組織、管理運営方式による筑波大学を設置し、さらに今後新設される大学あるいは既存の大学に拡大適用される内容を持つてい

るものであって、質の異なるものを一つの法形式に入れておくことに對する疑問であります。

なぜこのような異質のものを抱き合わせた法律にして提出したのであるまいか。たとえば、いままでの質問にも出ておりましたごとく、大学の組織としての学部を置くことは学校教育法に規定をしておりますから、学部にかわる学系、学類

という大学の組織は、当然にして学校教育法に規定すべきは常識と考えられるのであります。

このことに関する政府の答弁はいろいろ言っておりますけれども、われわれの納得のいかぬ理論をもちて抱き合わせたものは、一条関係の諸学校の地元や受験生や父兄の熱望を背景に、問題の多い二条以下の筑波大学の審議を十分にさせたくないということか、あるいは第二条以下の筑波大学問題を慎重審議に野党が時間をかけたとき、その結果生ずる第一条関係の開校、開設のおくれを野党の責任とする意図であらうとさえ疑いを持たざるを得ないのであります。

〔発言する者多し〕

○田中委員長 静粛に願います。

○木島委員 同時に、筑波大学の問題多いその本質を、医科大学や医学部と同列に置くことによつて国民の目をあざむこうとするものであり、わたし方ないものであらうと思うのであります。

私たちが野党は、今日までいろいろな機会に分離を要求してきましたが、政府自民党のいれるところとはなりませんでしたが、質問において第一条関係に集中してまいりましたのも、元来分離すべき異質のものという認識に出發しているからであつたのであります。

その第一条関係の質問もいまだ数多く残しながらも、いまここに分離すべしとする動議を提出いたしましたことは、第二の理由とする、情勢の変化に伴う現時点において分離しなかつたならば、第一条関係の開校、開設は本年度において不可能になると判断したからであります。

大臣が答弁されているごとく、法律成立後一カ月後に入学試験、さらに一カ月後に入学式ということを考えれば、たとえ本日衆議院を通過したとしても、参議院要求の審議日数四十日を加えれば、この法律の成立は七月十六日、その二カ月後の入学式は九月十六日となり、すでに用意されている本年度のカリキュラムの消化は不能であるといふことは明らかであります。もしそれでも単位取得

の特別の便宜を与えんとするならば、文部省こそ大学の教育、研究の権威をみずから踏みにじるものと言わざるを得ないのであります。

すでに予算は通っております。万をこす受験生は、いたずらにいらして、いたずらにいつになるかわからない受験の日を待っております。さらにその数に倍する父兄のいら立ちがあります。大学当局は、教授陣、カリキュラム等万般の準備をして待望をしております。地元は、地財法の違反とも思える数十億の地元負担を、苦しい地方財政の中から支出までして準備した熱望の満りの日を待ちつつ、陳情を繰り返しております。

これらのことを考えるならば、いまわれわれがこの分離再提出の動議を出す前に、政府はみずから求めねばならなかつたものとする考へるのであります。

私たちは自民党にも要求をしてまいりました。田中総理大臣にも要求をしてまいりました。しかし、得た答えは、ただ分離は考えておりませんというのみで、その理由について、その一つだに聞くことはできませんでした。いまこの動議に対して、自民党は討論に参加されず、国民や関係者の熱望にこたえ得ぬ理由を示されぬことはまことに残念であります。ただ言われていることは、一刻も早く第二条以下をも含めて通過させてほしいというのみであります。

しかし、日本の大学のあり方に多くの問題点をかかえていることは、多くの国立大学や学術会議あるいは多くの教育研究団体の反対意見や批判的意見に見られるごとくであつて、日本の将来を展望しつつ、十分に審議を尽くすべきであつて、第一条関係のために、第二条以下を不十分な審議のままに通過すわけにはまいらぬのは当然であります。

もしこの動議が否定され、そのために第一条関係の大学、学部、大学院、養護学校等が本年度において不能になり、あるいは非常に支障を来すことになるのなら、その責任は、否決した人々と、さらにその正當な要求にこたえ得ぬ政府が負

うべきものであることを申し添えて、本動議に対する賛成の討論といたします。

○田中委員長 山原健二郎君。

○山原委員 私は、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、ただいま提出されました四党共同提案にかかる国立学校設置法等の一部を改正する法律案の分離動議に賛成をいたします。

本法案の中には、全く性質を異にする医大、医学部等の設置と、筑波大学設置とが同居せられております。私どもは、早くからそのことの不当性を指摘し、本法案が上程された本会議においても、質問の中で明確にしていまいりました。医大などの新設は、筑波大学設置に必要な条件となるものでもなく、全く二つは無関係なものであります。それをあえて一つの法案の中に込みにし、さらに頑迷に分離を拒否しているところに、この法案の持つ党略的特徴があります。

賛成の第一の理由は、医大、医学部などの新設は、大学の従来の教育、研究の組織や、管理運営機構に何の変更もたらさないし、住民の要求に基づいたもので、いわば国民的合意が基本的にはできている問題であります。医師不足、看護婦不足、医療充実などを求める切実な国民の要望を反映して、政府も数年のうちに医大、医学部の未設置県をなくすことを言明し、国民はそのすみやかな実現を強く求めてきたところであります。そのため、本法案関係の旭川、山形、愛媛の大学関係者、自治体、地元住民の労苦は一方ならぬものがあり、それだけに一日も早く開学への要望は強烈なものがあつた。しかも、この法案自身もことし四月一日から施行を予定しているほど緊急のものであります。

一方、筑波大学の開学は明年四月であります。来年四月開学予定のものを足かせにされては、医大等の関係者はたまりません。すみやかに分離し、成立をさせることが国民にこたえる道ではないでしょうか。

賛成の第二の理由は、筑波大学が、政府の国会への法案提出理由によつても、大学改革の推進に

資するため、新しい構想に基づく大学として新設するという性質のものであり、しかもその改革たるや、大学の教育、研究上の基本組織や管理運営制度をも大きく変えようという内容であります。つまり、筑波大学新設は、大学関係者をはじめ、国民の間で十分討議され、検討され、国会でも当然大学論や教育論、学問論、憲法論にまで立ち返つて、十分審議されるべきものであるということであり、十分審議されるべきものであるというものであります。ことに、教育、研究といった日本の長い将来にかかわる問題であるだけに、物価問題や投機問題のように、早急に対策を講じないと回復困難な事態が生じるというたぐいのものではないと、長い将来に禍根を残す性格のものであります。

しかも、実際には、筑波大学については、すでに有力な反対、批判があり、簡単に国民的合意が得られるものでないことは、事が教育の問題であるだけに、だれが見ても明らかであるところであり、また、たとえば、わが国の科学者の内外に対する代表機関である日本学術会議は、法案に反対の声明を發表し、国立大学協会は、三月十五日の会長談話で、大学改革の試みの一つとはしながらも、法律上の多くの問題を指摘した上で、大学の教育、研究の自由がそれによつてそこなわれることがないかという疑念を抱かざるを得ないと述べております。筑波大学自体に対して事実上の反対に近い批判の意見を提起していることは事実であります。また、筑波大学と密接な関係のある東京教育大学内の筑波移転賛成者の中にも、また同大学の校友の中にも、この法案に対する批判、不満、不安はきわめて大きいものがあり、それぞれ現に陳情や要請をお互いに受けているところではありません。全国各大学の広範な教育有志からなる大学問題研究会をはじめ、日本の大学や学術関係者の大部分がすでに反対や批判の態度を表明しています。私どもの知る限り、むしろこの法案への全面的賛成者は国民のきわめて少数の部分でしかありません。

ともかくこの問題については、相当の時間をかけた討論が必要なのはだれの目にも明らかです。一方は緊急を求め、一方は時間を要求しています。

それにもかかわらず、政府がかかる性質を異にする二つの問題を一法案に込みにしたことは何ゆゑであらうか。私はこのことを本会議において、それは医大等の新設を求める国民に、筑波大学への賛成を強要する魂胆なのか。また、筑波大学への批判を医大新設にまで反対するものと見せかけようとする謀略なのか。さらにまた筑波大学にかかわる本質問題の審議の済むまで医大等の設置は引き延ばしてもよいと考えているのか。それとも医学部設置の緊急性を理由として筑波大学関係の諸問題についての徹底した討議や国会審議を回避する腹づもりなのかと尋ねたのでありますが、それはいまだに解明されておられません。

○田中委員長 静粛に願います。

○山原委員 ことに国会会期の延長となつた今日……

「発言する者多し」

○田中委員長 静粛に願います。

○山原委員 ことに国会会期の延長となつた今日、事態の一そうの深刻化が予想されるとき、この法案の分離を要求することは当然のことであり、むしろ政府みずから積極的に分離再提出の手段をとるのが国民に対する責務と考えるのであります。この点で先日米政府の見解を伺つたのでありますが、すでに国会で審議中だから分離できぬとかたくな態度に終始していることは、きわめて残念なことであり、

この党略的法案形式のために犠牲になつてゐるのは旭川、山形、愛媛、埼玉、滋賀、東北、千葉、東京医科歯科大、名古屋の合計九大学であります。六月二日の新聞には、東北大学医療技術短期大学に合格した女生徒が、いまだに法案未成立のため入学できず、とうくに「筑波法案」とは「ちり」という題の訴えを投書しています。入試実

施のために試験場や宿舍の確保のために奔走している地元関係者の労苦も報道されております。新設大学受験を期しつつ不安な状態に置かれていて一万五千をこすといわれる受験生がおります。

こうした混乱をすでに起こしている現状を考えますときに、すみやかに本法案を分離して、合意に達するものは直ちに成立せしめることがわれわれのなし得る国民の要望にこたえる民主主義の初歩的な態度ではないでしょうか。そして筑波大学問題とその提起している大学の改革問題については拙速におちいることなく、国会内外においてあらゆる衆知を動員し、正面から堂々と論議し、国民的合意への道を切り開くべきであることを強調いたしまして、賛成の討論といたします。

○田中委員長 有島重武君。

○有島委員 私は、公明党を代表いたしまして、ただいまの国立学校設置法等の一部改正案につきまして、政府においてこれを撤回の上、第一条関係と第二条関係以下を分離して再提出すべきことを趣旨とする動議に対しまして、賛成の討論をいたします。

第一に、提案者の指摘されましたとおり、この国立学校設置法等の一部を改正する法律案には、大別して二種類の異質の内容を盛り込んであります。

わが党は、国民の要望にこたへまして、国立学校の増設には積極的に提言もいたしましたし、またこれを有効適切にその実施を可能ならしむるために賛成の立場から討議を重ねてまいりました。したがって、本法案の第一条にありま旭川医科大学、山形、愛媛大学医学部をはじめ、幾つかの大学院、付属研究所、看護学校あるいは共同利用研究所等の設置につきましては、わが国の文教行政における緊急課題であり、すみやかなる採決を要請されるところであらうと存するものであります。

他方、第二条以下につきましては、政府みずからが新構想と称するところ、国会の内外におきまして、広く国民全般にわたつて慎重に審議すべき

多くの問題を含んでおることは周知のことです。さういふ点から、わが国の高等教育の基本に關し、あるいは教育全般、文化全般にわたり、さらにさかのぼって憲法に規定する学問の自由についての見解を問ひ直すべき重大問題をも含んでおることと判断されるのであります。最近の世論調査によりまして、国民の多くが政府に対する信頼感を失つて、疑惑を深めております。またこの法案に關し、大学関係者は国家百年の将来にわたって大きな判断を要請しております。わが党に對しては、大多数の国公立大学からいわずに、筑波大学法案の反対声明が寄せられております。この中におきまして、国会審議を通じて大学を取り巻く諸問題を慎重に審議し、何にも増して国民の不安を解消し、信頼にこたえるためにも慎重なる審議を重ねるべきものでござります。

第二番目に、わが党は本法案の提出されたときより今日まで、その分離を強く主張してまいりました。今日、六十五日にわたる会期延長に臨むにあたりまして、当委員会としては本法案の第一条及びそれ以下の分離案を即時に可決して、その第一条以上の成立を確保し、第二条以下につきましては十分な審議を積み重ねてこそ会期延長の真の意味があると思われまふ。

百五十日の会期内における審議進行の状況あるいは会期延長に至った経緯をいま論ずるものではないかもしれませんが、多数を占める自由民主党所属の委員諸公におかれましては、国民の切なる要望にこたえて、全野党の共同提案による本動議に對し賛同せられることを切に望んで討論を終わります。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。長谷川正三君外三名提出の本動議について採決いたします。

長谷川正三君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立少数。よって長谷川正三君外三名提出の動議は否決せられました。

○田中委員長 国立学校設置法等の一部を改正する法律案の質疑に入ります。嶋崎議員。

○嶋崎委員 過ぐる三月の本会議で国立学校設置法の一部改正案に關連して私が御質疑いたしました。たいへん御親切な答弁をいただきました。ありがとうございます。

ちよつとお聞きしますけれども、議事録をお読みになりましたか、大臣。

○奥野國務大臣 読んでおりません。

○嶋崎委員 自分が本会議で発言された発言の内容について、議事録はまだお読みになっていないのですか。

○奥野國務大臣 読んでおりません。

○嶋崎委員 そうしますと、お読みになっていないのは、発言に正確だし自信があたりだということですか。

○奥野國務大臣 時間的余裕がないからでございます。

○嶋崎委員 私は新米ですから、本会議というのは国民の前に、全議員を相手にしながら国民全体を対象にして、そして趣旨説明をやった上で野党の質疑に答えるというたいへん重要な国会運営上の行事だと思ひます。その点については異論がありません。

○奥野國務大臣 そう考えております。

○嶋崎委員 では、本会議での発言が、正確な調査や何かに基づいて発言されたという自信はおありなわけですね。

○奥野國務大臣 こういう委員会でございますから、具体的に申し上げていただいたほうが時間が省けるんじゃないかと思ひます。私なりに十分考えて申し上げておるつもりでございますけれども、あるいは間違つておることがございましたら遠慮なしに御指摘いただければあわせてと思ひます。

〔委員長退席、嶋崎委員長代理着席〕

○嶋崎委員 中に入っていくことと討論に入つて

いくこととあとで密接な関連がありますから、さらに討論を進めていきたいと思ひます。

○奥野國務大臣 ちよつと恐縮ですが、聞き取れなかつたのですが……。

〔発言する者あり〕

○嶋崎委員長代理 静粛にお願いします。

嶋崎君、もう一べん。嶋崎君。

〔嶋崎委員長代理退席、委員長着席〕

○嶋崎委員 委員会では演説会でございせんから静かに討論をしたい。

そこで、最初にお伺いをいたしますが、筑波大学という新しい大学の名称は、どこでだれがおきめになつたのですか——ちよつと待つて、大臣にいま聞いていますから。

○奥野國務大臣 政府委員から答弁させます。

○木田政府委員 政府といたしまして国会に法案を提出いたしました……。

〔発言する者あり〕

○田中委員長 質疑者と答弁者に申し上げますが、もう少し大きい声で発言してください。嶋崎君。

○嶋崎委員 よく正確にわからなかつたのですが、筑波大学という大学の名称は、だれがどこでいつきめたのですかという質問です。

○木田政府委員 政府といたしまして、この国会に法案を提出いたします際に、法案の制定過程をもつて決定いたしましたものでござります。

○嶋崎委員 その法律の根拠は。

○木田政府委員 法案をもつて国会に御審議をいただいております。

○嶋崎委員 筑波大学という大学は、いろいろな文部省から出ておる文書にもありますように、東京教育大学の考え方を前提にして、それを受けて新しい大学をつくる、そういう方針に基づいて法案が出てきたのですか。

○木田政府委員 御意見のとおりでございます。

○嶋崎委員 だとしますと、東京教育大学という大学があつて、そして新しい大学ができるときに、

その大学がそのまま変われば、移転すれば東京教育大学ですね。ところが、その過程で新しい大学に変わるところにいまたいへん論争的な問題になつておるゆゑがあると申すのですか。

そうしますと、たとえば東京教育大学という大学が発足したのは何年ですか。

○木田政府委員 東京教育大学は昭和二十四年に発足をいたしました。

○嶋崎委員 どういう大学と大学が集まつてできた大学ですか。

○木田政府委員 東京教育大学は東京高等師範学校、東京文理科大学、東京農業教育専門学校、東京体育専門学校が昭和二十四年五月に東京教育大学として統合新設になつたものでござります。

○嶋崎委員 その過程で、東京教育大学という名前をつけるにあつて、どんな努力があつたか御存じですか。

○木田政府委員 当時の関係者から、東京教育大学の名称につきましていろいろ論議があつたことは聞かされております。

○嶋崎委員 文部省、設置者がつけた名前ですか。それを推進してきた大学側がその名づけ親ですか。

○木田政府委員 国会で法案をもつて御決定いただいた名前でございます。

○嶋崎委員 その過程を聞いておるのですよ。

○木田政府委員 政府といたしまして東京文教大学という名称でもつて国会に提案をいたしました。御審議の過程で東京教育大学というふうな修正になつたものでござります。

○嶋崎委員 その法案を提出する前に、東京教育大学は、その他の高等師範や文理大等々が一緒になつて新しい大学に生まれかわる、ないしは発足して行くにあつて、法案提出の時期じゃなくて、そのプロセスで、東京教育大学という名前をつけるにあつてたいへん論議があつた経過を聞いておるのですよ、いかがですか。

○木田政府委員 関係者にいろいろな御論議があつたことは聞かされております。

○嶋崎委員 論議があつて、法案を提出する前に大学のほうで名称をつけて、そして文部省の設置者にこういう名前を大学を、新しく東京教育大学という大学をつくるというふうな手続がとられたと思いますが、いかがですか。

○木田政府委員 東京教育大学の名称にきまりますまでの間、政府といたしましては、これら旧学校関係の関係者の意見を聞きながら東京文教大学という名称がしかるべしということに決定をいたしまして、法案を国立学校設置法案として国会に提出を申し上げたわけでございます。なお、御審議の過程におきましても、これら関係者の中からさらにその名称につきましても御論議がありまして、衆参両院の御審議の過程で文教大学という政府提出の名称を、東京教育大学に変えたという経緯は私も速記録等で承知をいたしております。

○嶋崎委員 その過程で一つ問題なのは、新しい子供ができたおじいちゃん名前をつけるのか、それとも父親たちが名前をつけるのか、それとも友人が名前をつけるのか、名づけ親というのは非常にその子供に将来を託して、ないしはその子の将来の発展を願望して名前というものを付けると思ふのです。特に大学の場合には、そういう大学の名称をつける時には——筑波大学という大学は、ほかに命名させるともとおもしろい命名名があるけれども、それは言いませんけれども、大学というものをにつくるにあつてのいわば過程こそが大学問題なんです、そう思いませんか。

○木田政府委員 東京教育大学でいろいろと筑波に新しい大学をつくるという長い御論議があつて、その過程が大事であるという事は私も考えます。

○嶋崎委員 大事だったから、筑波大学という名前はいつどこでという過程でできたのですか。

○木田政府委員 東京教育大学の関係者、それから文部省の筑波に新大学をつくりましますにつまじの創設準備会の過程を経てまいりまして、それらの御論議の過程の中から、文部省が国会に提案

する際に筑波大学という名称を御提案させていたにいてる次第です。

○嶋崎委員 いつごろから名称の論議が始まりましたか。

○木田政府委員 昭和四十六年に東京教育大学が筑波新大学の基本構想というものを発表されました際に、東京教育大学自体が筑波新大学という名称をお使いになりました。その後の論議におきましても、筑波新大学ということでの論争が進んでまいりまして、このことにつまじまして関係者にこれ以外の名称についての他の御意見は出ておりません。国会に提案いたします際に新という字を落として、筑波大学として法律案を用意いたしました次第でございます。

○嶋崎委員 筑波新大学というのは固有名称ですか。

○木田政府委員 筑波大学という名称で法律案を御提示申し上げておる次第です。

○嶋崎委員 よく正確に聞いてください。筑波新大学というのは固有名称ですかと聞いているのです。

○木田政府委員 筑波に新しい大学をつくりましますまでの間の関係者の仮定の名称だというふうに考えます。

○嶋崎委員 そうすれば大学の名称ではありませんね。筑波というところにある新しい大学という意味ですね。ですから大学が筑波大学というのか、産業大学というのか、文理大学というのか、教育大学というのか、そういういわば大学の持っている性質、将来発展していくであろう大学のあり得べき姿、そういうものを何らかの形で託した名称をつけるにはどうしたらいいかという努力がその過程にあつてもいいんじゃないでしょうか。

○木田政府委員 筑波の地に新たに大学をつくるというところで、関係者が筑波新大学という呼称で新しい大学の構想を進めてきた。東京教育大学においてもそうでございますし、文部省の私どもの調査でもそのような呼称を使いまして論議を進めて

まいりました。そして一般的に国立大学は、国立学校設置法の各大学の名称をもらひたいだいておわかりいただけると思ひますけれども、その土地の地名をとつて大学の名称といたしております。この論議の過程で、他の名称にすべきだというふうな御論議は出ておりません。関係者のはば一致した、従来の慣例にも沿つた名称として筑波大学という名称を政府提案の際につけた次第でございます。

○嶋崎委員 茨城県にできる大学ですから、茨城大学というふうに呼んでもいいわけですね。

○木田政府委員 現在茨城大学という大学がございますので、その名称は避けたほうがよろうかと思ひます。

○嶋崎委員 そこでまたお聞きしますが、とにかく大学の名称について私の調べた限りでは、東京教育大学から出ている文書や一切には「筑波における新大学のビジョン」、それから「筑波における新大学の基本計画案」等々の名称であります。それはそのとおりですね。

○木田政府委員 当初におきましてはそのような用語が使われておるし、昭和四十六年六月十日に基本計画として東京教育大学がおまとめになりましたのは、「筑波新大学に関する基本計画案」という名称になっております。

○嶋崎委員 基本計画案を評議会で決定したやつは筑波新大学です。だから、筑波における新しい大学という意味ですね。だからこれではまだ大学は新しい名称ではない。文部省のほうで出したまままでのすべての文書を見ましても全部筑波新大学ですね。法律案が提出される過程で筑波大学という名称に変わったのですね。

筑波大学という名前を一番早くどの政党が使つたか御存じですか。

○木田政府委員 承知しておりません。

○嶋崎委員 一九七一年十月に自民党の文教部会から、筑波大学（仮称）と書いてありますけれども、「筑波大学（仮称）設置要綱案」というものが出ております。そこで初めて大学の名称に相当す

る仮称が出た、私は調査の結果そう思ひますが、御存じないですね。

○木田政府委員 政府といたしまして、筑波大学の準備を整えて、だんだんにこれを特定の固有の名称として使つてまいります作業過程の間には、いままで筑波における新しい大学、それを筑波新大学ということとずつと呼称してまいりました。現実的に国会への提案の作業に入ります過程で私どもとしてはいつまでも新ということばを名称に入れる筋のものではなからうということから、御提案の、私も自体の準備過程で、名称として筑波大学という名称に定着させる、そういうことがいつのころか私もはつきり覚えておりませんけれども、準備の過程として進んできたということはあることだと思ひます。

○嶋崎委員 そうしますと、いまのお話によりまして、どこかで討議しているうちに、文部省の創設準備会ですか、そこで準備しているうちに筑波大学という名称が固まつたということですね。

○木田政府委員 政府といたしましては、法案の形にまとめまして、閣議で法案を決定いたしました際に筑波大学という名称が確定した、こういうふうな御説明を申し上げるべきだと考えます。

○嶋崎委員 自民党の仮称は知らなかつたのですね、創設準備会には。

○木田政府委員 法案の提案を目前にいたしましたいろいろな準備の過程で、関係者が用語をお使いになるという事はこれはあり得ることかと考えます。

私どももまた、事務の過程の中で筑波の大学というものを、構想が定着した段階で、呼称としては筑波大学というふうな作業中使つてきたということも十分にあり得ることだと思ひます。

○嶋崎委員 そうしますと、事務的につけた名前ですね。事務の過程で、相当慎重に配慮して、大学の評議会や何かで討議してもらつて、新しい大学というものをにつくるにあつては名称はどうすべきであるというプロセスは踏んでいないということですね。

○木田政府委員 大学の名称は、設置者でありま

す国が、国会の御審議を経て法律として確定していただくわけでございます。政府といたしましては、その提案の準備をいたすわけでございます。東京教育大学の中の準備過程の御議論では、東京教育大学という名称を使うというお考えは出ておりません。筑波における新しい大学ということで、新しい名称の大学という形で準備が進んでまいりまして、文部省の創設準備会におきましても筑波新大学の論議を進めて、最終的に筑波新大学創設準備会におきましても筑波大学という呼称で最後の準備にかかり、それを受けて文部省といたしましても国会に御提案を申し上げた次第でございます。

○嶋崎委員 私の言っている意味が、局長やはいよくわかっていただけないと思うのです。教育大学が母体になってビジョンが出てきて、そしてその基礎の上に、評議会決定に基づいて新しい大学の設置のプロセスをとった、その経過についてはもう一度お尋ねしますが、それは間違いないでしょう。——そういう場合に、かつて教育大学という名称をつくるにあたって、法案提出の過程で云々というのがありますけれども、そのプロセスで、大学の名称というものは、たとえば理理学部の大学に工学部という名前がつけられないのです。産業大学にはやはり産業というものを生かした名前をつけまね。経済特有の大学には経済大学という名称をつけまね。それと同じように、やはり筑波大学という新しい大学が、国民にわかりやすく、受験者にもわかりやすく、しかもその大学が将来日本のたいへん重要なバイオニアの役割を果たす大学だという構想のようですから、だとすれば、そういう名前はどういうふうになら、だとなら、そういう名前の中に、国民にわかりやすく、しかも、その大学の持つべき特徴がつかめて、しかもそれが、われわれはそこに行けばこういう勉強ができるという印象を与えるようなものにしなければならぬという意味で、大学の名称という場合には、ここでもまた大学の自治やそ

ういうものと密接な関係があると私は思うのです

が、いかがですか。
○木田政府委員 大学の名称を、現実にはいまの各国立大学の名称等ごらんいただきますように、単科大学の中には、その単科の専攻分野を表示した字句を名称の中に入れておるものもございますが、総合大学は一般的に地名をもって名称にいたしておるわけでございます。専攻分野を入れておるわけではございません。今度筑波に新しいビジョンのもとで総合大学をつくるという関係者のお考えからいたしまして、文部省といたしましては、一般の総合大学の例にならぬ、地名をとって筑波大学というふうな提案をいたした次第でございます。

○嶋崎委員 東京教育大学の内部で、名称についての討議やそういうものがあつたかどうかについて、事実はいかがですか。
○木田政府委員 筑波大学の創設準備会で東京教育大学の関係者、学長その他関係者の御参加をいたしまして、最後の段階に筑波大学という名称に事務的にも御相談を進めたわけでございますが、その過程で、東京教育大学の関係者からは、これと異なる御提案がございまして、学内におきましてもいろいろな意見につきましても聞かされております。

○嶋崎委員 そうしますと、やはりこの名称は、プロセスでは事務的に出てきた名称で、真剣に考えた上で出てきた名称じゃありませんね。
○木田政府委員 長い準備の過程で、関係者が十分、この筑波の新しい大学というイメージのもとで定着をしてきた名称だと考えております。
○嶋崎委員 東京教育大学のマスタープラン委員会では、名称について非常な討議をしている過程があるのですが、知っていますか。
○木田政府委員 個人は、その詳細なことを聞いておりません。
○嶋崎委員 筑波新大学ニュースというものを東京教育大学で出しているのは御存じですか。
○木田政府委員 ニュースが出ておることは聞いて

ております。

○嶋崎委員 やはり、新しい大学をつくるにあたりまして、創設準備会が文部省にできたら、大学の中ではどういふプロセスがあるかということについて慎重な配慮があつていいのじゃないでしょうか。そういう意味で資料を、どういふ資料で何が載っているかというところは、文部省のほうではつかんでおく必要があるのじゃないでしょうか。
○木田政府委員 文部省が筑波新大学の創設準備会を設けまして、作業の過程で東京教育大学の関係者はたくさん、学長ほか御参加をくだすっております。その過程でこの名称の論議も十分検討されておるといふふうに私は考えております。

○嶋崎委員 私の調査と事実が違いますね。筑波新大学ニュースには、名称について全学的な討議を起こそうということ、ずっと前から討議してありますよ。
文部省の、その大学の名称の事務的な過程で参加された教育大学の先生はどなたですか。
○木田政府委員 筑波新大学創設準備会に……(嶋崎委員「何ページですか」と呼ぶ)五三ページでございます。五三ページ以下に、東京教育大学からは宮島学長、藤崎教授、福田教授、お三名が総会には御参加でございます。あと、他の部会等にはそれぞれ御専門の教官がたくさん御参加でございます。

○嶋崎委員 いま出されたこの資料は、ことしの、四十八年の二月ですね。これは共産党の山原さんの請求で出てきた資料ですね。その前の資料——文部省でつくった資料は「(第一次まとめ)」ですね。四十八年二月でしたか。その前は、文部省の筑波大学創設に關して出した公の資料はいつですか。どんなものがあるのですか。
○木田政府委員 文部省で外部に出しましたのは、お手元にも差し上げてあるかと思いますが、筑波新大学創設準備調査会という調査会が、二カ年ほど筑波新大学につきましても議論をして、「筑波新大学のあり方について」という報告書を出しています、これが表へ出ております。

○嶋崎委員 また元に戻りますけれども、筑波大

学という名称が、教育大学の中では、たとえば筑波新大学ニュースの中には、M.P.委員会の中で、新しい構想の大学だから、一口で言いあらわすような文句をさがさなければならぬ、単なる筑波大学という、筑波というところではなくて、そういうために全学的な討議を起こそうという文章がここにあるのです。その討議を起こそうというところをいつの時期は、この文章は昭和四十五年一月です。ですから、四十四年の七月にビジョンは出た。その直後に全学的な名称の討議を起こそうという委員会での討議が行なわれていたわけですね。そして、そういう問題について、東京教育大学の内部で名称について十分討議されたという前提に立つて、そしてあとで事務的な過程で筑波大学という名称になったということになるわけですか。

○木田政府委員 東京教育大学の内部におきまして名称の論議の詳細については、承知をいたしておりますが、東京教育大学からは、有力な御関係の学長、教官が御参加になっております。そして、最後の段階で筑波大学という呼称に逐次定着をさせていきます間、これと異なる御意見を大学側から伺ったことは一度もございませぬ。御関係の方々も学内の論議は十分踏まえた上で、こういう名称の定着に御賛同あつたものと考える次第でございます。

○嶋崎委員 そうしますと、筑波大学という名称はだれがつけたかよくわかりませんが、法律案が提出された段階で筑波大学というところになったわけですね。
○木田政府委員 国立学校の名称は、法律をもって確定をさせていただいております。
○嶋崎委員 その回答ではないのです。そこが問題なんです。つまり、大学の名称をつくるにあたって、かつての東京教育大学のように大学内部で、大学の特徴を考えて、国民にわかりやすく、専門的な学生をつくるべく、必要ならイメージをはっきりさせていく、また、研究、教育の特色というものを生かしていく、そういうことにふさわし

い名前は何か。単純にたとえれば経済大学という名前をつける場合でも、それなりに意味を持つてくるところです。ですから、そういうプロセスがたいへん重要なのだということなのです。だから、法案が提出されてきた過程で、でき上がった過程で、こういう名称なら名称というものを、どこでどういうふうにつけていくかというものは、何とはなしに事務的に、話し合っているうちにこの名前が定着してきたというふうな、そういう大学設立だったら、国立学校設置法の一部改正案でできる大学ではないですか。

○木田政府委員 いろいろ準備の過程の中で、おのずから定着するというのが一番いいことだと考えております。幸いに昭和二十四年のときのような論議を私どももまだ何っておきませんで、むしろ皆さんが、筑波大学という、一般の総合大学に地名をつけて総合大学の名称としておる、この同じ例によってお取り扱いをいただいております次第でございます。大学関係者たちの論議の過程は、むしろ円滑に進んできたものというふうな考えでおります。

○嶋崎委員 あとで質問しますけれども、円滑にいったかどうかたいへん問題なのです。今度の筑波大学の場合は、ですから、そういう意味で、大学の名称というのに非常にこだわりますけれども、そういう名称というものを審議しようといういかというマスタープラン委員会での、片方での討議がある。それについて結論は最後まで出ていない。そして、ことしの二月に出た文書ですと、最後に結論の段階で筑波大学の名称に落ちついていいるという結論だけが出ています。そのプロセスの中に、この筑波大学というものは、皆さん方の文書を見れば書いてありますように、いままでの大学と違った——違ったといつても異質とまでいえないで、法律改正をなさったのでしようけれども、そしてそれは特殊な、何も全国に一般化するとかそういうややこしいものではないという考えでお出しになったと思いたいます。けれども、その大学はいままでにないたいへ

ん新しい特徴を持った大学であることは間違いないですね。

たとえば、研究と教育の分離というのを組織的に考えようとしたり、それから人事委員会や参事会や、そういう新しい制度を持ち込んだり、それからまた、研究と教育については再度またこまかに御質問させていただきましても、そういういままでの大学と違ったタイプの新しい大学をつくらうという、たいへん意欲的な試みですね。そういう意欲的な試みに際して、何といたって筑波大学をささえるところの中心は、東京教育大学の先生方が主体ですね。そういう人たちの中で民主的な討議や、それから大学のあるべきビジョンに関連しての名称というものを、煮詰まらないかっこうのままに法律案の形成の過程で事務的に筑波大学と称した、そういう手続のとおり方、ここに法案形式のいわば——合法か非法かという問題ではないですけれども、あとでまた議論しますけれども、御承知のように教育立法というものは最も民主的な、最も非権力的な社会的な作用ですね。ですと、そういう大学の新しい名称というものをつくるにあたって、そういうプロセスが、どういふふうな大学の自治、大学の主体性、研究者の意思、そういうものが反映しているかというプロセスが私は大事だと思っております。

ところが出てきたものは、事務的に討論しているうちに筑波大学というものが、何とはなしに名前が定着してきた。そして法案の過程でこう出した、そういう取り扱ひ方ですよ。それが、文部省が意識的かどうかは別として、全体として大学の創設に対して指導権を握っている、ないしは政治勢力が指導権を握るかのような印象を国民に与えている。そうであるかどうかはいまから詰めてまた議論をします。ですから、つまり、そういうプロセスが非常に大事だとおぼくが思うのは、そういう大学の名称というのは、小中学校の学校の名称と違っています。学問研究と関係がある。それからまたそこで授業を受けた学生たちの持つ資格、将来社会人として出ていくための、いわば前提にな

るものが、どういう形で研究や教授が行なわれるかということとは、常に明確にしていける性質のものであるだけに、それだけにその名称というものは、単純ではない。だからこそ東京教育大学というのでも、出されたときとあとで変わったというのでも、プロセスがあるわけでしょう。その点を聞いているのです。だから、私の調べた範囲では、東京教育大学内部では——そのマスタープラン委員会というものは、皆さん方が持ち上げていらつしやるこのビジョンが母体になって今日の新構想大学ができたのですから、そのマスタープラン委員会の中で、名称についても詰めた議論をしようやといっているときに、もう四十四年の中間報告の皆さんの段階では、これは経過を見てごらん下さい。資料の名前をあげましょうか。教育大学が出したのは、六九年七月九日に出たときは、「筑波における新大学のビジョン」ですよ。「筑波における」ですね。ところが、文部省が途中で出した中間報告はどうなっていますか。中間報告は、そのあくる年の七〇年十月二十一日に、局長、そこに私と同じ資料を持っているでしよう。この表を見ればわかります。七〇年十月二十一日に「筑波新大学のあり方について」という中間報告をやっていますね。これは文部省の側から出た名前です。そして、そのあとに東京教育大学評議会が決定したものは、「筑波新大学に関する基本計画案」です。このプロセスをどう見ますか。つまり東京教育大学、その前後、昭和四十五年です。一九七〇年の一月はまだこの筑波新大学ニュースでは、名称の問題について審議しているまっ最中です。そのときに文部省が出したものは定着させていく「筑波新大学のあり方について」という中間報告が最初の公式文書でしよう。そして、その中に「筑波新大学のあり方について」という名称についてイニシアチブを文部省はとっているのじゃないですか。それと前後して同じときに、あくる年にはつきり筑波大学（仮称）と出した文書がある。文教関係の筑波大学設置法案ですね。このプロセスを見たときに、教育大学のMPがまだ活動しているのです。そういう段

階で、名称の問題についてまだ議論されている、だのに文部省のほうには将来名前が提起されるであろう筑波新大学中間発表をやっているのです。その点はどうですか。

○木田政府委員 文部省で中間的な発表をいたしました際にも、東京教育大学の関係者は御参加をいただいております。もちろん、東京教育大学の中でいろいろなマスタープラン委員会その他の論議が進んでいることはございましょう。しかし、それらを踏まえて東京教育大学の関係者が文部省の準備調査会等に御参加をいただく、その御参加の過程の中で呼称についての論議が続いてきた、それは先ほども申し上げましたように、筑波における新しい大学という意味で筑波新大学という呼称を用いて作業をしてきた、文部省としてその関係者の中間的な発表が行なわれたというのはまことに自然な過程だ、私はむしろ名称のうなものは非常に大事なことでありますだけに、自然の間に定着をしていく名称というものが一番無理がなくいいことだというふうな考えです。

○嶋崎委員 事実と違っています。昭和四十八年の本会議の議事録でも文部大臣は私の質問を何を間違えたか知りませんが、あなたは事実についても誤りがありますと云って、私の言ったことと同じことを言っているのです。その際、その際について本会議で何を聞いているのかわからないけれども、これは余談ですが、ともかく四十四年の七月に教育大学の評議会がビジョンを決定したので、筑波における新大学のビジョン、そのあとを受けて文部省が十一月に筑波新大学創設準備会をつくりました。そのときからの関係者のリストがここに載っております。そのリストには教育大学の先生は三人ぐらいいないけれども、それで定着をさせる筑波新大学、事実違うやないですか。いまのこと。つまり東京教育大学の方々の意見が入って、そして定着をしていったというプロセスじゃないやないですか。どうですか。

○木田政府委員 名称につきましては、筑波新大

学以外の別個の御提案等は、東京教育大学の御関係のどなたからも私どもが聞かされたことがございません。マスタープラン委員会の責任者をなさいましたのは福田信之教授でございます、この方も創設準備調査会等の論議には早くから御参加をくださっております。そういう関係者の参加を得ました準備の過程の中で自然に定着してきたというのは、私は最もすなおな名称ではないかというふうに考える次第でございます。

○嶋崎委員　しかし、さつき局長は筑波新大学ニュースを知らぬと言いましたね。内部でどういう議論をしているかについて慎重な配慮がない。私はおこつたり批判したりすることを目的にしているのじゃないのです。そういう慎重な配慮がないと、つまり大学というものが新設の場合と違って、東京教育大学が移転から新しい大学ができる過程で、いかぬ大学自治や学問の自由という現行憲法の体制の中のプロセスが踏まれているかということが問われる。皆さんが意図している筑波大学が生まれぬじゃないですか。だからそういうときは、現実の大学の中で、名称なら名称について真剣に討議するプロセスがあったとすれば、ないしは討議をしようとする呼びかけがあったとすれば、そういうものを文書を見て配慮をしながら筑波新大学という名称を定着させていく、この意識がその辺から始まるなら、そのプロセスでそういう努力がなければならぬじゃないですか、そこを聞いているのです。

○木田政府委員 東京教育大学の中で名称についてのいろいろな御論議が活発に行なわれますなら、私どももおのずからそのことも聞こえてまいりましょうし、またそれが私どもの創設準備会等の論議の過程の中でも論議されることだろうと思ひます。しかし、東京教育大学の関係者が御参加をくださっておりますこの準備作業の中で、筑波大学と異なる名称の御提示は一度もございませう。その意味で自然に定着をしてきているといふふうに御説明を申し上げておる次第でございます。

○嶋崎委員 いまのような回答が問題なんですよ。つまり東京教育大学からあがったものが何もなければ私たちはそのことを進めてよろしい、こういうことにはなりません。かりにインフォーマルな形であっても、これは教育立法なんです。よ。行政組織をいっておるのではないのです。教育立法ですよ。だからインフォーマルな形であっても、大学の内部のいろいろの討論や動き

というものを結論づけるためには、かなり時間がかかると思うのです。そのために紛争の種になつたりしているでしょう。それはいろいろな要因がほかにもからんでいると思います。だから、特にそういう内部での討論というものがどうなっているかということを見守りながら、単に大学を新設するのではなくて、教育大学がそういう新しい大学に生まれ変わるというわけですから、これは文部省が名前をつけるのか、自民党さんが名前をつけるのか、現地の大学で名前をつけるのか、名づけ親というものは大事だと思うのです。その名づけ親を鮮明にしていくなめには、結果としてそれは法律案の段階で筑波大学になつてもかまわないのですよ。それは筑波大学という名前を悪いと言つておるわけではないのですから、結果はそうなつても、そのプロセスがいわゆる教育という社会の持つてゐる、大学の持つてゐる特徴ですね、その特徴を文部省や何かがよく見ながら慎重に配慮していくという必要があるのではないのですか。ぼくはそう思うのですけれども、いかがですか。

○木田政府委員　準備の過程で、三、四年文部省
といたしましても慎重を期して関係者の御論議を
いただいてまいりました。その過程で、名称につ
きましてはいま御提案を申し上げておるもの以外
の御論議は聞かされておりません。

○嶋崎委員 さつきから言ったでしょう、時期を見てごらんない、年教を。四十四年七月でしょう。文部省は十一月ですよ。あくる年の十月には。新大学の中間報告が出ているのですよ。その会議の回数は、そこに書いてありますけれども、何回

あります。こんな少ない回数ですよ。ここにある審議の過程見てごらんない。新しい大学で、全国民が問題にしていくな大学の問題でその会議の中で、この議案の中には、ここには名称についてという議案は一本もありません。そうしたら、大学の名称という問題について大学側の動きやそういうものに配慮なしに命名したということじゃないのですか。

○木田政府委員 関係者に格別他に異なる御議論がなくて、自然に定着をした名称は一番いい名称だというふうに考える次第でございます。

○嶋崎委員 そんなの暴論ですよ。それはつまり逃げ答弁ですよ。つまり四十四年に教育大学がやって、最後に基本計画なんか出てくるのは四十六年、基本計画が出てくるまでに二年間ある。そうすると、四十四年七月に評議会で決定して、そして文部省が十一月にできて、それからMPPが基本計画案を発表したのは四十六年ですね。その一カ月あとに文部省のほうでも、その次の第一次のまとめが出ておりますね。その間二年間あるのですよ。二年間あるのだから、その途中に中間報告が出ているのですね。だからそういう短い期間の中で、しかも新しい大学を創設するにあたっての専門委員会というものは、教育大学の先生方はほんとうに——学長は参加しておられましたが、非常に少ない数で、新たなメンバーでもって大学構想を打ち出しているでしょう。そうですね。いま私の言ったことは認めますね。

○木田政府委員　東京教育大学にマスタープラン委員会を設けられましてから、いろいろな御議論が進んだ過程は数年間にまたがっております。そして、昭和四十六年に東京教育大学自体が基本計画を御提示になりましたあと、文部省で具体的な創設準備に取りかかりましてから今日まで、ほぼ

二年近い準備期間を持っておるわけでございますから、この新大学を中心にいまして準備をしましてまいります期間というのは、相当の年月をかけて関係者が御討議をくだされたわけでございまして、その間に特別の御提案もなく、自然に定着

をした筑波大学という名称は、関係者の一致の名称だというふうに理解をいたしております。

○崎崎委員 いまの過程で、私はこういうふうな私なりの事実認識をいたしました。つまり、筑波大学における新大学のビジョンという、そういう四十四年七月の東京教育大学の決定当時は、まだ筑波大学という名称は定着していなかった。ところが、文部省が創設準備会をつくって、そして創設準備

生の意見も聞いた上で――ぼくは非常に少数の意見だと思ふけれども、メンバーを見たって三人しかいないのですから、だからそういう過程で「筑波大学のあり方について」という中間報告が出たのですね。ですから、そういう事実経過から見て、この名称の発端は、文部省がアレンジしてでき始めたその創設準備会の中で、将来の筑波大学という名前をつけるに必要な、いわば定着さしていく出発点のそこから確認して始めた、こうまず理解していいですね。

○木田政府委員 東京教育大学の関係者が、長い間筑波における新しい大学のビジョンを固め、筑波新大学のビジョンというふうに呼称をされ、それを、マスタープラン委員会ができてから今日までですにもう五年も前のことなんでありますが、その論議の過程をずっと受けながら、東京教育大学のマスタープラン委員会の委員長であるとかあるいは学長であるとか、そういう関係者が参加をして定着した名称というのは一番自然な名称で、これに対して他に異なる御提案は聞かされておりません。一番国会に御提案するのにいい名称として政府が決定をいたしましたわけでございます。○嶋崎委員 国会で名称を変える提案があったら変わるのですね。

○木田政府委員 国会の御審議のことでございますから、御審議の過程だと考えます。

○嶋崎委員 私は、いまから次の問題に入る前提として、こういうプロセスというのはいへん重要だという判断なんです。それで、要するに新しい大学の名称は、文部省の創設準備会の過程で

のすから定着してきたというふうに判断をさせていただきます。現東京教育大学内部では、その当時名称についての論議があつてゐるというこの関係の中で、その内部の実情については知らないまま、文部省としては新大学という形で筑波大学の名称を定着させていくというプロセスをとつたということだといふ事実評価を確認しておきます。私の調査では、筑波大学（仮称）という名称が公の文書として出たのは「仮称」といふ形、いわゆる新大学ではなくて「筑波大学（仮称）設置要綱」といふ自民党の文教部会の文書で出たのが正確には初めてだ、こういうふうな事実をつかんでおります。だからそうしますと、筑波大学という名前がきまつてきたプロセスは、現地の東京教育大学内部では、そういう名称についてはまだ審議があつてゐる一年後に、その創設準備会が筑波新大学という名称で中間発表をして、その後、それから一年してからですが、自民党のほうで筑波大学（仮称）という名称の設置要綱が出ていて、おとすですか、そうして定着をした、そういうプロセスですね。公になつてゐる文書に見る限りは。

○木田政府委員 東京教育大学が昭和四十六年六月十日に「筑波新大学に関する基本計画案」というのをおまとめになりましたのは、東京教育大学に設けられておりましたマスタープラン委員会の御議論の結論をこういふ形で大学としてお認めになつたものと考え、したがって、筑波新大学という名称も、その間に東京教育大学の中で用いられてきたものというふうに私も考える次第でございます。それを受けて、文部省の創設準備会等が同じ筑波新大学という名称で作業を進め、法律案に御提案をいたします直前の準備段階から新といふことばをとりまして、筑波大学という名称にして作業を進めてきたというのが経緯でございます。

○嶋崎委員 事実評価について、すれ違ひになつてゐるところがある。ただ、はっきりしてゐるのは、東京教育大学内部でそういう動きがあつたといふことは文部省は知らなかつたということだけ

は事実ですね。

○木田政府委員 マスタープラン委員会でいろいろ御議論がございましたが、その過程を逐一承知してゐるわけではございません。名称につきまして、どのような御議論があつたかについては承知してゐないし先ほど申し上げましたが、それは他に異なる御提案その他がないということも含めて承知をしておりません。

○嶋崎委員 そこが問題なんです。提案がなければ、大体筑波新大学という名称で走つてよろしいといふふうに取り扱い取り扱ひ方が、新しい大学を新設——単に国立学校設置法一部改正案、それだけでつくるといふんじやなくて、新しいビジョンの大学というものを造る際のいわば大学の名称は、そういう手続の問題に関連して私は聞いておるんですよ。だから出てくるものが出てこなければ、大体それで了解できて、そしてその名称が定着するであろうという問題のところがそのものがどうも理解できないし、そういう手続の取り扱ひ、これから質問していく問題に関連して、私はたいへん手続上の問題性をはらんでくるんじゃないかといふふうにお聞きです。だからこれは、事実認識についての違いがいわば明確になつてゐるようなものだと思いますけれども、さらに次々と議論をしていく中でより具体的にさしていこうといふふうに思います。

それで、名称の問題は、私はやはり東京教育大学での動きがあつて、そしてそういう動きの中でむしろ積極的に——結果として筑波大学になつてもいいんですよ。しかし、その過程でそういう議論が行なわれてゐるというこの中に、実は新しい大学というものを構想していくプロセスが、教員全体の民主的な意思の統合の過程としての一つの側面だと思ふんですね。ですから単に研究教育や研究体制だけの問題じゃなくて、管理体制の問題だけじゃなくて、そういうシンボライズされたものについてそういう大学の特徴というものをつかむ意味においても、新しい大学の名称は、結果として筑波大学は何もシンボライズされたものでな

いかもしれない。しかし、それでもそういう名称をつけるかつかないかということを討論したプロセスがどういふプロセスをとるかということが、これまで大学自治というもののあり方と関係があると私は思ふのです。ですから、そういう意味で、内部でのそういう議論というものを時間をかけて煮詰めれば、それも五年も六年も待っている話じゃなくて、名称をつくるにあつて一定期間そういう学内の世論を統合していく過程があればまだしも、東京教育大学が、新しい大学ができるそのプロセスでのその後の問題点というふうなもの、一つでも消えていく条件にはしないかといふふうに私は考えるわけです。

○田中委員長 午後一時再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時十六分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。嶋崎君。

○嶋崎委員 最初に、もう一つお尋ねしますが、明治以来といふとちよつと大げさかもしれませんが、新しい国立大学を設置するにあつて、国会で与党と野党が対立したり、国民の世論が分裂するような大学の設置がいままで日本の文教史上にありましたか。

○木田政府委員 過去の経緯を逐一承知しておるわけではございませんが、先ほど御指摘のございました東京教育大学を国立学校設置法の中に提案いたしました際に、それを構成いたします大学関係者の中にかなりいろいろな議論がありました。それからまた東京文理科大学をつくるというような過程で、かなり幅広い議論があつたということだけは聞いております。

○嶋崎委員 私の聞いておるのは、たとえば旭川医科大学ならば与野党一致して直ちに大学設置でき

ますね、いままでの討論の経過からしても。ところが、今度の筑波大学という大学を設置するにあつて、ここで国会内部では与党と野党が意見の対立をしてゐる。そのことは、国民の世論からいっても、かなり世論が大きく割れてゐるというような過程で大学を設置したという経験がありますかという質問です。

○木田政府委員 戦前は学校の設置は主として勅令をもつて実施いたしておりますので、国会の中で特定の学校につきましても議論がどの程度行なわれたのか承知をいたしております。新しい憲法のもとにおきまして、国会で大学をめぐつての議論がいろいろと進むようになってまいりました。個々の大学をめぐつての扱い、大学全体として大きな問題になりますのは、おそらく今回初めて御検討をいただきました大学管理法案、その他大学をめぐつての議論の中で、国会の各党の間で活発な御議論があつたといふことは、幾たびか承知をいたしております。また個々の大学の個々の分野につきまして、取り扱ひ上の議論が起ることというふうなことは、私も大学の移転、統合の際にかなり議論があつたといふふうに考えます。また東北大学等の例を考えてみても、新しい宮城教育大学を分離します過程において、かなり議論がかわされたといふことも私の記憶にございます。

○嶋崎委員 いや、大学設置ですよ。新しい大学をつくるということに関連して、国立学校設置法の一部を改正して、そして新しい大学をつくるというこのことに関して、国民的な合意を得にくい、そんな例はなかつたわけですね。

○木田政府委員 どこまでをどう考えるかということでございますけれども、東北大学から宮城教育大学が分離いたします過程におきましては、かなり活発な御議論があつたといふふうに記憶をいたしております。

○嶋崎委員 議論があるのはあるでしょう。議論はあつたでしょう。しかし、国会で与野党が、大

学の設置という点に関連して意見が対立してきた経験がないと思えますけれども……

○木田政府委員 いま記憶がさだかでございますが、その中で、また確かめてお答えを申し上げますが、宮城教育大学を設置いたします過程では、東北大学は紛争にも巻き込まれましたし、その宮城教育大学の設置につきましてかなり論議があったというところはございます。

また名称の件でございますけれども、個々の大学の名称を変える点につきましては、国会の場で相当活発な御論議があったということも記憶に残っておりますが、賛否の過程がどうであったかという点は、また別途調べましてからお答えを申し上げます。

○嶋崎委員 たとえば大学管理法とか、そういう大学管理法の一般の問題に関連する法案をめぐると、旭川医科大学を設置するとか、それから愛媛大学とか等々のように、大学を設置するとか、国立学校設置法を一部改正して新しい大学をつくるというふうなことに関連して、その過程でいろいろ賛成するわけにいかぬ、もう少しその法案の内容についていろいろ検討をしなければというふうな大学の設置はなかったんじゃないでしょうか。

○木田政府委員 さつき申し上げました宮城教育大学の設置の際の各党の御意見がどうであったか、ちょっとさだかでございます。一般的には御指摘のように、多くの場合に一致の御賛同を得ながら、大学、学校はつくってきたと思えますけれども、場合によりましては、国立学校設置法の改正につきまして御論議があったという記憶は残っております。

○嶋崎委員 論議があったのはわかるのです。今度の筑波大学のように、新しい大学を設置するということ、そういう設置に対して、野党の中で論議は、それはたとえば医学部なら、医科大学をつくるにあたって、定数がどうか、医学教育に

必要な条件がどうなっているとか、または移転にあたって教育の配置転換にかかると問題でどうかとか、それに伴って大学が縮小統合されるというふうなことがいろいろあると思うのです。そういうことで論議があつても、大学を設置するということには賛成する。いまのところ、そういうタイプの大学は設置していかどうかというふうな根本的な問題にかかわるような議論で、与野党で対立したような経験はないんじゃないでしょうか。

○奥野国務大臣 大学につきましては、多年にわたります非常に紛糾を重ねてきているわけでございます。その中で、東京教育大学が一つの改革案を提示したわけでございます。したがって、この提示を立法化する、これにつきましてやはり賛否の論がわいてくる、これはまあやむを得ないことじゃないでしょうか、こう考えているわけでございまして、従来ずっと学部の組織を続けてきて、その中で東京教育大学が新しい案を提示されたという違いがあることは事実でございます。

○嶋崎委員 先ほど社会党の長谷川理事から、この分離案の提案があつた際に、それぞれの野党のほうで理由を述べられたわけですね。あの理由の中では、つまり、筑波大学の設置にかかると大学の設立に関する問題と、それから旭川医科大学その他の大学の設立にかかわる問題とが、質が違ふというふうな意味のいわば理屈、理論づけでもって、その反対のここの後半の切り離してやるほうについては、徹底した慎重審議が、憲法論から大学管理から、研究、教育に至るまでしなければならぬ、そういう性質の大学が片一方では問題にならないわけでしょう。これは非常に歴然としていえるのは、旭川医科大学については、大学の医学部というものを、どういふふうにお医者さんを養成していくかということに関連して、医学教育の内部を充実させるというふうなことに、いろいろな議論がまたあつていいと思うし、まだあると思うのです。新大学の設置そのものには直ちに国民的な合意ができませんね。ところが、

筑波大学のはうは、そういう意味での国民的合意がでないという意味で、切り離したらどうですかという提案だつたと思うのです。つまり、そういう性質の筑波大学ですね。その筑波大学というふうなものを設置するについての、野党がそういう形で提起したような大学設置というのは、いままでにはなかったのじゃないかと私は思うのですが、私の事実認識が間違ひでしょうか。

○木田政府委員 先ほど個別の例を申し上げますが、宮城教育大学を設置いたします際には、そのことの可否をめぐりましてかなり激しい賛否の論議がございましたから、そのときの当委員会におきます賛否がどうであったかというのをもう一度私も確認をした上で、その事実があつたか、なかったかについてはお答えを申し上げます。

また、大学の名称につきましては、名称変更にあたりまして賛否が対立をいたしました。賛成多数で国立学校設置法の関係大学の名称を変えたということがあつたと私記憶いたしております。これもまた賛否を確かめましてからお答えをさせていただきますかと思ひます。

○嶋崎委員 さつき野党から分離論ですね、第一条とその他筑波大学とを分離せよという提案があつたのに対して、採決されましたけれども、分離できないというその趣旨と理論的根拠を、大臣、説明してください。

○奥野国務大臣 国立大学でございますので、国立大学が網羅して国立学校設置法に規定させていたでいてるわけでございます。したがって、そういう意味でこれを受け取って御論議いただきたい。

同時にまた、二月に提案をいたしました、三月の本会議で質疑をいただきました、四月、五月、六月にいま入ってきているわけでございます。この段階で分離案を提案されるということにつきましては、私たちは、審議をもう一べんもとへ戻すことになるのじゃないだろうか、こういうふうにも考えるわけでございまして、言いかえれば、筑

波大学をこの際成立を見ないようになさりたいというところの御提案ではなからうか、こう受け取らざるを得ないわけでございます。そういう意味合いにおきましては、終始一貫、分離提案できない、こういうお答えを申し上げます。

○嶋崎委員 その分離せよという趣旨は、先ほどの説明にもありましたように、旭川医科大学や愛媛大学その他の新増設については、いま直ちに国民的合意ができるからであるという性質の、国立学校設置法の一部改正でできる、そういう大学だ、という認識に対して、もう一つの筑波大学に関しては、それは異質だという趣旨の説明だ、と思ひます。それは別に、今度の筑波大学は旭川医科大学なんかと同じような同質の、といひますか、同じ性質の大学というふうな理解されているのですか。

○奥野国務大臣 国立大学としては同質だと考えております。ただ、組織につきましては、学部組織では適当でないという東京教育大学の提案を受けて、その点につきましては違つた内容を御提案申し上げておるわけでございます。

○嶋崎委員 そこで、われわれは、先ほど野党側のいろいろな説明にありましたように、いままでの憲法や教育基本法や学校教育法や教育公務員特例法や、そういう一連の現行法の体系の中で設置する大学にしては、一片の法律改正では済まされない問題を含んだ大学の設置だと考えているわけですから、そういう意味で、旭川医科大学とかその他の新増設の大学と同じ意味での大学の設置だという判断をとっていいわけですね。

いまこの法案を提案している立場からして、前者と後者、第一と筑波大学については、そういう憲法や教育基本法その他の関連で慎重に審議する性質の大学だというふうには考えていないわけですか。

○木田政府委員 大臣もお答え申し上げましたように、国立学校として、また国立の大学として、同じものだというふうな考えておるわけでござい

ます。また、教育基本法、憲法との関係において、何ら他の大学と変わらないと思っております。ただ、御提案申し上げておりますように、学校教育法の学部構成のところが違うという意味で関係規定をあわせて御検討いただいております次第でございます。

○嶋崎委員 そこで、分離提案についてはもう採決が済んでいますし、そういう見解を承って、次に進みますが、東京教育大学は廃校になるということ、これは、いつ、どこで、だれがきめたのですか。

○木田政府委員 この法案で御提案申し上げておる次第でございます。

○嶋崎委員 この法律が通れば廃校になるのですね。

○木田政府委員 この法律案に規定してございませう昭和五十三年の三月三十一日をもって東京教育大学は廃止するということに相なります。

○嶋崎委員 この法律が通ればというわけですけれども、この法案が通れば東京教育大学が廃校になるというところは、筑波大学が創設されていく過程で、昭和五十三年ですかね、事実上教育大学の学生はいなくなつて、来年、再来年とこの計画に基づいて新しい学生が筑波大学に入ってくる、教育大学に学生がいなくなつた段階でこれが廃校になる、そういう仕組みに法案はなつていますね。

○木田政府委員 筑波の地に新しい大学として発展するといふ前提で、昭和四十二年以来マスタープラン委員会の御議論があり、それが筑波新大学として構想がまとまつてまいりました、その新しい大学に発展をする、よつて従来の東京教育大学は発展的に解消する、こういう御意見と承知をいたしておるわけでございます。

○嶋崎委員 東京教育大学が発展的に解消すると

いうのは、東京教育大学の意思ですか。

○木田政府委員 筑波新大学の構想を考へて推進してこられた東京教育大学のお考えと考へております。

○嶋崎委員 東京教育大学が、筑波における新大学のビジョン案、これを決定されたのは一九六九年の七月九日で、そのあとに東京教育大学の評議会がこの案を決定されたかに聞いておりますが、その辺の経過をちょっと説明していただきたい。

○木田政府委員 東京教育大学は、昭和三十三年の九月に大学の移転問題を問題として取り上げになりまして、そうして昭和三十八年に、大学移転特別委員会を設置され、昭和三十九年の四月に評議会が大学の将来計画委員会の設置決定をして、逐次準備を進めてこられ、そうして昭和四十二年に評議会が、総合大学として発表することを期し、条件つきで筑波に土地を希望するということとを決定されたから、文部省あてに、筑波に土地を御要請になつたわけでございます。その直後に、昭和四十二年の七月からマスタープラン委員会の設置を見まして、紛争の過程はございまして、検討が進んできた。そうしていま御指摘がございまして、昭和四十四年の七月、評議会が、筑波における新大学のビジョンの実現を期して筑波に移転するということとを決定された次第でございます。

○嶋崎委員 そこで、いまの経過をお聞きしまして、昭和四十二年六月十日、東京教育大学が筑波土地確保の意向表明の決定があつて、そして文部大臣あてに十三日付でもつて文書を提出されておるわけですね。昭和四十二年の六月十日、東京教育大学評議会が決定して、そして十三日に文部大臣あてに文書の提出が行なわれて、そして、統一である月の七月の四日に東京教育大学がマスタープラン委員会の設置を決定して、そして七月の二十六日に設置要領を評議会が承認している。私、よりこまかく少し言っているのですがね。そういう過程を経ていると思うのですが、そして一ヵ月後の八月の二十五日に、評議会が、筑波に移

転するにあつたの調査費の計上を決定しているわけですね。こういう経過が一つあると思うので

この個々の経過はすでに、そのあとの、要するに教育大学がキャンパスが幾つもあつて、そして一つに統合していかないと学生の収容もできないし、大学全体としての全体的なシステムというものが非常に分散化している、そういうことで筑波に新しい土地を求めて、そしてそこに移転しよう、そういう段階での申し合わせのプロセスですね、いまの過程は、その点は間違ひありませんね。

○木田政府委員 四十二年の六月には、総合大学として発展することを期して、条件つきで筑波に土地を希望するということとをきめております。御指摘のとおりかと考へます。そしてマスタープラン委員会を設けて、その総合大学として発展するということの中身の御検討に入られた。また四十二年六月には、それを受けて移転調査費の概算要求を文部省に御提示になつたことは、そのとおりかと考へます。

○嶋崎委員 そこで、経過の事実を共通の議論をしていくためにも確認させていただきませんが、昭和四十二年の段階で東京教育大学が土地確保をきめて、移転の方針をきめましたね。そしてマスタープラン委員会を設置することを大学の評議会できめて動き出したわけですが、四十二年から四十四年の段階まで、つまり東京教育大学の昭和四十四年七月二十四日の評議会まで、筑波における新大学のビジョンに基づいて新しい大学を設置するといふ最終決定が行なわれたといふふうに聞き及んでおるのですけれども、その経過はいいですね。

○木田政府委員 いま大体御指摘があつたとおりかと考へます。

○嶋崎委員 そこでちょっとお聞きしたいのは、この当時教育大学にたいへんな紛争がありましたね。四十二年七月にマスタープラン委員会が結成されて、そして四十四年七月二十四日の、新しいビジョンに基づいて新しい大学をつくることを決定した評議会までの間、大学内部に、東京大学と

並んで問題になつたたいへんな紛争がありましたね。その過程でマスタープラン委員会というのは活動していたんですか。

○木田政府委員 紛争の激しい最中に、そのマスタープラン委員会の審議が順調に行なわれなかつたといふことはあつたかと思ひますが、このマスタープラン委員会が四十二年七月に設置されて、四十四年七月までの間に審議が行なわれていなかったといふことはなかつたかと思ひます。

○嶋崎委員 いまの局長の答弁は、私の調査した事実とだいぶ違ひますね。教育大学の中で、マスタープラン委員会の討議を中止するという決定をやつておる教授会は幾つかあるのですよ、御存じですか。

○大崎説明員 私どもが承知いたしておりますところでは、四十二年六月の時点から、マスタープラン委員会の正式の審議が中断をされました、有志グループその他の形でいろいろ御検討は進められておりましたようではございますが、委員会としての活動は中断ということでございます。四十四年六月に正式に再開されておるといふふうに承知をしております。

○嶋崎委員 いまの課長の説明が正確だと思ひますね。四十四年六月二日にマスタープラン委員会が再開しているんです、ちょっと事実を確かめると。内容と非常に深い関係がありますからね。

六月二日にマスタープラン委員会が再開されて、そしてあくる月の七月九日には、筑波における新大学のビジョンという案を評議会では決定しているんです。そうしますと、マスタープラン委員会というものは四十二年に設置されて、そしてその途中の過程では解体して、四十四年六月の段階になって再開されて、一ヵ月後に「筑波における新大学のビジョン」を答申しているんですね。

この事実はどうですか。

○大崎説明員 再開されましたから約一ヵ月余で答申が出たということは、おっしゃるとおりであります。

○嶋崎委員 いま事実確認をやっていますから……。そういう経過ですね。ですから、あとでまたこの内容に触れますが、新しい筑波大学を教育大学が生まれ変わってつくるという方針を大学全体で確認したのは、四十四年七月ですね。そのときには東京教育大学が廃校になるというようなことは、同時に議論されてはいなかったですね。いかがですか。

○大崎説明員 筑波において新大学のビジョンの実現を期するという御決定の裏には、先生方を中心に、現在の東京教育大学という機構自体は現在地にはなくなるとして、筑波の地で新しい大学としておつくりになるという意思決定だったというふうに理解をいたしております。

○嶋崎委員 筑波における新しい大学のビジョンは決定しているけれども、筑波にどのような形の大学ができるかについてはまだ確認されていないのじゃないですか。

○大崎説明員 先ほどのお話のように、そのビジョンを具体的にどうするかというのをマスタープラン委員会御審議になったというふうに理解しております。

○嶋崎委員 私はここでひとつお聞きしたいのは、新しい大学をつくる大学の評議会が意思決定したそのときに、文学部の教授会がその評議会の決定に参加していないというふうに聞き及んでいます。いかがですか。

○大崎説明員 四十二年の六月、つまり筑波の地に条件付きで土地を希望するという決定をいたしました際には、評議会には文学部を含めた評議員全員がそろっておりまして、ただ、その評議会の席上で文学部から修正案が出されて、その修正案が採択をされませんで、これは私の大学当局からの伝聞でございますが、文学部の評議員も、その修正案の採択がなされなかったあとで、原案の採択をすること自体には同意をされまして、決定を見た。したがって、四十二年六月の時点では、文学部が同席をされました評議会での決定を見まして、その後文学部の教授会に持ち帰られた時

点で、教授会ではその決定が御不満であるということ、以後筑波の審議には参加をしないという態度をとられたというふうに承知をしております。

○嶋崎委員 私のつかんだ事実と違っていますね。つまり文学部教授会は、土地確保に関して、新しい土地に移転するというその評議会には参加をしていました。しかし、この筑波のビジョンのときには、新しいビジョンですから、これは大学における学問研究、教育というものの思想にかかわる問題ですね。そのビジョンですから、そう思いませんか。局長、いかがですか。

○大崎説明員 私が申し上げましたのは、四十二年六月の段階の話でございます。

○嶋崎委員 いまのはやはり私のが正確だったのですよ。四十二年の段階と四十四年の段階は違うのです。それは確認なさいますか。——そうしますと、私がお聞きしたいのは、大学で一つの学部が新しい大学をつくることは参加できなかったというところから見て——その後は大学は廃校になるわけですね、この法案が通りますと。そうすると、一つの学部が参加しない、ないしはその意思決定に参加していない、いわばそういう大学の決定でもって大学を廃校にするというようなことは、いまだかつて日本にはなかったと思いますが、いかがですか。

○木田政府委員 昭和四十二年六月に評議会が筑波の地に土地を希望する、筑波に移転を考慮しておられるという決定をいたしましたから、文学部がこの筑波への移転に反対して、以後一切この筑波への移転問題あるいは新大学の問題の議論に加われないというところは、事実はそのとおりでございますが、非常に遺憾なことだと考えております。大学の評議会が決定されましたことにつきまして、その構成一部局が、その決定に不賛成であるゆえをもつて、あと大学の正規の評議会の議論に加われないという態度そのものは、私は理解しがたいところでございます。文学部全体で皆さんが御参加にならぬというわけでもないようでございますが、そのために筑波における新大学のビ

ジョンその他の検討にあたりましては、文学部の中にあります移転を考慮しているという御賛成の方々も事実上参加されまして、そして筑波の地における新しい大学のビジョンの準備を進めてこられたという経緯はございます。しかし、その後一貫して大学のこの問題の議論に、四十二年以来一学部が正規の代表者を出しにしないというこのことは、いかにも異常な状態でありまして、また理解できないところでございます。

○嶋崎委員 一学部が参加しないのは異常だというのはお認めですね。そうして理解できないとおっしゃいましたね。なぜ参加しないのですか。

○木田政府委員 大学の正式の機関で御議論をされますことについては全員が賛成であるかというふうなことを考えてまいりますと、事柄によりましては御反対の内容のこともあろうかと思えます。しかし、大学全体としての意見を調整する一番大事な評議会が大学の意向としてきめられたことに不賛成であるゆえをもつて、以後一切そのことについてある学部が正規には参画をしないというのとはどうい理解できないところだと思えます。反対でございますけれども、正規の機関で参画した事柄につきましては、反対は反対なりに御参加あつてしかるべきだというふうに考えておりました。一部局が反対意見のゆえをもつて議論に加われないというふうな大学の運営が長く続くというところは、とうてい理解しがたいところである、こう考える次第でございます。

○嶋崎委員 文学部が参加しなかった理由は何かと聞いています。四十二年六月、評議会が総合大学として発展することを期し、条件つきで筑波に土地を希望するという決定をされたこと自体に御反対だというふうに理解しております。

○嶋崎委員 それははくの調べた事実と違っていますね。土地確保、移転するとうときまでは参加しているのです。それが、四十四年のビジョンの決定をめぐってその意思決定に加わっていないのです。私はその事実をつかんでおりますが、どこが

違うのでしょうか。

○木田政府委員 四十二年六月、文学部からも正規の評議員が出まして、先ほど申し上げましたように、評議会が総合大学として発展することを期し、条件つきで筑波に土地を希望するということを御決定になりました。この際、文学部からはこれと違つた修正案が提示された。しかし、その修正案は採択にならなかった。その議事を文学部の評議員の方々も入って決定されたわけですが、文学部教授会が評議会の決定を不満といたしまして、その直後に学部長、評議員を交代させ、以後この問題に関する審議には学部としては一切参加しないという参加拒否を四十二年の六月の時点で文学部がおとりになったわけでございます。

○嶋崎委員 私が聞いているのは、文部省や新しい大学を設置する側として、筑波大学という新しい大学をつくるためのビジョンを決定した四十四年七月の評議会、この評議会に参加しなかった理由です。

○木田政府委員 それは、四十二年六月に筑波に土地を求めるとい決定に対して文学部教授会が不満であるとして、この決定に参加された文学部の評議員を交代するというような学部教授会での措置をとられて、しかも学部教授会において、自今この問題に関する審議に学部としては一切参加しないという態度をおきめになったのが四十二年のことでございます。そのとき以来、この移転問題あるいは筑波の新しいビジョンの問題等につきまして、文学部は正規の教授会としては何ら参加をしておられない。その理由はいろいろお尋ねでございますから、この評議会決定に反対であったから、こう考えるというわけでございます。

〔委員長退席、内海（英）委員長代理着席〕
○嶋崎委員 最初の段階での決定は、またビジョンの出していない段階ですね。その土地問題に関連してもいろいろ意見の対立があったでしょう。ところが、四十四年七月の段階になりますと、「筑波における新大学のビジョンについて」という答申案を前提にしての評議会になってきますね。そうし

ますと、土地問題をめぐって対立していた意見の内容と、四十四年の評議会の段階におけるビジョンをめぐっての意見の対立というものは、形の上では確かに似ていますが、その事実関係については私の調査とちょっと違うのですが、それはもう一べん調べ直してみないとよくわかりませんけれども、だから四十二年の段階は、新しい土地を求めて筑波大学への移転が前提になっている決定ですね。その段階ではまだMP、マスタープラン委員会は発動されていませんから、どんな大学ができる、どういふ大学にしようという大学の意思はきまっていますね。移転というのを前提にした国立大学設置法を一部改正すればいいというように大学だと、一般の大学教官は想定していたでしょうね。それが今度は四十四年七月の段階では、筑波における新大学のビジョン——この中身については、研究、教育の問題で私もたくさんお聞きしたいことがあります、いまは形式的な手続論の民主性というのを問題にしているのです。ですから、四十二年の段階における土地問題をめぐる学部内の意見の対立と、四十四年の新しいビジョンというものをめぐる意見の対立というものが、形の上では参加をしないという形式は似ているけれども、内容的には、大学の将来にかかわるいわば学問研究、教育、大学管理一切にかかわる問題になってまいりますから、そういう問題に関連するビジョンというのをめぐる大学の意思統合に際しては、これはいわば相当詰めた討論と、それからその民主的な討論のプロセスが必要だと私は思うのです。それは学問、思想、信条の自由等々の憲法上のものもろの問題に深くかかわっていると思いますが、いかがですか。

○木田政府委員 文学部がおそらく筑波への移転反対ということから四十二年六月の段階で評議会の決定を不満とされ、以後この筑波への移転問題に関する論議には全然御参加にならないということと自体は、全く理解に苦しむ文学部の御態度だというふうに私は思うのでございます。よって、いま御指摘になりましたように、新大学におけるビジョンを四十四年にマスタープラン委員会の中身を受けて評議会の決定されます際に参画をしておられませんか。ですから、その参加の中でどういふうな論議が出たかどうかということにつきましては、私もわからないうけでございしますが、そもそも移転反対ということから一切の論議に際してこれになかったという文学部のとった御態度というのは、われわれ通常の大学運営のあり方としては全く理解できないふしぎなことだと思います。

○嶋崎委員 そのふしぎなことが事実なんですよ。そこでお聞きしますが、これは大臣にお聞きしたいと思えますけれども、いまの現行憲法と、それから学校教育法その他の法の趣旨、そういう中で大学自治というものをどういふふうに考えたらいいかということについての意見をお聞かせ願いたいと思います。

〔内海英二委員長代理退席、委員長着席〕

○奥野国務大臣 あくまで、おっしゃる通り大学自治でございます。個々の学部自治ではない、かように考えます。大学としての意思決定を自主的にやってもらう、それをできる限り尊重する、その大学の意思決定は大学の意思決定をもっておさめる方式があるわけでございします。その方式によって行なわれている限りにおいてはそれに異議を差しさす余地はない、かように考えます。

○嶋崎委員 大学の意思決定は学部の意思ではない、評議会の意思ですか。

○奥野国務大臣 大学の意思をきめます場合には、それぞれ方式があるだろうと思えます。また、大学によりまして、慣行的にいろいろお進めになっているわけでございします。したがって、ものの性質によりまして、評議会で決定されるものもございしますし、あるいは教授会で決定されるものもございしますし、それぞれだと思えます。しかし、大学の移転ということになりますと、やはり大学が評議会にかけて決定するという性格のものだ、かように思います。

○嶋崎委員 大学の意思を決定するときに、多数決という考え方についてどうなりますか。

○奥野国務大臣 好ましいことではございませんけれども、なかなかきまらぬ場合には、やはりそれでやむを得ないのじゃないだろうかというふうに思っています。

○嶋崎委員 その多数決という場合、評議会の構成メンバーである一教授会が参加しないという形が現行法の体系の中で、実に、客観的にあつてしまった、いい悪いは別として、そういうたいへん異常な事態というものををつくり出した中でめられた意思決定で大学意思の統合という前提に立てるのかどうか。その点について、どう思いますか。

○奥野国務大臣 いま御指摘になりましたことは、まさに今回法案を提案している一つの事情であります。現在、大学におきまして意思決定をします場合に、学部から評議会に代表者が出てきて、と。ところが、学部を足引ばれまして、連絡的な立場で、論議できないわけでありまして、まさに東京教育大学の場合には、論議できないどころじゃない、出席もさしてもらえないような姿になっておるわけでございします。そこで学部自治じゃなくて全学的な自治、それを目ざすためにはどうしたらいいだろうか、東京教育大学がいろいろ御苦心になりました、いま提案しているような案をおつくりになったわけでございします。それを私たちとしては実現さしてあげたい、こういうことで法律案をお願いしているわけでありまして。

○嶋崎委員 大学の意思決定に際して、事、学問思想に關係のある、何しろ教育研究というところに非常に深い關係のある、そういう大学のあり方というのをめぐって意見が対立しているときに、そういうことを多数、少数という、全体の教官に對して多数決じゃなくて、教授会という大学の重要なことを審議する機関と、それから全学的な意思を決定する評議会というものがあつて、その大学の意思を決定する評議会という機関の中に、一学部の教授会が参加しないという異常な事態になったときに、しかも、その内容が新しい大学のビジョンですからね。教育研究、学問、思想というものにかかわり合ひのある、そういう内容の、新しい大学創設といううな、そういう内容にかかわって大学の評議会に一つの学部が参加しない、そういう理由で参加しないといったときに、多数できめて大学の意思だというふうに現行法の体系では言えるでしょうか。

○奥野国務大臣 ちょっと話を交えられたように思うのですが、いまま大学移転の問題、この大学移転の問題につきまして、やはり評議会でおきめいただかなければならないということでございます。あとの問題につきましては、やはりきめる限り大学が一致の構想をとることは好ましいわけでございしますけれども、先ほど事務局から申し上げましたように、四十二年の決定以来一切参加しないという方式をとっておられるわけでございします。私はそれをきめて多数できめたとか少数できめたという性格のものではないのじゃないだろうか。言いかえれば発言権を放棄されたのじゃないだろうか。私はこういう感じがするわけでございします。そういういろいろの事情が多年にわたって大学の紛争を続けている経過でございます。その中で、将来そういう紛争を起さないようにするためにはどうしたらいいかというのが東京教育大学の一つの考え方ではないか、こう考えているわけでございまして、東京教育大学に對しまして同情をもつて見てあげていただきたい、こういう希望を申し上げておきたいと思ひます。

○嶋崎委員 そこで、では大臣にお聞きしますが、いまの憲法です、大学自治の基礎になるところの、法の源になる規定は、質問すると失礼ですが、憲法二十三条ですね。『學問の自由は、これを保障する。』というところから大学自治という考え方が出てきてゐる。大学自治というのは法律的に規定がありませんが、學問の自由を保障するということが、そうしますと、いまの憲法の二十三条の學問の

自由という考え方に基いて、学校教育法を開いてみまうと、五十九条に「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならぬ」と。教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。」「こういう規定がありますね。それから学校教育法の第五章は、大学を規定しているところですが、その五十三条には「大学には、数個の学部を置くことを常例とする。ただし、特別の必要がある場合においては、単に一個の学部を置くものを大学とすることができ」という規定がありますね。だとすると、そのほかには大学の重要なことを審議する機関というのは、学校教育法には教授会というものが中心に書かれているわけですね。そうしますと、評議会の暫定規則や何かを私前提にしているのですけれども、憲法二十三条で保障した学問の自由というものを、学校教育法では、これらの規定を通じて学問の自由というものを保障する大学自治の制度的保障と考えているのが基本だと私は思いますが、その点大臣、いかがですか。

○奥野國務大臣 学問の自由を保障する、そのために慣行的に、積み重ねによりましてそれぞれの大学の自治が保障されてきている、こう考えているわけでございます。そのあり方につきましては、各大学によりまして慣行が若干違っております。じゃないだろうか、こう考えるわけでございます。大学の意思を決定する場合に、すべてにわたってして制度的にこれはこうだというふうな規定は現在のところないじゃないだろうか、こう思います。でありますから、ばらばらな規定はございませうけれども、そういう規定やらそれそれの大学の慣行やら、そういうものが一緒になりまして大学の自治がこういうふうな運用されているのだという形が定まっております、こう理解したい、こう思います。

○嶋崎委員 憲法二十三条と学校教育法との関係についての大学自治の根幹をいま質問しているのです。確かに総合大学化されてくる過程の中で、法律にはないけれども、教育公務員特例法を見れば、二十五条の読みかえ規定の中で評議会が出てくるのです。ですけれども憲法二十三条と、それから学校教育法という、教育に関する母法ですね、この憲法と学校教育法に關する基本は、学部というものを中心に考えてきたままの伝統的な考え方が基本でしょうと言っているのです。その点は……

○木田政府委員 「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならぬ」という学校教育法五十九条の規定がございませう。御指摘のとおりでございます。憲法二十三条の学問の自由は、これを大学として受け取ります場合には、大学の中で学問研究が自由に行なわれるということを考えていくための制度上、慣行上の問題でございまして、法文の規定で端的に対応する規定があるわけではございません。しかし、御指摘がございましたように、大学の運営につきましても教授会というものを置いて、その意見を中心にしていく、運営をはかっていくという考え方が五十九条にございませう。しかし五十九条は、大学に教授会を置かなければならぬと書いてございませうけれども、これが嶋崎委員も十分御承知のように、実質的には学部ごとの教授会あるいは研究所その他構成単位ごとに教授会が置かれるというような実態になつておるわけでございます。

もう一つ重要な人事問題を考えますために教育公務員特例法という法律ができておりますが、この教育公務員特例法におきましては、学校教育法五十九条の教授会が実質的には学部等の構成単位ごとに置かれるということを前提にいたした上で、いわば学部教授会よりもより高度の、全学的な人事問題の意思決定機関として評議会という機関を想定して規定をしております。また学長選挙の際には、現行の規定では協議会という別の組織も全学的に設けられているということになるのかと思ひます。これらの大学の組織を導きまして、その運営を適切にして、個々の研究者の研究の自由というものがよく達成できるように考えていくというのが制度であらうかと思つておりますか。

ら、教授会のみならず、現行の体制の上では、国立学校に置かれております評議会等もやはり重要な大学の意思決定、参画をする機関である、このように考える次第でございます。

○嶋崎委員 まだ教育公務員特例法にはいっていないのです。いま言っているのは、憲法二十三条の考え方、教育に関する規定というのは、何も二十三条だけでなく、たくさんありますね。たとえば、それでは学校教育法というものを教育公務員特例法なんかを考へるにあたりまして、その前提になる憲法上の規定で、憲法二十六条というものをひとつ考へてみますと、教育に關連して、「すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」「すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」「云々とありますね。ここに「法律の定めるところにより、」というこの意味ですね。それを教育立法全体の中でどう位置づけるかというのを前提にして議論をしていかないと、学校教育法や教育基本法というものの持つ教育立法上における地位といふことが、そういうものを前提にした上で、われわれは大学の運営や大学自治や学問の自由というものを考へていかなければ、立法趣旨や法の精神から違つた解釈をしていくという場合があり得ると思つておるわけですね。

そこで、学校教育法とか教育基本法といわれる法律、つまり「すべて國民は、法律の定めるところにより、」という規定の持つ意味ですね。これについて少し意見をお聞きしたいと思ひます。

○木田政府委員 お尋ねの趣意がはっきりいたしませんのですけれども、憲法二十六条の「國民は、法律の定めるところにより、」という趣旨は、まさに国会で御決定になります法律の定めに従つてということのように広く解釈をいたします。

○嶋崎委員 そのとおりだと思つておるのです。第二次世界大戦前の日本の教育の体系は、教育勅語というものを中心にして、教育と教育行政とは一

化してしまつたですね。ところが、戦後の憲法下における教育の考え方というのは、教育と教育行政を分離するという考え方をとつてきていますね。そうは思ひませんか。――首をかしげていらつしやる……

○木田政府委員 教育と教育行政の分離という意味が解しかねまして、ちよつと首を傾けた次第でございます。

○嶋崎委員 つまり憲法の前文や教育基本法の前文にいつているように、國民主權というものを中心にして、国会中心、国会は國權の最高機關という考え方によって、國民の利益ないし國民の要求に従つて、法律で定めたものにより教育立法全体を動かしていくという法の趣旨だという意味ですね。そういう意味では、戦前のいわば教育勅語を中心とした教育立法の体制ないしは教育行政の体制というものを對して、法の優位性というものをうたうことによつて、古い欽定憲法、昔の帝國憲法や教育勅語體制下における教育の統制の考え方を法によつて民主化していく、そういう積極的な意味を持つていたのだと思ひますね。そういうふうには私は理解していただけますけれども、その点は全く同じだろつと思ひますが、いかがですか。そうですね。

○木田政府委員 戦前の天皇主權のもとで処理をすることのできました教育に對しまして、教育の世界も國民主權のもとで、法律あるいは広い意味で法律でございませうが、国会のお定めになりました法律に基づく諸規定、自治体の規定、そういうものに從つて教育のことを処理していく。これがいま御指摘になりましたように、憲法二十六条の趣意だと考えます。

○田中委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時十八分休憩

午後二時二十分再開

○田中委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。嶋崎君。

○嶋崎委員 私の質問の趣旨は、一般抽象的なこととすけれども、いままでの大学内部の自治というものを考えていくときには、まず基本になるのは、法に規定された、いわば法律の定めるところにより基本を考へて、その上で、大学の場合、特に教育に関してはそのほかに慣習法もあれば、それからまた条理に伴うようなものもあれば、いろいろな要素でもって慣習法的なものを使いながら、大学の教育や大学というものを運営していくという考え方に立っているところに、いまの大学自治というものを考へていく場合の前提があると思うのです。

そこで、その前提になっているつまり憲法の考え方と学校教育法の考え方というものを、まずきちっとしておいて、そしてそれに伴って、たとえば教育の人事云々に関しては、教育公務員特例法では四条で規定したものの足りない分を六条で補ったり九条で補ったりしていくという、そういう法の体系を全体として基本に据えながら、大学自治の運営というものを、さらに慣習や伝統みたいなものを含めて考へていくという以外には方法はない、こういうふうに考へるのです。

そこで、日本の大学における学問の自由という、憲法二十三条でうたわれた学問の自由というのは、私なりに、長い時間とりまけんけれども、大ざっぱに言えば、戦前のいわば教育勅語を中心として、そして大学令、勅令でもってすべてが規制されてきた。そういういわば教育立法のあり方ないしは教育の法の体系に対して、それを民主化していく、そういう意味で法の優位性というものを説いたという点の一つあると思うのです。つまり国民主権という考え方に立って、教育というのは法律の定めるところによって基本を動かしていくという考え方を一つ持っている。そこへ持ってきて、いまの憲法を中心とした教育全体の体系というものは、二十世紀の教育観が同時に並行して入っていると思うのです。ですから、たとえば教育立法というようにものを際しては、教育における教育権というものをどんなふうに位置づ

けていくかというようにことに関連して国民は「ひとしく教育を受ける権利」というふうにいってみたり、または「能力に應じて、ひとしく教育を受ける」能力とひとしくという問題を入れて機会均等というように考へ方をとったり、さらには教育立法の過程で中立性というふうなものをつたったり、そういう十九世紀の課題と違った新しい二十世紀的な公教育に対する原理と、特に日本の場合には、戦前の教育勅語を中心としてできてきた教育の体系を民主化していくという意味での国会中心主義に基づくところの教育立法の考え方、ある意味で二重の課題で全体をつかんでいかなければならぬというふうに私は考へるわけでありま。

そういうふうに考へたときに、日本における大学の自治というのは、第二次世界大戦前の私たちの先輩の経験にもありますように、かつての教育勅語を中心として出てきた大学令やないしは大学制度の中では、教授会というものが法的な保障もなければ、学問の自由というものの法的な保障もなければ、もっぱら大学設置者である政府が、縦割りで大学というものをコントロールしていくという性質を帯びていたと思うのです。だから、たとえば問題になった大正三年の京大の沢柳事件に於いて、こういうものは教授会というものを慣習的につくり上げていくというための戦いであつたと思ひます。その点は一一致するだろうと思ひますがね。つまり、教官の人事というもののについて教授会が自主的に決定するということができない、そういう大学のあり方に対して、教授の人事ないしは教官の人事というものをきめるには、一番専門性の近い学者たちが集まっている仲間の学部でその人事というものをきめていく、これしかないという形の抵抗だったと思うのです。ですから、そういう意味で、戦前のいわば教育勅語の体制における当時の教育の体系の中では、大学における教授会というものの位置はなかつた、法律的な意味では、それが慣習法的につくり出されていった過程での一つの事件だと思ひ

のです。

また、その後の大正九年の森戸事件をとつても、それからまた昭和八年の滝川事件をとつても、それからその後の十年の例の天皇機関説、美濃部事件をとつてみても、これは著書とか論文です。著書、論文というものは、研究の自由、同時にこれは教授の自由という問題にも関係してきますけれども、そういう思想、学問研究並びに教授のいわば自由というものが、こういう一連の事件にあらわれているように保障されていながために、著書、論文というものをめぐって教官の懲戒や免職というものが起きてくる、そういう一連の事件の経過だったろうと思ひます。これは教授の自由、学問研究の自由というものが制度的に保障されていない、同時に、そういう教授の人事というものの対しての自主性というものが保障されていない、そういうことから起きた一連の事件であつたというのが私は通説だと思ひます。

だから、そういう過去の、戦前からのいろいろな大学受難史ともいまいしうか、そういう受難史を受けて戦後の憲法二十三条というものは憲法の上で高らかに思想、信条の自由をうたい、同時に二十六条で法律の定めるところにより、と特に教育の立法に関しては積極的なものをいい、それだけではなくて、教育基本法という新たな準憲法的な、これは解釈にはいろいろ意見の違いがありますが、これは、準憲法的な教育基本法というものを設け、さらに学校教育法というものを設けた。そういう一連の戦後のものもろの立法の趣旨というものは、そういう戦前のいわば教育の体系を民主化していくという積極的な意味を見出すために、国民主権という考え方に立って、国民の教育要求というものをいかに保障していくかという観点で、法律的ないわば制度となつてあらわれてきていると思ひます。

そういう前提に立って、学校教育法にいうところの、いわばここで規定されているところの教授会というものを考へてみますと、この教授会とい

うものの考へ方は、いわば学校教育法の中では、大学における重要な事項を審議するために教授会を置かねばならないという基本原則をうたつたわけですね。ですから、これは憲法二十三条に、学問の自由というものを憲法上に明確にうたつたのを受けて、学校教育法の中では、特に大学については教員の学部を置くこと、学部というものを考へ、しかも大学には重要な事項を審議するために教授会を置かねばならない、こういう趣旨で学校教育法における立法上のいわば精神が具体化されているというふうに理解をしようと思ひますが、こういうふうに理解をしますと、現行の法の体系のもとでは大学における基本は依然として教授会、法の示すところは少なくとも教授会が基本であつて、その教授会というものを基本にして過去の、たとえば学問研究の自由、それから大学における人事権というものの基本を、学校教育法で教授会という規定を置くことによって保障していくという、そういう考へ方に立つたのがこの立法の趣旨だと私は思ひます。その点は一般的な通説みたいなものですが、その点から理解できると思ひますが、どうですか、そこから論争が始まりますか。

○木田政府委員 教授会が大学におきます重要な役割のものであるというところから学校教育法に、大学には教授会を置くという規定があることは、私も同意見でございます。しかし、これは、戦前から続いてまいりました帝国大学官制では、学部には置くという規定になつておりました。戦後のこの学部という組織を構成要素としながら、戦前の官制と違ひまして、大学に教授会を置くという趣意はどういうところにあるのか、多少私も疑問の残る点もございますけれども、しかし、その多くは、戦前からございました学部あるいはその他基本的な構成単位に教授会を置くという、現実の運営として行なわれていることでございます。大学の管理運営が、長い間の大学関係者の現実的な運営の積み重ねによつて、慣行によつて築き上げられてきておるという点も、また私も同じように考へるのでございます。そして、今日の大学にお

きまして、大学関係者がひとしく考えておられる、共通理解に立つておられると思えますけれども、数個の学部に分かれております総合大学にありましては、教授会よりもっと全学的な意思を確認をし固めていくための機関として、評議会というものをご構成し運営しておられるということ、これはまた戦後の新しい大学制度のもとにおきましても、多くの大学で積み重ねてこられた運営の実態だと思つておられます。そうした点を踏まえまして、先ほど御指摘のございました教育公務員特例法等におきましては、いわば教授会よりもより上位の機関、こう推定できるような位置づけに評議会というものを置いておる。これもまた現行の法定法の体系上は否定し得ないところであらうかと考える次第でございます。ですから、これらを通じて、評議会、教授会というものが、大学の中における重要な機関であるというように考える次第でございます。

○嶋崎委員 では、教育公務員特例法に入つてみ

ます。学校教育法には教授会しかないわけですが、一番憲法に即して出てきた母法である学校教育法は、教授会というものを中心に据えておる。だから、これを根幹に据えておかなければならないという基本に立つて、教官の人事におけるいろいろな保障が行なわれておる、こう理解すべきだと思うのです。

そこでお聞きしますが、いま、局長は、教授会と評議会という一筑波大学のビジョンを決定した評議会が大学の意思だという法的な根拠として、評議会というものが、教授会よりも上位の機関だと思つたが、評議会と教授会との関係は、上下の関係でしょうか。

○木田政府委員 評議会のはうがより全学的な立場における教官の意思を結集する機関であるというふうには考える次第でございます。

○嶋崎委員 評議会と教授会というのは、上下じゃなくて、学校教育法にいつている学部がまずあって、個別があるわけですね。というのは、物理の

専門家と工学者は学問研究の領域が違ふのです。教育研究の条件が違ふのです。そういう個別があるのです。個別があるからこそ、学生たちは、おれは法律を専攻すれば法律家になるとか弁護士になるといふ意思がわくわけですが、個別のない大学というのは、これは、いままでの大学法——現行法です。まずファカルティーというものを認めて、そうしてその学部というものが、それぞれ専門や研究機関というものは違ふが、しかし、その学部間の意見の違ひが起きているわけないから、連絡調整のための教授会というものの機能を一方に与えながら、そして同時に、学部でなくて全学にかかわる問題については、評議会なら評議会

で決定していくというようなことを運用上可能ならしめようとして出てきたのが評議会だと思つておるのです。ですから、いま局長がおっしゃった大学自治の根幹になるいわば制度的保障としての組織、この組織は、現行法上では教授会と評議会——これは筑波大学と関連してあとで非常に問題になるから、まず原理的に方法論だけ押えておこうと思つておるのです。

その評議会と教授会という、そういう大学の管理機関に関連して、教授会については法律で明確な規定が学校教育法にある。しかし、評議会はありまじせんね。ところが、教育公務員特例法の中の四条一項は「学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選挙によるものとす、その選挙は、大学管理機関が行う。」二十五条の読みかえ規定では、これは教官については教授会ですね。ところが、第六条並びに第九条において、不利益処分等の問題に関連して、この読みかえ規定の中で評議会というものが出てきて、その評議会は、ここに書いてあるのは、「学長、教育及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。」教官の免職に際して、評議会の審査の結果によるのでなければ、教員の降任についても免職についても決定することはできない。そこで、読みかえ規定として、その管理機関と

は何かということをご二十五条では読んだのです。ね。そうしますと、この評議会というものが大学自治の機関として法的に出てきておるのはこれだけでいい。そうしますと、その評議会の組織、運営、権限、それをきめておるのは何ですか。

○木田政府委員 評議会の組織、権限をきめておりますのは、国立学校設置法に基づきます文部省令でございます。国立大学につきましてはそのとおりでございます。

○嶋崎委員 確認しておきますけれども、昭和二十八年四月二十二日の文部省令、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則、この第五、第六に評議会についてのいろいろな規定があるわけですね。

そこで、お聞きしますけれども、省令と——教育立法における省令は行政命令です。その教育立法における行政命令と法との関係、いまの教育立法の体系の中における、文教、教育に関しては、省令というものは限界がありませんか。

○木田政府委員 現行の法体系におきまして、法律のほうが政令、省令よりもいっしょに上位のものであるというところは御指摘のとおりかと思つておる。しかし、学校教育法の中で、大学は数個の学部をもつて構成するといふふうに書き、場合によれば単科の大学があると書きまして、そして大学の重要事項を審議するための教授会という規定を置いておりますが、これは一般的に国立私立の大学にまたがることでございます。国立の大学につきましては、戦前からでございますが、総合大学といわれるほどの大学にありましては、やはり学部の構成単位を総合する大学の重要な機関として評議会というものを位置づけてきております。これを国立大学につきましては、やはり戦前からの運営上各構成部分が法科大学、医科大学等、独立性の強い構成をとりましたときを除きまして、大学の運営の実態の中で、いままで長い年月の間重視されてまいりましたものは、大学全体の意思をまとめ上げていく評議会というものがより関係者に重視されておること、これはまた否定できない

事実であらうかと思ひます。

この大学を中心いたしました、学部を一つの構成単位とする学部の教授会の主体的な活動と、大学を全体として脈絡のあるものと考えていかなければならないという大学全体としての立場というものの調和は、大学の運営の際に一番関係者が努力をし苦労する課題であらうかと思ひますが、今日のように大学としての総合性を考えなければならぬ際に、やはり評議会と教授会の関係は、より最終的な意思の調整機関として評議会を重視していくという実態は否定できないことであらうかと考える次第でございます。

○嶋崎委員 抽象的、一般的にいえばそういう解釈もできるのですよね。いまの現行法のたてまえでは。

そこでお聞きしますが、教育公務員特例法で、教官の懲戒ないしは降任、そういうものをやるにあたって、ここで評議会の審査の結果によらなければ云々と書いてありますね。その規定に基づいて評議会で懲戒とか教官の降任とか、そういう問題をきめていくという運営が行なわれておりますけれども、そういう側面があります。ある大学では——違う大学も一ぱいありますけれども、教授会中心のところもあります。それぞれの大学の慣習に応じてこの慣習法が形成されていっている。だから一般的には言えるかどうかは疑問だけれども、文部省や政府のはうでは、こういう教官人事に関連して、特に懲戒の問題に関する手続について、大学自治の制度的保障とはどういうことかという点についてお聞きしたいと思ひます。いまの教育公務員特例法に基づいて、教官の懲戒とか降任とかそういう問題に関連してのいわば手続ですね、そういう人事権における大学自治の保障というものを、教育公務員特例法を前提にした場合にどう理解したらいいかということについての見解を伺いたい。

○木田政府委員 お尋ねの趣意をはつきり理解してないことになるかもしれませんが、教官の人事につきまして現在の大学が、学部、学科の制度を

とっており、また、そうした各学部ごとの教官の学問研究についての主体的な発意というものを考え、またその降任、免職、転任あるいは大学教官全体の任期、定年等を考えました場合に、それらを全学的な調整のもとで適切に行ないましたために、学部の教授会というよりは評議会のほうに処理の判断をゆだねる、こういうたてまえをとりまして、大学関係者の主体的な研究、教育の活動ができるようにという趣意で教育公務員特例法が制定されておるもの、こう考える次第でございます。

○嶋崎委員　そうしますと、具体的に聞きますと、評議会が懲戒の発議権があるのですか。それとも教授会が懲戒問題についての発議権があるのですか。

○木田政府委員　運営上は両方あるかと考えます。

○嶋崎委員　運営上両方ありますね。ですから評議会が教官の——たとえば評議会規則にいうように、「人事の基準に関する事項」というのは第六条における権限の中にありますね。ですから評議会が決定することもできる、発議権があるというふうな解釈することもできる。同時にまた、学校教育法やいままでの長い伝統、日本の教育における伝統の反省の上に立って憲法や教育基本法その他が生まれてきた。いわゆる教育法における民主化という観点から見た場合に、教授会というものを重視して、教授会しか、ないしは教授会に発議権があるという解釈もできる、そういうたいへん柔軟な解釈のできる条文ですね、いかがですか。

○木田政府委員　先ほど申し上げましたように、取り扱いは上では両方の扱いがあり得るというふうな考えです。

○嶋崎委員　そうしますと、そこでかりに評議会に発議権があるという解釈ですね、ここの解釈と、教授会が懲戒や降任やそういうものに対する発議権があるという解釈が、意見が対立したという場合に、その決定は、その発議権が教授会に

あるのだ、だから評議会がそういうものを発議しても教授会としては認めないというふうな教授会が考えた場合、ここで評議会と教授会の意見が対立しますね。しかし、評議会では多数が評議会を支持する考え方が多かったとしましょう。そうしますと、法の解釈、たてまえからしても、立法の趣旨から見ても、原則として学校教育法における、大学における重要な事項を審議するために教授会を置き、教授会というものは人事権の母体だという、こういう考え方、そういう考え方に立つて評議会と教授会が意見が違った場合に、評議会の決定が、大学自治の慣行並び運営としてそれですべて正しいという、ことにはならないですね。別の、否定するという、ないしはそれに賛成できないという、こともまた、教授会というものを前提とした場合に成り立ち得ますね。

○木田政府委員　先ほど御指摘がございましたように、特例法の中の関係規定は、それぞれ、人事上の採用の場合とかあるいは降任の場合によつて、取り扱い機関が異なるように規定してございます。その際、たとえば降任、免職等につきましては特例法の読みかえ規定により、評議会の議に基づいて学長が行なうというふうなそういう手続がとられました場合に、教授会の意見と評議会の手続とをどう行なうかという点は、これは私どもとしては個々の大学の扱いと、それから法文の規定によつて取り扱いをするのはなからうかと思ひます。

〔委員長退席、西岡委員長代理着席〕

人事以外の案件につきまして教授会と評議会とをどういうふうな考えるか、これまた事例によつてそれぞれ判断しなければならぬ部分もあるかと思ひます。しかし、一般的にはこの法の明文の規定がありますもの、学生の教育あるいは大学の運営につきましては、予算その他の運営上の問題につきましては、私どもは個々の大学の意見はそれなりに伺ひますけれども、大学としては学長のもとで評議会の議を経てきてもらいたい意見というものをより重視するという考えで御相談に

じていかなければ、大学の運営が適切にいかないのではないかと、こう考える次第でございます。

○嶋崎委員　次第次第に文部省側といいますが、政府、文部省の側の大学自治の運営のしかたについての解釈が、だんだんコンクリートになってきたような気がするのです。やはり評議会というものの、この評議会規則でいっておるように、評議会における「人事の基準に関する事項」ということで、人事の問題について評議会がその基準をきめるということが大学全体のいわば意思を決定していく場合の基本的な位置づけについて、そういう考え方に評議会を位置づけていくというふうな理解していいですね。

○木田政府委員　人事上の扱いにつきましては、教育公務員特例法の定めのとおりでございます。そして、それ以外の管理運営上の問題につきましては、私ども、大学の学長のもとで全学的な意見をまとめる、評議会の意見というものをより重視して運営に当たりたい、こう考えております。

○嶋崎委員　私は、こう考えるのです。ですから、いまの解釈と私の解釈の違いをはっきりさせておきましょう。

私は、いまの憲法二十三条と学校教育法と教育公務員特例法というこの法の体系の中では、先ほど説明したように、戦前の教育勅諭を中心とした教育の体系を積極的に民主化していくという意味で、教育立法における法律主義という考え方をとります。ですから、法でもっていわば教育というものの基本がきまり、教育行政はきめられた法に従って運営されていかなければならぬ。そういういわば教育立法における法律主義ということを中心とす前提にする、それがなければ戦後の教育の体系はつかぬ。そういう場合に、教育立法における法律主義というたてまえをとった上で、では法律で定められた大学自治の保障は何か、憲法二十三条の大学自治の保障は何かというふうに考えた場合には、学校教育法で規定されたところの教授会というものが重要なことを審議するための機関である、こういう規定を憲法から受けて、要請さ

れて学校教育法という形で具体化されている、こういうふうな、まず憲法と学校教育法をとらえるわけです。

さて、重要な事項を審議するのは教授会であり、まずから、法律の上では評議会というものは、評議会は重要な事項を決定する機関だということでは法律ではきまっています。したがって、今度は憲法二十三条の学問の自由というものを大学自治という観点から学校教育法をとらえた場合には、教授会が根幹であるというふうなすなおに読まなければならぬということをお前提にした上で、さて今度は、特に大学自治というものを考えていくときの基本は、何よりも第一は人事権の自主性です。第二は教授と研究の自由です。第三番目は財政自主権にあるのです。しかし、これはいまは、文部省できつと締められておるから。だから、財政自主権というものは本来大学自治の重要な根幹なのに事実上はそれができない。しかし二つだけは絶対に欠かすことのできないもの、このことは前提だと思ひます。教授と研究の自由、人事権における自主性、これは大学における大学自治の根幹ですね。それが学校教育法では教授会というものを中心に据えて考えてきた。

さて今度は、憲法、学校教育法を受けて教育公務員特例法という法律では、わざわざ、教官の人事というものについて、特に昇任、昇格ですね、助教授を教授にするとか講師を助教授にするとか助手を講師にするとか、上げるほうに関しては、第四条の規定は、教授会できめると書いてあります。ところが教育公務員特例法では、懲戒と降任に関しては評議会が発議することができるといふ、いまの文部省の権力解釈と私は言いますが、そういう解釈が成り立つような条文があるわけですね。そうしますと、四と、懲戒や降任に関する条文との論理的関係いかんという問題が、大学の自治というものを運営していく場合に非常に真実に議論しなければならぬ課題になる、こういうふうに思ひます。そこまでは意見は一致するはずだと思ひます。

そうなりますと、そこで問題になってくることは、大学の教授、専門家の昇任とか昇格というふうなものは、大学設置基準でいっているように、教官の業績や研究等々の一定の条件がありますね。そういう条件を満たして、そして自分たちの、専門家たちの委員会や何かで候補者がきまって、それが教授会できまるわけですね。ところが、懲戒と降任に関して、ないしは本来昇任できる者をさせないという場合だってありますね。そういう場合だって大学であり得ますね。たとえば指定職みたいなものを、条件があるのにやらないというふうなことがあり得るわけです。だから、そういう懲戒とか降任に関する限り、評議会の読みかえ規定として、評議会でもってその基準をきめるといふように片一方では規定しているが、四条と六条、九条との関連というものを考えたときに、教官の少なくとも昇任という問題について、教授会が人事権を持っていると規定しているのに、懲戒のときに教授会の議を経ないできめるといふことはできないというふうに解釈すべきである、四条と六条との関係は。だから教授会を無視して、評議会できめたことは教授会に全部おつて、そして教授会全部に反対があつたってだめなんだよという、少なくともそういうふうな運営はできない仕組みだと考えるわけです。発議権が評議会にあると解釈してもかまいません。憲法や学校教育法の考え方によって、教授会にあるというふうに解釈するのは私の考え方だけれども、評議会でもって懲戒や何かの場合をきめるといふこともあり得るとしませう。ところが、憲法、学校教育法を受けて教育公務員特例法というものを考えたとすれば、たとえばここでいっているところの評議会の審査の結果によらなければと書いてありますね。この審査の内容というのは非常に問題になりますね、今度は教授会を前提にしないのですから。たとえば学問、思想に關係のあるものを評議会でするときには、評議会規則によると、一つの学部から評議員二名、そして学部長一人です。ですから、教官の思想信条、学問業績に

關係のある人は三人しかおらぬ、極端に言えばそうですね。ほかにはみんな物理学者から出てきたり農学者から出てきたりしている評議会なんですよ。その評議会が教官の思想、信条に關係のある問題に関して懲戒というものをきめるときに、その学部の、その人と非常に深い關係のある専門の領域を持っている学部の意見を無視して、評議会の多数だけできめるといふことは、運用上は、法律の上では解釈として成り立たぬというふうには思ふのです。私の考え方ですよ。つまり現行憲法の法理は、憲法二十三條、それから学校教育法、教育公務員特例法という全体の中でとらえるならば、少なくとも教官の懲戒という問題に関して、かりに評議会の発議権があつたとしませう。あつたとして、教授会の議を経なければその審査の結果を承認することはあり得ないだろうし、さらに懲戒したり降任したりするという場合には、しかも学問、思想というものに非常に深い關係のある場合——もちろんいままでいろいろの事件がありまして上で言っているのですよ。だから、思想、信条といった幅があります。どこまで限界があるというところは非常にむずかしい。大学の自治と学問の自由との関連で、運用上はむずかしいと思ふ。しかし、それにもかかわらず、この思想、信条に關係があるという、一般的にいふならば、そういう問題にかかわる人事について、評議会できめたことだけで、評議会の発議だけで決定するということはできない。なぜならば、法に、昇任や、助教授にしたり教授にしたりするときには教授会と明確にうたつておるのですから、だからそれを受けて解釈すれば、評議会だけでそういう基準をきめるといふことは私はできないと思ふ。こういう考え方なんです、私の考え方は。そこで、いままでの討論の中で時間を節約するために意識的に言っている。

事件がありますけれども、一々やっているのは時間が長くなりますので意味がありませんからやりませんが、そういういままでの過去の経験からしてみても言えることは、いままでの局長の答弁の中で言われたのは、教授会は確かにあります。しかし、学校教育法では、懲戒や降任に関しては、読みかえ規定では評議会になっていきます。評議会の運用については、省令できまっているところの暫定規則があります。だから、省令に基づいて定められた権限を行使するということは、大学全体の意思を決定するとか、極端にいえば懲戒というふうな問題まで含めて教授会よりもより優位になる、そういう解釈が可能であるし、そういう運営は大学の自治の侵害にはならないという解釈ですね。そういう解釈に対して、私のほうの解釈はそうではない。いまの立法の趣旨からいえば、憲法二十三條があつて、学校教育法における教授会というものを根幹にして、その上で教授会の調整の機関としての評議会を一方で置きながら、大学の意思を決定するときには教授会だけできめちやいかぬよ。しかし、全体の意思のときにはやはり調整機関としての評議会がいるのだ。そのことは私は否定しません。しかし、その評議会というのは、事、学問、思想、人事に関する限りは評議会できめたものでもって教授会に押つつけるということはいまの法の体系ではできない。そういう運用をしてはならないというふうな解釈するのが、すなおな憲法や教育基本法の考え方だと私は思うのです。懲戒に關連して——スキャンダルは別ですよ。イギリスの政治家みたいにコールガールと關係があつたということが大学で大問題になれば、これはもう学生が教授として信用せぬということから始まって、また殺人強盗みたいな事件を起こしたとかそんなようなときはまた別です。いろいろ複雑な問題があります。しかし、憲法二十三條にいう学問、思想の自由ということにかかわり合ひのいるそういう問題に關連して、教官の懲戒というふうなことが問題になるとすれば、これはもう教授会の議を経ることなしに、評議会の基

準に従つて決定したということではできないというふうに憲法上の要請を考えるべきである、これが私の解釈です。それで意見がはっきり違ひますね。これを前提にしておきませう。

それでもとに戻ります。そういうふうには違ひますね。大体そうですよ。ぼくはみんな知つておるのだから、復讐だけしたのだから。それでしよう。そうした場合に、そこで聞くのです。一番最初に質問したのをあとにひるがえつて質問いたしますが、学部教授会が学問、思想に關係のある問題に關して評議会の決定に参加しないということは、いわゆる評議会の多数できめ得る性質のものなのかどうかということにかかわり合ひあると思ふのです。私の解釈では、私の解釈を推していけばすぐ結論が出ますね。

東京教育大学の文学部教授会というものがあつて、この文学部教授会という教授団が、大学における教育研究、学問、思想に關係があると判断できる新しい大学をつくるということに対して、それに参加して多数決で決定できるような性質のものではない、こう考えたときに、評議会は多数で決定したとします。これをいまの法の全体の趣旨からして、私からいえば大学の意思の決定といえるかどうか非常に疑問だ、こう思います。しかし……先に答弁されると時間がかりますから……。しかし、局長の側からいえば、評議会規則というものが昭和二十八年にあつて、そしてそれに基づいて教授会と評議会の關係というものは、いままでおつちやつた優位性ということが考えられる。大学の意思全体をきめるようなことに関しては、評議会が発議権がありその基準をきめることができるのだから教授会の議を経なくてもよろしい、こういう解釈で、別にそういうことをきめたことはおかしくない、こういう解釈になるわけですね。だから一学部の教授会が全然参加せぬはうがおかしいのであつて、反対派でも大いに論争すればいい。そして二年でも三年でもやってみて、論争して敗れて初めてそれが民主主義なんだ、こういうふうな最初答弁されていたようだけれど

も、そういうつまり組織論的な答弁ができるような内容だとは私は考えないのです。

と申しますのは、四十四年の七月二十四日ですが、東京教育大学が「筑波における新大学のビジョン」というものの内容をよくつまびらかに読んでみると、これは新しい研究、教育の考え方、いままでの伝統的な大学と違うわけです。つまりいままでの大学というのは学校教育法でいっているところの学部というものをなぞ中心にしたかといえは、研究と教育の一体という考え方です。ファカルティーというのは教授団のことですから、大学をいうんじゃないで、だからその教授団が学問と研究というものを、教育と研究というものを一体にしていく大学の機関を教授会と考え、しかもその教授会が人事権並びに学問、教育、研究の自由を保障していく機関だと考えてきた。それに対してビジョンでは、研究と教育の分離という新しい考え方、是非論は別として、少なくとも伝統的な憲法や学校教育法でいままでも考えられてきたものの考え方、大学観、大学の見方とは違った内容を盛っているかに見えるビジョンの決定という問題が提出されたんですね。

そうしますと、これは少なくともいままでの議論ではつきりしてきたことは、憲法や学校教育法、教育公務員特例法というこの全体の法の体系の中で共通してはつきり一本貫いているのは、学問の自由という憲法的要請だと思えます。そういう学問の自由というものにかかわり合いのある研究と教育の分離という新しい問題、これはそうなのかどうなのか、まだ議論してみなければわかりません。筑波については研究と教育、これは私はまた質問させてもらいますけれども、そういういわば根本にかかわるものを評議会で決定する。そのときに、特に関連した、たとえば大学における教育研究に深い関係のある教育学部、私はいままで文学部だけ言いましたけれども、教育学部も、これは最終的決定ではないという決定をしています。御存じですか、あのビジョンで、それではちょっと休憩させていただきます。

○木田政府委員 いろいろと御説明をいただきまして、私のほうの考え方につきましてもおまとめをいただいたわけですが、先々のお答えにも関係する分がございしますので……

○嶋崎委員 ちよつと待つて下さい。いま質問だけ答弁してください。

○木田政府委員 憲法二十三条に学問の自由の規定がございします。それと大学関係の教授会、あるいはその他、教育公務員特例法の規定によります運営、さらには省令でつくられておりますけれども、評議会等の重要な機関が関係があるというところは私も理解いたしますが、憲法二十三条が学問の自由を規定しておりますがために、大学内のすべての管理運営問題が教授会を経なければならぬというふうには、同じものとしては考えておりません。やはり憲法二十三条は学問の自由ということにかかわるものでありまして、おことばの中にもございしましたから、私はそれは間違いないとは思いますが、学問研究ということに関連しての問題が、教授会で扱う議論の中にかかわってくるであらうというふうに考えます。しかし、大学がいろいろな議論をいたします際には、大学で意思決定をいたしますことが、個々の教官の、あるいは教官のチームの学問研究の自由ということだけではございせん。ですから大学で意思決定をいたしますいろいろな課題が、すべて憲法二十三条による大学の自治ということのワタの中だけの問題というふうには考えられませんが、これは個別の課題の際に、その辺の区別が起こってくるというふうに思います。また、学問の自由に基づきまして教授会、評議会等の機関があり、それぞれ人事上の手続によってとられる手続が違ふというの、私はそれなりに合理的な理由があるからだというふうに考えるわけでございます。

〔西岡委員長代理退席、内海（英）委員長代理着席〕
教官の採用の場合には、その必要とする学部にお

きまして、あるいは御専攻の一番近い方々が中心になって教官を採用する。そのために学部の主体性というものを念頭において教官人事を考えていく。研究所の場合においてはまた同様であらうかと考えるのでございます。しかしながら、教官の懲戒、このときに御議論がございましたが、学問の自由による懲戒というのは私はちよつと理解できませんが、懲戒はやはり私行その他、学問研究を越えた面で主として懲戒という事案が起こってくると思ひますけれども、全学的な立場で議論をする必要のある事柄につきましまして、これは定年も任期もみなそうでございますけれども、それはそれ評議会の議を経てきめるといふルールもあり得るというふうにご考慮のほどでございます。ですから、きめようとする事柄によりまして担当の機関が違ってくるということはもちろんあり得るだろうと思ひます。また、さきに結論的に御指摘になりましたが、東京教育大学が移転するしないか、大学として一緒に新しいキャンパスを見つけて移転するかしないかということ、私は直接には憲法の学問の自由ということとかかわりのあることとは考えません。それで、その決定をするにつきまして、文学部教授会がその決定を不満として、以後そういう議論に参画をされたいということ自体は、これは文学部教授会として責任の放棄ではないかというふうにご考慮のほどでございます。これは決して文学部教授会の学問の自由とか、教授会の自治だとか、そういうこととはかわりのない別の事柄ではないかというふうにご考慮のほどでございます。そういう責任を放棄されたような態度の中で新しい大学の教育論、研究論、学問論が進んでいく。それに参加されないということは、まさに私は合理的な文学部のあり方とは考えられない不幸なことだというふうに思ひますのでござい

ましたけれども、いま結論的に議論がございしましたけれども、私は、東京教育大学が全学部をまとめて新しいキャンパスを求めかどうかという全学的な決定は、やはり評議会によって決定する以外にないのでありまして、個々の学部がそれ

に対して賛成か反対かという御議論はありましても、大学の意思としては評議会の決定をもって私どもが処理をする、そうでなければ大学の一体的な意思の結集ということではできないであらう、こう考える次第でございます。

○嶋崎委員 では、もう一つ事実をお聞きしますけれども、四十四年七月の評議会決定、これは大学の最終的な意思決定ではないという申し合わせを教育学部教授会がされたことについては御存じですか。

○木田政府委員 ただいまお尋ねの点は、事実の確認をちよつと私の手元でできませんので、別途確認をして御返事を申し上げます。

○嶋崎委員 私の調査では少なくとも二つの学部、もう一つ体育学部についても条件つきなんです。だから評議会の決定というものは大学の意思という、その評議会なるものが単なる文学部教授会が参加しなかったのは残念だったというだけの問題ではなくて、全学の意思を統合するという手続としてはあまりにも多くの学部の異論のある決定のしかたであったということだと思ひます。私はそういうふうな事実をつかんでおります。だから事実の評価が違ふのです。調査してください。それは事実とは言わない」と呼ぶ者あり）だからいまから調査してもらおう。そうしなければいけない。そういうふうにご考慮のほどでございます。私の調査と違ふことなんです、それがいまだどういうふうに出てくるかあとにしておきます。まあこれはペンディングにしておきましょう。

さて、そこでちよつとお尋ねしますけれども、文部省は、教育大学の最近のそれぞれの学部長を発令していますね。教育学部、文学部、理学部の学部長を文部省は発令していますね。その事実は確認できますね。

○木田政府委員 学長の上申に基づきまして発令いたしております。

○嶋崎委員 文部省が発令した学部長を選んだ教授会は正規の教授会ですね。

○木田政府委員 発令にあたりましては手続を

チェックいたしまして、正規の手続であることを確認の上で処理をいたすようにいたしております。

○嶋崎委員 そうしますと、文学部なら文学部教授会というものについて、文部省のほうから見れば、大臣のほうから見れば、これは大学の正規の機関であると確認したのでね。そうですね。そうすると、歴代の文学部長はいままで、大伴昭和三十九年くらいからずっと文学部教授会で選んだ文学部長を全部発令していますね。そうすると、文学部教授会で選んだ学部長ですから、それを発令しているということは、それは文学部教授会というものを認めているという前提ですね。それは確認できますね、当然のことでしょうから。

○木田政府委員 当然のことでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、それに関連してたくさん疑問が出てくるのですけれども、民主的な手続の問題として、ともかくそのことを一つ確認しておいて、そこで……（発言する者あり）いま大学論をやっているんだよ。

さて、そこでお尋ねしますが、先ほどのいわば教授会と評議会との関係について、大学自治の運営の慣行について確認した二つの考え方というものがあつたわけですね。そこで、教育大学の廃校という問題にまたからむのですが、教育大学の廃校という問題は教授会で決めなかった、評議会でも確認したかどうか疑問であるという場合に、特に一学部の教授会が、新しい大学をつくるにあたって、そしてその廃校というものを認めないというふうに言った場合に、しかもこれが単なる普通の事件じゃなくして、大学における学問研究のあり方、それから人事に関する問題等々にかかわり合ひがあるという判断の上に、一つの学部が大学を廃校にするというところに賛成できない。かりにですよ、そうした場合に、その学部教授会の意思を無視して評議会の多数決で決めるといふことが、現行の体系では私はできないという解釈に立つわけですね。しかし、先ほどのあれでいけば、文部省や大臣のほうではできるといふ判断に立つ、こういう

ことになりましたね。

さて、私の調べた範囲では廃校ということが文書でいつ教育大学の中で提起されたかと思ひますか。

○木田政府委員 先ほど課長からの御答弁の中にもあつたかと思ひますが、もともとこの筑波大学をつくるにつぎましては、東京教育大学が筑波の敷地に移転して、新しい大学として生まれ変わるということから事柄が進んでおるのでございませう。ですから、関係者の数年間わたる長い議論の中で、東京教育大学は本家の地にそのままあつて筑波に新大学をつくるという前提での議論ではないということとは、関係者の一致した理解だといふふうに考えます。

○嶋崎委員 教育大学の中で、新たな筑波大学という大学を創設するということは、評議会の決定が四十四年の七月にあつたんですね。そしてそのときにはまだビジョンが出ておるだけであつて、その大学にだれが行くのか、どの大学が一緒になるのか、それからまたどんな群がでるのか系ができるのか、まだ全然はつきりしていないのですよ。ところが、そういうばく然としたビジョンが大学の意思の決定だと受けとめて、そして将来教育大学を廃校にするということ、それぞれの大学の教育はたいへん不安の問題だと思ひませんか。

○木田政府委員 教育大学の教官が、一部に御反対があつたでございませうけれども、全体として筑波の地に新しい大学をつくるということで、学内にその創設のための検討委員会も設けて、文部省の作業と並行していろいろな検討と準備を進めておられるわけでありませう。私は、当然の前提として御議論が進んでおる、このように考える次第でございませう。

○嶋崎委員 廃校ということばが大学の中の文書で問題になったのは、評議会の決定のあつた三ヵ月後なんですよ。公の文書でそういうものが出てゐるのは、局長、三ヵ月後なんですよ。ビジョンが決定したのは七月ですね。それから三、四ヵ月

たつて、正規の文書で出ているのは——その前は正規の文書でないのです。正規の文書になつてゐるのは、四十五年の一月なんですよ。まだ文部省はできていませんよ。創設準備委員会はできたけれども、中間報告は四十五年の十月に出るのですから。その一月に、もうすでに廃校という問題を問題にし始めているのですね。

ところが、そのビジョンの決定をしたときに、私の調査では、文学部教授会だけでなくて教育学部教授会も含めて、最終決定でないと。それで、そういうときに、大学が筑波に移ることはわかつた、しかし、新しいビジョンはどうしようかというビジョンを考えている、しかしそのビジョンが、学問研究や教育研究と関係があつて、そしてどういう形でいくかがまだコンクリートになつていないときに、文学部や教育学部や体育学部や、そこらの教官が、条件つきとか、最終決定でないと。いつて、私の調査が確かだとすれば、そのときに、伝統的な教育大学という大学はなくなる、今度は新しいものに変わらなうのですから。しかし、まだ構想ははつきりしていないのですよ。そういう情勢の中で、廃校というやうなことが問題にできることかどうかということ。特に学部教授会が、一つじゃなくて幾つかの教授会が、最終決定ではないということと結論がベンディングになつてゐるときに、みずからの大学の廃校を、多数決が前提で評議会できめていくというやうなことは可能なのかどうか。どう思ひますか。

○木田政府委員 私は、四十五年の時点にその廃校の御議論がすでに学内に出来たかどうかについてはつまびらかにいたしません、もしそうとすれば、当然のこととは申しながら、かなり早い時期に御議論が出ておつたもんだなということを感じて次第でございませう。しかし、四十五年、四十六年と、さらにはまた、私どものほうで文部省に筑波新大学の創設準備会を四十六年の十月に設けまして逐次作業を具体的に詰めてまいつたわけでございますから、その作業過程で現実に政府側の意向が大学関係者と一致してきまりましたの

は、政府の提案いたしております法律案が固まつた段階でございまして、法律案の固めとして、昭和五十三年の三月三十一日限りで東京教育大学は店を締めまして、四十九年からスタートした筑波大学のほうに実質的には乗り移る、こういうことで関係者の間の意見も一致をし、御提案を申し上げておる、こういう経緯でございませう。

○嶋崎委員 私の調査では、東京教育大学の三百十一回の評議会なんですよ。四十五年の一月の十日です。そのときにはまだそういう学部教授会の足並みがそろっていない段階ですね。それで、文部省の側や政府の側で受けるときに、評議会できうきまりましたという形を尊重していくのがたてまえだと思ひます。ぼくはそのことを否定しているのじゃない。ところが、同時に、そこで評議会決定というものが非常に重要なんですよ、教授会との関係で。だから、その評議会できりにそういうことが申し合はされたにしても、その評議会そのものが、大学全体の学部教授会の討議を十分に経ていない、そういうプロセスを経ながらきめられた決定が、教授会に優先した、大学の意思の決定というふうな、さつき局長が解釈された評議会優先の機関運営を考えると、出てくるのですよ。いまの大学ではどこでもそれは出てくるのです。

そこで問題なのは、だからやはり評議会の決定というものをやるにあつて、しかもこれが学問研究や教育研究というものに深いかかわり合ひのある場合には、出てきた決定というもののについて、少なくとも一定程度のインフォーマルなものであれば、実情についてのいわば認識があつて、そして事が運んでいかなければならぬと思うのです、私の考え方は。そうしますと、正規に、たとえば東京教育大学の文学部がこの廃校という問題について意見を述べたのは、ずっとあとなんですよ。あとになつてゐます。しかし、この昭和四十四年の七月に新しいビジョンというものを決定するときから、大学の民主的な世論の結果がでなかったという過程がかりにあるとすれば、その決定を受けて文部省が創設準備会をつくって中間報告を出し

た。中間報告というのはビジョンとはころりと中身が違います。だから、そういうところと違った内容のものが中間報告になって出てくるわけですから、あとには。ですから、それだけに、四十四年の七月の評議会で決定した当時のものがあまいだったために、しかもそういう全学の世論が統合できるかどうかあふなつかしい段階で、つまり極端に言えば、一学部の意見を無視して大学を廃校にするというようなことが大学内で定められるというところが、どこから来るのだからと考えると、評議会のいわば優先性といえますが、教授会よりも評議会のほうがより上位の機関だという大学の運営の考え方、そこから来るわけですよ。ですから、局長のさっき言ったような解釈の立場に立つと、いま言ったようなビジョンの決定が、学部教授会の議を経ない、討論が十分でないままきめられても、それが大学の意思の決定であるというふうにして、禍根を残すのです。あとまで問題をばい残すのです。それは文学部教授会だけではありません。理学部教授会にもあれば、農学部教授会にもあれば、教育学部も、たぐさんのその後問題を起してくるという、そういう禍根を残しながら、筑波、筑波ということが片一方に出てくる。大学内部においてそれが世論としてなかなか統合できない。そういう新しい筑波大学をつくるには、あまりにも非運の道を歩んでいく。出発が、評議会というものの持つ教授会の上に立つ優位性という、そのいわば大学運営の考え方から来ているというふうな考えざるを得ないのではないかとぼくは思うのです。これは私の考えです。どうですか。

○木田政府委員 御意見は確かに何うわけでございますが、見解としてはどうも、もうすでに御指摘がありますように、異なった見解で事柄を考へるはかばかしいというふうに私は思います。先ほどの四十四年の七月二十四日の評議会に關しまして、教育学部の教授会が評議会の原案について賛成の決定をいたしております。こうした新しい問題を作業いたします過程は、ある時点で最終の

ものができ上ってしまふということとはなからうと思ひます。いろいろな関係者のいろいろな意見を、その時点時点で突き合わせながら進んでいくというものでなければ、とうてい最終的なところへ突き進んでいくものではないと考へておられます。ですから、いろいろな関係機関で、教育学部のほう、各学部でも御意見があり、また全学的なマスタープラン委員会あるいは評議会等で議論を重ね、その過程の中で少しづつ少しづつ事柄が進んでいく、これはその時点におきましての論議であつて、決して最終的に、これがどこまでいっても変わらないもの、こういうような決定にはならないかと思ひます。文部省のほうへ教育学部関係者が来られました。また筑波大学の創設準備会等に御参加になりながら、いろいろな御意見を、他の大学外の方からも聞いて、そこはもう少しこうしたらどうかというような意見などが出ますと、やはりそれを教育大学の学内に持ち帰って論議をされる、そういう過程を通じて中間報告という形で発表し、あるいはこの段階の案だという形で事柄が固まってくるわけでございますから、四十四年、四十五年の段階におきまして、決して今日の最終案が固まったと考へるふうには私も考へません。それぞれいろいろな意見がなお完全に一致してない点も十分あり得るかと思ひます。御指摘になりました教育学部で意見をまとめた後、反対の意見も出ておることは十分わかるわけでございますが、そうしたものをなおその後三年、御提案申し上げますまでの過程で論議を進めまして、そして法律案として決定いたします際に、最終的には大学関係者と協議をし、意見の一致を見て御提案を申し上げた。その過程にいろいろな変遷があるということは、もう御指摘のとおりでございますが、これは作業を進めていきます過程からいたしますと、当然のことではなからうかというふうに考へる次第でございます。

○嶋崎委員 一週間は前に、東京教育大学のビジョンを決定した当時の学部の学部長、それから評議員、それから教授、そういう方々が声明を出

しておられるのは御存じですか。

○木田政府委員 目を通した記憶がございます。

○嶋崎委員 あれによると、文書は正確に読んでおくほうがいいと思うのですが、元文学部教授の入江教授、それから東京教育大学の元理化学部長小寺さん等々、こういう人たちが二つの点について疑問を提出されて、法案の慎重な審議を訴えておられるんですね。その二番目について、こういう意見があるのです。「第二の点につきましては、——現在、国会において、審議が急がれております、いわゆる『筑波大学法案』につきましては、政府・文部省は、その主たる提案理由として、次の二点、(一)全国大学が、『大学紛争』の経験に十分に生かされず、こんにちに至るまでも、大学による主体的な大学改革の実があがっていないこと、(二)筑波大学の創設は、東京教育大学のそうした努力のあらわれである構想と意思を尊重する意味からも実現されるべきものであること。』との二つをあげている、こういう前提に立つて、そして前段のほうは、今後のまた議論になると思ひますけれども、後段について、要するに東京教育大学のビジョンを受けて文部省や何かが新しい大学を設置するという方針がきまつたこの過程ですね、これが結局、教育大学の自治を尊重してのたまえの議論だと思ひます。それがさっきから評議会と教授会の問題になっているわけですよ。

さて、「第二の点につきましては、たしかに、東京教育大学の評議会において、昭和四十四年七月二十四日に、『新大学のヴィジョン』の実現を期して筑波に移転する」という決定が行なわれました。そのことは、形式的には、大学の正式な意思の表明と申せましょう。しかし、この大学の意思といわれるものの実体は果して、大学の意思にふさわしい内容をもったものといえるでしょうか。まず第一に、これは、全学的討議をふまえて決定されたものではございません。なぜなら、文学部教授会では、昭和四十二年六月二十一日、意見調整が不十分なままに移転を強行しようとする大学執行部の態度に反対の意思を表明し、爾来、今回の『法案』

の基礎をなすといわれる新構想の審議・決定には、まったく参加していないからであります。五学部のうち一学部が、まったく審議・決定に加わらないままに、旧来の大学の性格を一変させるほどの新大学を創設するなどということは、日本の大学史上にその例はなく、まことに無様な措置といわざるをえません。また、本年二月二十三日、評議会において、農学部・教育学部・体育学部と文学部の評議員から、宮嶋龍興学長に対する不信任の意向が表明され、以来、今日にいたるも宮嶋評議会議長のもとでは評議会を開催しえないという異常な事態が続いております。このことは、移転を支持するひとびとの間でも、新大学の創設をめぐる、なお、意思の疎通を欠く点があることを示すものであります。新しい大学の理念を求めて、と称する新構想大学の核となるべき東京教育大学において、かかる意思の不一致がみられますことは、既存の大学を用いて安易に新大学を創設しようとするのが、いかに困難と混乱をまねくものであるか、したがって、新構想大学の創設にあたっては、慎重のうえにも慎重を期すべきものである、ということを示す以外のなものでもありません。こういう趣旨のことが書いてあります。

ですから、ここで言っているように、昭和四十四年の七月二十四日のその評議会決定というものは、全学のいわば学部教授会を中心としたままの大学の運営から見て、異常な決定になっているという意味で、民主的な世論の統合ではないということができるのではないかと考へます。そのことが最近の学長不信任の提出ということになってあらわれている。移転は賛成なんです。移転は、するのはいけいけれども、そこに持つていくにあたっては、もつと学内における慎重審議が必要なんではないかというところのあらわれが、こういうあらわれ方をしておるのではないかと考へます。私はこの文書は、しかもこの文書を出されている人たちは、当時の学部長、評議員等々の方々ですね。当時のそれに前後して——それだけに、当時関係

されてきた評議員の方々は、学部長、理學部長さん等も含めて、そういうふうに考えていらっしやう。いわばビジョンの決定、そういう意味におきまして、たとえばこれもそうですし、おたくの出てくるもう一つの小さいパンフがありますね、こういうもの、つまり、文部省大学学術局が「筑波大学の理解のために」という形で出している文書の一番先、それからあの小さいほうのパンフレットですね、そういうものを見てみましても、筑波大学の経過に関しては、たとえば「これまでの経過」というところで「東京教育大学は、もとの東京文理科大学や東京高等師範学校などを母体として、昭和二十四年新制大学として新しく発足した大学ですが」という過去の経過を言っていて、そして筑波研究学園都市計画というものが進む中で「昭和四十四年七月、筑波における新大学のビジョンの実現を期す」ことを大学として正式に決定しました。このような大学改革の積極的推進を目指す同大学の熱意を受けて、筑波大学を構想したんだ、こう言っているのです。それで「この構想は、従って東京教育大学で練り上げられた構想を基礎とし、他の大学などの学識経験者多数の協力を得て東京教育大学と緊密な連携のもとにとりまとめられたものです」というふうに大学関係者並びに全国にたいへんな量の筑波大学のいわば宣伝が行なわれているわけですね。ですから、そういう意味で、ここに書かれている趣旨が当然前提になるわけですから、この経過に関連して、いまのような声明、当時の関係者たちがそういうふうにも言っておられるという点をひとつ御確認していただいた上で、次の質問をさせていただきます。

○本田政府委員 いまお読み上げになりましたように、筑波大学の移転に御反対の関係の方々が多いと思いますけれども、経緯をあげて慎重な審議をという趣旨の文書を私も手元に持っておりますし、拝見もいたしました。しかし、私も理解をいたしかねますのは、先ほど来申し上げておりますように、「昭和四十二年六月二十一日、意見調整

が不十分なままに移転を強行しようとする大学執行部の態度に反対の意思を表明し、こう書いてございいますが、正規の評議会で、文学部の評議員もお入りになって、少数意見として採択になりませんでしたけれども、筑波への移転という意思決定が一応行なわれた。その評議会の決定に反対をして、文学部関係者が自今御参加をしておられないというの、私は文学部の責任機関としては理解しがたい。ことが少し過ぎるかもしれないけれども、やはり無責任な行為ではないかというふうに私は思うのでございます。

〔内海（英）委員長代理退席、森（喜）委員長代理着席〕

御参加がないのでございますけれども、あとあとその関係者の御参加を呼びかけながらも、参加のないままに大学としてのいろいろな準備を進めてきた。ここにも書いてございまして、「昭和四十四年七月二十四日に、新大学のウィジョンの実現を共に筑波に移転する」という決定が行なわれた。これは一応大学の正規の意思決定であることはお認めになっております。意思が反映されていないというところは、文学部の関係者が参加していないという意味において、そのとおりでございます。しかし、五学部のうち一学部がこういうふうな長い間大学全体にかかわる問題に御参加を拒否されるということ自体が、まことに異常な事態だというふうに考えるのでございます。それが異常であるから手続が非民主的だ、こういうふうにはとらえて考えられませんか。私も、その説明書にもあげてございまして、大学関係者が文学部の参加がないまま討議を進めてまいりました点をもとにいたしまして、大学全体の進み方として、こちらも対応をいたし、準備をいたしまして、この法案を提示させていただいた次第でございます。

○嶋崎委員 この評議会の決定のあとに、昭和四十四年七月二十四日の評議会の決定のあとに、東京教育大学で二十四日に決定する前の七月九日です、筑波における新大学のビジョン案ですか、

案がまず評議会にかかって、そしてその案を評議会が承認するのが二十四日なんです、私が調べたのは。そうしますと、案が出た、まだ評議会の決定は出てないのですよ。その案が出たときに、そのあくる日に、全学の教官、構成員——専任講師以上ですね、全学教授会構成員の百五十六名の署名を得て、筑波新大学ビジョン反対の声明が出されているという事実が御存じですか。まだ評議会決定の前ですよ。この数は教授会構成員の四割強です。過半数までいきませんけれども、半数近い人たちが評議会の決定の前に、最終決定する前に、このいわばビジョンというもののについては賛成できない。専任講師以上の教官が声明を出しておる。この事実が御存じですか。

○本田政府委員 いま手元にその事実についての資料がございせんので、現在の段階ではお答えは申し上げられせん。

○嶋崎委員 今度は、評議会が決定が行なわれたあとに、東京教育大学の構成員の名前で、五百十八名の署名で、評議会の決定というものは全学の民主的な意思の決定ではないという声明を発表しておる。これも四割に近い数字ですね。

そうしますと、評議会の決定というのは、四十四年七月二十四日に行なわれた、それが最終決定なんです、文部省のこの文書によりますと。その決定の前に評議会が筑波新大学のビジョンの案だという、案が評議会に出てきめられたあとに、全教官の四割強が、そういうビジョンは賛成できません、こう言っている。文学部教授会だけじゃないですよ。四割強ですから。そうして、そんなのがあるのを承知の上で——おそらく新聞に載っているのですよ、当時。知らないはずはないですよ。資料をスクラップさしておけば文部省でわかっておるはずですよ。よくはスクラップで調べたのですからね。だからそういう決定があって、そして反対表明があって、二十四日、評議会が強行可決しているのです。強行可決ですよ。それでもいかぬというので、教官だけではというので、これは事務職員は事務職員の立場からのいろいろの

思惑があるでしょう。通勤の問題やら、それから新しい大学に移った場合の配置転換で自分はどうなるのかという不安もあります。そういう要素も入っているけれども、しかしまた五百名をこえる人たちが、その移転、新しいビジョンを期して移転を期すという評議会決定に反対の声明を出しているわけですよ。

としますと、評議会の決定というのは、一文学部教授会が参加しないというだけの問題でなくて、それでもいまの学校教育法、教育公務員特例法の考え方で行くと、大学自治の運営、慣行上は問題があるというのが私の見解ですね、先ほど申し上げたとおり。

さらに、それにもかかわらず、実際には今度は世論的に組織された大学内部の世論も、教官の四割ですよ、そして同時に全学の五百十八名の連署の声明が出ていて、というような状態ですね。

こういう状態が、大学の民主的な評議会の意思の決定だ、大学の意思の決定だというふうには、実際的には言えるのだろうかという疑問を持たざるを得ない。いかがですか。

○本田政府委員 移転問題その他では、かなり学内の賛否の意見が割れるということとは十分あり得るだろうと思います。教育大学につきましても、いま御指摘になりましたように、いろいろと問題の取り上げ方、取り進め方その他について賛否の御意見があるというところは、私も、その数字は別といたしまして、理解いたします。しかし、だからといって、教育大学が、こういうふうな見解を、学内の賛否の意見があるがそれぞれ別の機関に持ち上げてまとめて、私も、もともとそういうようにしたいというふうなことを持つて来られました場合、私もやはりそれをもとにして尊重して事を進めるのはございせん。これは移転問題だけでなく、教官、学長の人事その他についても同様の問題は起こります。わずかに教員でもって違った方が選ばれてくるということもあり得ると思います。できるだけマジョリティの多いほうが学内運営のためにはいいに違いありません。

けれども、大学としてそのような手続を踏まれて意見を取りまとめられるとすれば、私ももととしてはその責任機関がまとめられた意見を受けて仕事を進める、それが私どもの立場だと考えます。

○嶋崎委員 それではまたもとに戻りますよ。そういう議論になるとますます返らざるを得なくなる。

評議会という機関は、大学運営に関して、確かに評議会規則では大事なことを決定することはできます。人事もきめられます。しかし、その評議会決定をとるにあたって、学部教授会というものの議を経る、審議をする、そういう問題を関係づけずに評議会が決定するからこそ、全学的なこういう世論の反対がさらに出てくるのだと私は思うのです。だから評議会というものと教授会というものに関連して、私が最初に申し上げたように、それはたいへん時間がかかりました。時間はかかりました。しかし、時間がかかっても、大学の新しいビジョンというのは思想、信条、教育研究と関係ありますから、非常に密接なだけに、そういう意見の対立というものをいかに統合していくかというプロセスをもっとしばらく——かりにですよ、一年法案がおくられて提出されたって、極端に言えばかまわぬことがあり得るわけですね。ところが、こういう世論の背景の中で強行的に決定が行なわれる、そしてそのあとこういうようなことになるのですよ。十一月に今度は創設準備会を文部省はつくりましたね。そして新しい教育大学の先生方数名と、まあ学長が入って新しいけれども、ほかの全国の学者を集めて、新しいビジョンの討議をやりましたね。そしてその過程で、筑波大学の準備調査会を文部省がアレンジして、この裏に文書ありますね、これが残っております。あの会議に参加した名簿が残っておりますね。あの名簿で全体会議の教育研究、それから大学管理運営の専門委員会ができておりますね。そういう専門委員会が動き出した直後です、十一月です。

〔森喜〕委員長代理退席、委員長着席

この筑波大学の準備調査会の座長さんです。名前をあげません。座長さんが、東京教育大学の移転には拘泥せずに構想を練る、文部省は教育大学の適当な部分を新大学にはめ込んで主要部分の新しい手にするつもりだ、いやな人は参加してもらわない、また参加希望の人も選挙機関で選挙しないと強力な新大学にはならないという談話を発表しているのですよ、朝日、毎日、読売……。つまり評議会の決定があったのに対して、全学的な、たいへんな、四割強の教官の反対があったのです。今度は文部省が創設準備会をつくりましたね。そうしてつくってアレンジした座長さんが、新しい大学ができたなら賛成せぬ人は首切りですよと言っているのですよ、内容は。そして選挙機関で選挙の過程でそういうふうに措置しなくては新大学になりませんよと言っている。こういうことが、文部省がつくられた創設準備会の総会の座長が談話を発表するということなあらわれ方ですね。このあらわれ方は、つまり七月二十四日に評議会が決定したような決定のしかたの内部の問題を、外からちゃんと言部省は事態全部つかんでるわけですよ。そうでしょう。つかんでいて、そして参加しない人は首切りという談話を発表しているという事実がある。御存じですか。

○木田政府委員 いま御指摘になりましたのは、筑波新大学創設準備調査会という御指摘でございましてですね。この準備調査会が四十六年の七月に文部大臣に「筑波新大学のあり方について」の報告書を提示してございます。この創設準備会の座長が当時どのように談話をされたか、私、ちょっとここで記憶をいたしておりません。しかし、新大学に対して賛否の両論がありまして、御参加を願えない方があられるかもしれない、ということ、関係者が十分心にとめながら論議をしたということは、十分察知できることでございます。そうして新大学は、東京教育大学のはうからの御意見にもありますように、従来の大学のままとしうことでなくて、新しい大学として、新大学としてのユニークなものを考えたいということでございます。

いますから、それに御賛同いただける方々に御参加を願うということと関係者が考え、またそういうことが談話として出るといこともあり得ることかと思うのであります。しかし、これは御賛成願えない方に御参加を願うということは、しよせんしかたがないことでございまして、やはり筑波大学に対して御参加願える方を喜んでお迎えするということの以外にはやりようがないことかと考えます。

○嶋崎委員 大学の教官の懲戒ですね、首切りという問題を……（発言する者あり）参加してもらわないのですよ。参加してもらわないで、もらわないというのは相手の意思を無視してやるということです。（発言する者あり）こっちの討論をしているのですから……。

大学の外に、ビジョンを受けて文部省が創設準備会をつくり、その創設準備会が中心になってできた体制の委員会ですね。この委員会の座長が、この新しい大学に参加しないような教官は——こう言っている、正確に、いやな人に参加してもらわないと言っているのです。談話ですよ、新聞です。それから、まあ新聞ですから、新聞記事というものはいろいろ解釈されますから、かなり幅があるかもしれません。しかし、ビジョンに反対で教授会のメンバーが参加できなかった、しなかった、そういう際に、参加しない教官はこれは筑波大学に来なくてよろしいという談話を外に発表している。ちょっと状況を説明するのですよ。いま大学の中では決定に対して教官が四割強反対している。職員を含めて四割強の人が反対している。今度はそれを強行採決できめた。きめたあとに、文部省は今度は外から大学に向かって、新しい大学に参加しない人は参加しなくてよろしい、そういう趣旨の発言を座長がしているという状況です。いまほくの言っているのは、状況を言っているのです。

そういう状況は、大学における意思決定に際して、教官たちが学問、思想の自由に関係のあるビジョンの問題について徹底した議論ができていく。外からの力は——外からの力ですよ、それは

同窓会の人です。だから、当時の若菜会の人ですか。そういう、ちょうどアメリカでいえばボード・オブ・トラスティーズに相当する、それぞれの理事に将来関係を持つてくるであろうとおぼしきそういう方々が、外でそういう発言をしているという状況の中で、文部省は中間報告を発表するのですよ、そのあとにですね。その出てきた中間報告は、あとで内容はいづれ議論しますが、ビジョンとは異なるものですね。ぼくは異質だと思ふ。この問題も学長の選考でありますから、理事長が参与会になってみたり人事委員会に変わってみたり、ころっと違うのですから。つまりそういう状況の中で、これが大学意思の決定だから、それを受けて大学のビジョンを具体化して、それを受けたというのでいけば公に出されている文書、これは正確だと私は言えぬと思うのですよ。いかがですか。

○木田政府委員 東京教育大学から筑波新大学に対する基本計画案の御決定を受けまして、これは四十六年六月に東京教育大学が評議会でも新大学に関する基本計画案を御決定になりました。そのあと文部省のほうでは筑波新大学創設準備会を設けて具体的な創設準備に入ったわけでございますが、やはり東京教育大学の考え方を踏まえて事柄を進めておることは、もう間違いなく申し上げられるかと思ひます。その議論の過程の中で、東京教育大学の意見と違っておる部分も、お気づきのようにあるいはあるかと思ひますが、これはその後の準備の過程で関係者の意見を加えながら準備会がまとめたものでございまして、東京教育大学の考え方がもとになっておるということは一つも変わっておりません。

○嶋崎委員 その決定の過程の具体的なデータが出ています。大学の内部の世論でも、教官の四割強がビジョンに反対です。という。移転に反対とはいっていない。移転反対の署名じゃないのです。ビジョンに反対している。そして評議会決定に対しても五百数十名という、職員まで含めて反対意思の表明が出ているのです。そういう

う状況の直後に文部省の創設準備委員会ができて、そしてその創設準備委員会がアレシジした委員会の座長が、反対の教官は来なくてもよろしいという方、そういう状況があるにもかかわらず、いま局長がおっしゃったように、大学の意思というものは、評議会できちんとした意思を私たちが受ける以外ありません、インフォーマルな大学内部のことは関知しませんというのです。そうですね。

○木田政府委員 大学がフォーマルな手続を経て持った御意見を尊重して事を進める以外には道がなからうかと思ひます。

○嶋崎委員 それならもう一つ聞きましょう。

東京教育大学で昭和三十七年の六月二十一日に、評議会の決定として、当時学長は朝永振一郎学長でした、昭和三十七年の六月二十一日に、いわゆる「朝永原則」といわれているような大学の管理運営についての評議会の見解をまとめているという事実を御存じですか。

○木田政府委員 何かおまとめになったことは聞いております。

○嶋崎委員 そうですか。当時は大学管理法が出たのです。大学管理法に関連して、国大協に管理運営についての意見を聞いたのです。そのときに、それぞれの大学の中で大学の管理運営についての討議をやって、評議会の決定を各大学でまとめた。その過程で出てきたのです。それを知らないのですか。

○木田政府委員 詳細な点については、私は承知いたしております。

○嶋崎委員 じゃ、そこでもう一つ聞きます。

今度は、昭和四十五年の四月十七日に東京教育大学の評議会が「教官選考基準に関する申し合わせ」というものを評議会に決定しているが、御存じですか。

○木田政府委員 承知しております。

○嶋崎委員 「朝永原則」は知らぬが、この教官選考基準の申し合わせだけ知っている、こういうことですね。都合の悪いところは忘れておるのじゃないですか、ちょっとこれは暴言ですが。じゃ、

いずれたとお調べ願うこととして、この「朝永原則」ということはどういうことをきめたかということの説明をいたします。

「朝永原則」とよばれる大学の管理・運営に関する申し合わせ、ここで当時問題になった大学管理法というものについて国大協に手続をとられた。今度の筑波大学は国大協に手続を皆さん方はとっていませんが、これは何でとらぬのか。これはまたいざれお聞きいたしますけれども、その国大協に当時連絡をとって、大学自治に関連する重要な問題だから各大学に意見を聞いた上で処理しなければならぬと当時政府が考えて、そして各大学に大学管理法に関連しての審議をしてくれ、大学管理運営についての各大学の申し合わせをしてくれというところで、国大協内部で審議が始まったのです。そういう中で、この「朝永原則」という原則が東京教育大学の評議会決定としてきまったのです。

さて、その評議会決定では、こまかな部分を省くとして、一番エッセンスだけ言いますが、評議会と教授会の関係を、憲法、学校教育法、それから教育公務員特例法と、さっき私が語る展開したその論理に基づいて、ここではそういう大学管理運営についての決定が行なわれたのです。

国立大学の管理運営について

1 大学の管理運営は各大学自体の責任において行なわれるべきものであり、管理運営における大学の自治を確立維持すべきである。

大学の自治とは、研究、教授の自由、人事に関する自治を包含するものである。従って学長、学部長、研究所長（以下所長と略す）その他の部局長、及び教員の選考についてはそれぞれの大学の決定に委ねるべきである。不利益処分についても同様である。

ばあつと読んだのではわからぬかもしれませんが、けれども、要するに、大学自治のいわゆる根幹は研究、教育の自由と人事に関する自治だといって、管理職並びに教官の選考については大学の決定にゆだねるべきだという一般的原则を述べて、これ

は不利益処分も同様だといっているんです。

2 大学の自治的管理の機関としては学部および研究所教授会（以下教授会と略す）がその基本的主体であるべきであり、評議会の権限、教授会との関係、学部長、研究所長、学長の職務権限はそれぞれの大学の慣行によって明確に規定する必要がある。

今度はそれぞれの関係を明確に規定しなければならぬというくだりを述べて、それで第三番目のところで、教授会と学部長、研究所長との関係。

3 教授会と学部長、研究所長

教授会と学部長、所長との関係を規定するに当たっては、教授会を以て学部長、所長の単なる諮問機関とする考え方には反対であって、教授会は議決機関であるべきであり学部長、所長の専決権は教授会の委任事項および緊急事項に限られ、それも事後報告または事後承認を要するものとする。

教授会にちゃんと報告しなければいけません。

4 評議会と学長

評議会と学長との関係を規定するに当たっては、教授会と学部長、所長との関係にたいし準ずるものとするべきである。従って評議会に関する文部省令は再検討すべきである。

これが教育大学の中の考え方です、是非は別として。

問題なのは教授会と評議会です。

5 教授会と評議会

(a) 教授会と評議会との関係を規定するに当たっては、原則的には各教授会の自主性をできるだけ大幅なものにすることが望ましい。統一体としての大学の運営上、必要であると認められる事項に限って、評議会に独立の決定権を与えるべきであり、その場合にも評議会は各教授会の意見を尊重し、その間の調整をはかりつつ決定をなすべきである。

(b) それと共に評議会は、本来各教授会毎の意志決定に委ねるべきものであるが、しかもなるべく各学部、研究所が同一見解、同一歩調であることが望ましいと考えられる事項については、学部、研究所間の意志調整機関としての機能をもつべきである。

(c) 各学部、研究所所属教官の人事中、評議会の審査を経なければならぬとされている不利益処分の決定においては、まず当該教授会の議決を必要とし、しかる後評議会の審査を経るべきものとする。

教育公務員特例法の六十九条の問題ですね。

6 大学院の管理運営についてはその重要性にかんがみ、更に慎重に検討する必要がある。こういうのです。

そして七番目に、「その他」、ここは言わぬでもいいでしょう。人事院規則十四の七をどうするか、警察権の問題等を述べています。

申し上げたかったのは、国立大学の管理運営についての教授会と評議会との関係、特に、教育公務員特例法の四条の精神で理解すべきであって、つまり評議会の審査を経て、というの、教授会に発議権があつて、その議を経た上で評議会が審査する、そういうふうな評議会と教授会との関係を理解すべきであるというのが昭和三十七年六月二十一日の「朝永原則」であります。この「朝永原則」をつくるときに、おそらく文科系の教官は大きな役割を果たしているかと判断されます。これはみんな経験でそういうことが言えると思ひます。

こういう決定があつて、そして四十五年四月十七日、もう例の筑波のビジョンが決定した以降ですが、東京教育大は、「教官選考の基準に関する申し合わせ」を決定したので。

さて、この四十五年の評議会の申し合わせと、三十七年六月二十一日の「朝永原則」とは、教育公務員特例法の大学自治の運営という観点からして、論理的に矛盾していませんか、お伺いします。

○木田政府委員 最後の段階で、両評議会の決定

が矛盾しているかどうかという点につきましては、いまにわかにならざるお答えしたいのか私よくわからない点がございましてけれども、「朝永原則」で、従来大学の管理運営は学部教授会を主体にした運営がなされていて、それが昭和四十三、四年のころの大学紛争の間に、各大学で、もう従来考えられてきた大学の運営を考え直さなければいけないのではないかとという事態にどの大学も当面されたのだと思います。でございまして、東京教育大学でも、筑波新大学を考えられる場合に、「朝永原則」のような管理運営というものは御採択になつていないというふうに私は判断をいたします。

○嶋崎委員 評議会の文部省の省令が出たのは昭和二十八年です。大学紛争も何もない時代です。先ほどの議論をやつてきたのはなぜかというところの問題を明らかにしたかったからなんだ。つまり、昭和四十五年四月の東京教育大学の人事に関する、教官選考に関する決定というのは、評議会決定でできるわけですよ。だから、局長の解釈、権力解釈でいけば――表現は悪いけれども、そういう考え方でいけば、これは違法でも何でもありません。ところが、さっき述べた私の考え方でいけば、「朝永原則」の管理運営になるのです。ですから、同一の大学の中で、紛争は確かならなかつたけれども、三十七年当時の大学管理法をめぐつてあらわれた評議会の大学運営に関する考え方と、紛争を境にして、新しい筑波大学のビジョンをきめてから、教官人事に関する選考基準をきめた評議会の決定のしかた、この二つの間には、さっき問題を整理したように、文部省側の解釈だと、四十五年四月十七日の教官人事選考の基準をきめることはできるのです。私の考え方であったら、「朝永原則」でこれはできないのです。そういう違いが明確だと思ふのです。それはいいですね。

○木田政府委員 現行の教育公務員特例法におきましては、教官の採用の場合に、大学管理機関の定める基準により選考を行わなければならないことになつてございまして、教官の選考基準につ

きましては、特例法の規定で、評議会が基準を定めるということになっておりますから、この規定そのものの運用といたしましては、いま私の答弁を先取りをしていただいたわけでもございましてけれども、評議会の定める基準に従つて教官の選考を行なわなければならないことに相なるうかと思ひます。

○嶋崎委員 そこで、東京教育大学の文学部の教授会で、教育学部や体育学部も含めて、教授会が、さつき言つたように、昭和四十四年七月のビジョンの決定について、条件つきなしいしは反対という考え方、この考え方は、必ずしもおっしゃるようには、局長、ある意味では不謹慎だとおっしゃいましたね。まあ残念なことだとおっしゃるけれども、総意をあげて討議をして、大学の管理運営についてびしっとした「朝永原則」というものを大学全体が一べん確認したわけですよ。その確認した考え方は、憲法や学校教育法や教育公務員特例法――私がさつき展開した論理に従つて、学校の運営をきめたわけでしょう。そういうふうなきめた評議会決定というものと違ふ今度は人事に関する選考の基準がきまる、その前提になるビジョンなんです。それで、さつき昭和四十四年十一月に、座長さんが参加しない人は来ぬでもいいというデーターをわざとあげたのは、そういう教官人事の問題が、外でつくられた、ないしは文部省がプロモートし始めたその創設準備会の、開設委員会の議長がそういう発言を片一方でしている、教官人事の問題に関して、ところが、東京教育大学の歴史的大学の管理運営についての経過は、「朝永原則」がまずあつて、その朝永原則で運営しなければならぬという承認をやつてきたわけですね。ところが、教授会と評議会の意見が違つたというときには、「朝永原則」だつたら、評議会の決定を優先させるのではなくて、教授会の議を経る。教授会というものを、一つの学部というものを大事にしなから運営しなければならぬという決定なんです。それから、「朝永原則」というものに参加した学部

教授会、非常に熱心な学部教授会があつたとしても、過去には知らぬけれども。その教授会が、今度は次の決定にあつたのは、それと運営が違ふという形で評議会決定が行なわれようとするれば、過去の基準によつて賛成できませんという形の意見が出てくることあり得ると思うのです。いい悪いは別ですよ。残念かもしれないけれども、そういう過程があり得るというふうには考えられませんか。

○木田政府委員 どうもお尋ねの趣意がうまく頭に入らないのでございまして、昭和四十五年の四月十七日に東京教育大学の評議会で決定いたしましたのは、

本学は、移転を契機に新大学の実現を期して、研究・教育の向上と大学の正常な運営に特別な考慮を払ふ必要がある。このため、この申し合わせを確認する。

本学の教授、助教授および専任の講師の採用およびこれらの職への昇任に際し、その候補者となる者は、次の要件を備える者のうちから選考するものとする。

1 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条から第十五条までに定める教員の資格を十分に満たすこと。

2 採用または昇任のうえは、評議会の決定を遵守すること。

とありますが、まことにあたりまえのことだろうと思ひます。

○嶋崎委員 評議会ですんなりあたりまえなことをきめた大学がありますか。

○木田政府委員 こういうことをきめたというのは、ほかの大学では聞いておりません。

○嶋崎委員 そこなんです。問題は、そんな決定はあたりまえのことでしょう、評議会の決定が出たら、教授会はそれに従うなんて。

ところが、評議会の決定を出すにあつての手続論があるわけですよ。「朝永原則」では、評議会の議を経なければならぬし、それに学問、思想、教育研究に関係のあるような特に重大な問題に対

しては、学部教授会の審議なしにやるということについてはチェックをかけておろすというのが、大学の管理運営に關しての「朝永原則」の考え方です。この書かれた文章の内容によれば、そうしますと、大学の意思の決定のプロセスがあつて、そしてその後にビジョンを決定するときに、大学の意思統合にあつたのは、教授会というものの非常に十分なる審議がないまま決定されるのかのことが様相が状況としてあるわけです。そしてそのビジョンを決定したあとに、その評議会決定というのは今度は非常に力を持つわけですね。それがいまの評議会の教官選考に関する基準なんです。そう思ひませんか。つまりビジョンを認めないならば大学の教官としての資格がないということじゃありませんか。

○木田政府委員 どうもお尋ねの趣意を理解しかねるのでございまして、先ほど読み上げました評議会の決定と、「朝永原則」としてお教えをいただいたきました前の昭和三十七年の決定の手順とどう関係があるのか、あまり関係がないようにも思ひます。またビジョンとの関係も格別ないのでもございまして、中身は、教官が教員の資格を十分に持つておること、それから教官になつた上は評議会の決定を遵守すること、こう書いてございまして、これは別に他意はないと思ひます。

○嶋崎委員 そこ、いまのわからぬですか、局長。「朝永原則」、さつき教育公務員特例法の見解の違いがはつきりしたですね、二つ。あの二つを適用すればいいのです。そんなにとほけなくたつていいですよ。頭のいい局長、わからぬはずはない。

その前段の評議会優先の考え方でいくと、評議会規則に書いてある人事に関する一般的な事項、それを評議会できめて教授会を制御することができると、局長解釈でいくと、さうでしょう。私の解釈でいくと、「朝永原則」という評議会決定がある以上は、その前提に立つてものごとをきめていくときには、教授会と評議会の関係には教授会の方が優先するという考え方がある。その違いになつてゐるのです。その違いが「朝永原

則」とこの教官選考基準との評議会決定の違いになつてゐるでしょう。論理の考え方の違いだと思ふのです。それは承認されるでしょう。そんなことがわからぬことはない、局長が。

○木田政府委員 具体的に申し上げますと、四十五年の四月十七日の評議会決定につきまして、各学部におきまして教授会の賛意がないという御指摘のことかと思ふのでございますけれども、この評議会の決定は、評議会としてきめ得る基準をきめたものだといふふうに考える次第でございます。また、「朝永原則」といわれましたものにつきましていろいろと御指摘をいただきました点、事柄としてはわからないわけではございませんが、こうした大学の運営が昭和四十四年のころのいろいろな大学運営上の問題点として指摘されたかなり重要な部分ではなかったか、こう考える点もございします。すべてがそうであると思ひませんけれども、学部中心の運営であることによつて、大学全体としての管理運営が、何ともかじがとりにくいというケースがあらわに全国の大学で幾つも起こつたわけではございまして、「朝永原則」といふものが今日永久不変のものとして考えられなければならぬといふふうには考えない次第でございます。

○嶋崎委員 休憩に入る前に整理しておきますと、おっしゃる通りに、前段の「朝永原則」は、やはり全学の意思として統合してきめた大学運営の意思でしょう。それに参加した教授会が、その後の評議会決定の意思をきめるときには、その管理運営の慣行に従ふべきだといふ主張を持つて、そしていろいろな評議会決定に臨むという際に、その際にそういうことがかりにあつても、いまや情勢が変わつたので、評議会優先でものごとをきめなければならぬといふふうに直ちに頭の切りかえをしていくということが、大学の内部で前段の決定と後段の決定が出て、それがかりに局長の解釈と私の解釈の違いのような解釈の違いで位置づけられた場合には、管理運営には意見の対立が出てくるわけですね。そういうことをまず確認して、い

ま、ちよつと休憩しましょう。
○田中委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後四時二十六分休憩

午後四時四十二分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
国立学校設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。嶋崎委員。

○嶋崎委員 そこで、先ほどの質問、つまり昭和三十七年の六月二十一日のいわゆる「朝永原則」、いわば大学自治の管理運営の考え方と、それから昭和四十五年の四月十七日の「教官選考基準」に関する申し合わせ、これとの間には、評議会というものが大学自治のあり方についてどういう役割りを果たすべきかということについての意見の違いが運営のしかたにあらわれている。こういう確認を私なりにして、それで質問を続行させていただきますかと思ひます。

そこで、先ほど、昭和四十四年の七月のビジョンが決定されて、筑波における新しいビジョンを目ざしての筑波大学の創設を評議会決定しましたね。七月二十四日ですか。それから、教官選考の基準をきめたのは四月の十七日です。これはあくまでも年の評議会決定です。昭和四十五年の四月十七日に東京教育大学が「教官選考基準」に関する申し合わせ」を決定したわけですね。そうすると、この四十四年のビジョンが決定されてから「教官選考基準」に関する申し合わせ」を決定するまでの状況について、私の調査した事実について幾つか御質問させていただきますかと思ひます。

それで、先ほどお聞きしましたように、マスタープランのビジョンを決定する評議会のあとに四割の教官の反対があつた。そして決定のあとにまた五百名をこえる反対があつたという事実を確認しましたね。私は確認した。それと同時に、今度は東京教育大学評議会が決定して、内部でそういう世論の反対の動きがあるわけですね。他方で、今度

はビジョンの決定を受けまして、文部省のほうに創設準備会をつくつた。そして体制委員会、専門委員会が動き始めた。その過程で、今度は片方のほうでは座長がさつき言つたような、反対するような教官は来ぬでもよろしいというような趣旨の発言をなさつたりしてゐる。外と内この二つの状況が、次の、いまいった、この評議会決定が出てくる一つの背景だと私は考えるのです。

そこで、この評議会決定というのは――評議会決定ではおわかりになりにくいですが、「教官選考基準」に関する申し合わせ」という評議会決定ですね。これが学問、思想の自由という問題並びに大学自治の根幹である人事権という問題に深いかわり合いを持つてあらわれないうかというところについて、どう思ひますか。

○木田政府委員 四十五年四月の評議会決定は、先ほど申し上げましたように、あたりまえのことをきめたという感じのものでございまして、別段御指摘のようなことはなからうかと思ひます。なお、ちよつと恐縮なんでしょうが、今日の御質問の冒頭に、国立学校設置法で全会一致でなかつた、野党の反対した学校があつたかという御指摘がございまして、調べさせていただきました。宮城教育大学を創設いたしました際は賛成多数で可決になりました。また、大学の名称変更を四十一年に一部の大学で行なつたわけではございしますが、これも賛成多数でございしました。

○嶋崎委員 それで、ちよつと事実を確認させていただきますが、この評議会決定、「選考基準」に関する申し合わせですね、その申し合わせの以降、四十五年九月十日に入江、星野、家永三教授の辞職勧告が出たという事実、御存じですか。

○木田政府委員 承知しております。

○嶋崎委員 そこで、評議会がこの辞職勧告を決定した。ところが、文学部教授会はそれにノと出たわけですね。こういうつまり人事問題が、現象としてあらわれたわけですね。さて、辞職勧告というのは一種の懲戒ですね。そしてその教官の身分を失ふ。そういうつまり決

定が評議会で行なわれた。その評議会を決定したのは四十四年七月のビジョンの決定と関係があると思ひますか、ないと思ひますか。

○木田政府委員 どういう趣旨のお尋ねかわかりませんが、四十五年の四月の評議会におきまして「教官選考基準」に関する申し合わせ」は申し合わせでございまして、辞職勧告は辞職勧告だと考えます。

○嶋崎委員 もとに戻つて、つまり評議会は人事に関する基準というものをきめることができるという省令に基づいて、評議会が学部内部の教授に対して辞職勧告ができるという解釈は、先ほどの評議会優先の考え方からいけば可能だと思ひます。先ほどの局長の説明された考え方によれば、しかし、「朝永原則」の考え方からすれば、こういう辞職勧告というのはできないですね。さきの説明でいけばできない。そのために教授のつまり懲戒に相当する辞職勧告という問題を、評議会が、いわば人事の基準をきめた評議会が懲戒の問題について発議権があるという解釈をし出すと、こういう事態があらわに起きるといふふうには考えません。

○木田政府委員 文学部が昭和四十二年以来移転問題の評議会には参加しない。また四十四年の紛争時に至りまして、一般教育を担当しておりました文学部が、一般教育を実施しないと教授会が決定をした。教育を行なわないという教授会決定をするという学部教授会というのはいさういふことであるかといふことから、評議会でその問題の論議が起ころうとして、そして文学部の指導的役割りを果たした三教官に対して責任を求めたいという意味の辞職勧告が行なわれたと承知しております。いずれも異常な状態の中で起こつた異常な事態に対する評議会の見解だと思ひますが、いろいろと大学全体を見通した立場に立ちまして、学部の中で取り上げられない問題を、大学全体の立場で、必要な人事上の問題点として、評議会が指摘をするといふことは十分あり得ることじやなからうかと思ひます。しかし、この辞職勧告そのものは、特例法の規定によるものでも何でもございせん。

事実上の問題だと思ひます。けれども、事実上の問題にいたしましても、評議会としては大学全体の運営上必要な措置と考へてとつたということも、異常な事態の中における措置として私ども理解し得ることではなからうかというふうに思ひます。

○嶋崎委員 教育公務員特例法によりますと、この評議会の審査の結果によらなければ懲戒にすることはできないという考へ方ですね。

そこで、その審査というものがたいへん問題になるのだと思ひますけれども、そういうこまかな事実は内部のことですからわかりませんけれども、こういう教授の辞職勧告というよりなもの、いまの局長の答弁ですと、大学全体が異常であればあり得るというふうに解釈されるのですか。それでいいと思うのですか。

○木田政府委員 評議会は、人事につきましてもたとへば先ほど来御指摘がありますように、懲戒その他不利益処分について審査をする立場の責務を負つておるわけでございます。また、教官の採用につきましても、選考の基準を定める権能を特例法上与へられておるわけでございますから、教官の不行跡に對してこつた意見を表明するということとは、事態に對してあり得ることであらうというふうに考へます。

○嶋崎委員 懲戒をめぐる考へ方の中には、基本はやはり評議会と教授会という大学運営に關連しての考へ方というものが對立してつてこつたという事柄が紛糾してゐると思ひます。こつたという紛糾した事件が三教授の場合だけで済んでゐるのかどうか。その後の教育大学内部の人事だとか何かに深くかかわり合ひを持つてゐると思ひませんか。

○木田政府委員 四十五年の評議会決定が、その後の文学部教官の人事に關係があるというような趣旨の御指摘を文学部の学部長その他關係者から私も直接聞かされたことはございませぬ。初めてその際にその四十五年の評議会決定なるものを讀みまして、これ自体はあたりまえのことではござい

ませんかとこの私の感じを文学部長その他に申し上げてお答えをしたことを記憶しております。

○嶋崎委員 そこで、私の調べたところでは、こつたという教官選考の基準が出てくる前から、ビジョンの決定が行なわれてから教官の昇格、昇任に關連して人事の停滯があつたという事実はございせんか。

○木田政府委員 文学部の教官につきまして、定年退官後の教官の欠員補充その他が円滑に行なわれてないという事実は承知をいたしております。文学部からの発議が出てこないとこののが現状だと考へます。

○嶋崎委員 それは事実と違ひますね。やはりそういう大学の評議会決定に伴つて人事的な停滯があるというこゝについて、本来ならこれは大学内部で當然処理すべき問題ですね。それで教授会の議を経て、それを評議会がチェックするといふのはおかしいですね、昇格、昇任ですから。助教を教授にするとか、それから講師を助教にするとか、そういう場合には四条件に基づいていきます。これには非常にきびしい教授会の議を経ていくものが入つています。ところが一方では、教官選考に關する基準で、筑波大学に賛成する評議会決定に従ふかどうかという異常な決定が片方にあるわけですね。つまり、評議会では教官選考について四条件の中に、筑波大学移転という前提の前文があつて、そして大学設置基準の教官の要件を一条で述べているのでしよう。設置基準でいっているような研究業績の上において教授にふさわしいという条件が整つておれば教授になつたり、助教になつたりするわけですね。ところが、それにプラスして、評議会がその筑波大学のビジョンで新たな大学をつくるというこゝに關連して決定した評議会決定があつて、その評議会決定と教授会できめた人事の昇任、昇格とが食い違つてゐるというやうなことはあり得ませんか。

○木田政府委員 教官選考の基準といたしまして、その候補者となる者は、設置基準の定めた教員の資格を十分に満たすといふことと、大学の評議会

できめた評議会の決定を順守するといふことでございまして、これは構成員としてあたりまえのことだろつと思ひますから、別段いま御指摘のやうに矛盾してゐるとかそういうことは私としては考へません。これはこれ自体あたりまえのことだと考へます。

なお、この評議会の決定といふのは、いろいろな意味で学内の諸規定その他評議会としてきめたことを幅広くしておるものではないかと思ひますが、大学の職員になつた以上、大学の評議会できめたことを守つてもらふといふのはこれまたあたりまえのことだといふ意味で、繰り返し御答弁申し上げておる次第でございませぬ。

○嶋崎委員 教育公務員特例法の四条件に基づいて、教授会で助教を教授にするときめたとしまして、一方評議会では、教官選考に關する基準で、筑波大学に賛成するといふ決定に従ふこととさめたとしまして。きまつていますね。その評議会決定については、先ほど言ひましたやうな大学の状況の中で、賛成できない意思表明をした教官がしばしばいるわけですね。そういう中で、教授会が昇格、昇任の人事決定を学部教授会の議を経て決定した。そのときに評議会決定と教授会の昇任人事とはどつちが優先しますか。

○木田政府委員 評議会の選考基準として定めてありまして、評議会の決定を順守することといふふうに規定してございませぬ。これはあたりまえのことだと思ひます。それは、この筑波の移転を大学としてきめたといふこととございませぬから、個々の教官が移転に反對であるかどうかといふことはともかくといたしまして、大学がきめたこと自体については守るという態度がなければ、大学の構成員としては変なことになるのじゃないか。私は、文学部長その他關係者が見て、これが困る、思想の圧迫だといふやうな御趣旨のお話でございまして、意見がどうであるかといふことと、きまつたものを大学の構成員としてきまつたものとして順守するといふのは、別のことでございませぬといふことを申し上げた次第でございませぬ。

第でございまして、決定されましたことに、賛成、反對のそれぞれ多数、少数のことはありませぬ。しかし、きまつたことはきまつたこととして確認をし、守るということがなければ、大学の構成員としておかしいといふことの意味におきまして、これは全くあたりまえのことだといふふうに考へます。ビジョンを表明し、ビジョンに賛成か反對かといふことと私は直接のつながりはないといふふうに考へます。

○嶋崎委員 いまの答弁、確信を持つて言へますか。公の文書が残つてゐるのですよ、一ぱい。教授会と評議会を取りかわされた文書といふのはあるわけですね。

それはあとにするとして、私の言つてゐるのは、こつたといふことです。教授会で助教を教授にするといふ場合に、文部省はその文学部長を發令したのでからその文学部教授会を認め、さつきおつちやつたとおりでございませぬ。そうしますと、学校教育法できめたところの大学における重要な事項を審議するといふのは教授会だといふ学校教育法を受けて、教育公務員特例法では、先ほどから何べんも言つてゐるやうに、昇任、昇格については教授会の議を経てつて読みかへ規定でその昇格、昇任の人事をきめる方針がきまつてゐるわけですね。懲戒じゃないのです。他方、評議会が非常に抽象的一般的であるが、筑波大学に賛成するかしないかといふことに關連して評議会の決定に従ふことといふことを評議会決定してゐるのです。人事に關する選考の基準として。

そこで問題なのは、教授会で昇格、昇任といふことについて、教授会の議を経て決定したものに對して、筑波大学に賛成しないならばおまえは教授の資格がないといふことになりませぬかといふのですよ、具体的に。

○木田政府委員 この評議会の決定は、評議会の決定によります候補者の基準は、筑波大学に賛成か反對かといふことにかかわるものではございませぬ。

○嶋崎委員 事實は違ひ、いまの答弁では、参考

人かなんか呼んでもらわなければいけませんね。というものは、やはり最初から言っているように、教育大学のいわば教授会、評議会というもののあり方について、内部でもいろいろ論争がある。そうですね、いままでは。そうして事、人事という問題に関して、懲戒の場合でも、先ほど言ったように三教授についても局長は、それは評議会がおきめになったことで、評議会の基準からいえば、あくまでそれを承認なさっている、片一方で、他方で、これは懲戒の場合ですね、これは読みかえ規定で局長がさき言った理屈を前提にすれば、法解釈を前提にすれば、かっこうは成り立ちますけれども、他方では、今度は教官の昇格の人事や昇任の人事について、教授会の議を経たものも、評議会でも教官選考の基準でチェックしたという場合、そういう運営のしかたは教育公務員特例法の趣旨からしても、大学の管理運営という慣行からしてもおかしいと思いませんか。

○木田政府委員 教育公務員特例法におきましては、評議会の定めた基準によって学部の教授会が教官の選考をするというふうに明らかに明記してあるわけでございますから、評議会の定めた基準に従って選考するということは当然だと考えます。

○嶋崎委員 その選考基準は、学問、思想の自由や業績を評価する基準ですか。

○木田政府委員 先ほど来読み上げておりますように、法定の資格を十分に満たしておるといふことと、評議会の決定は決定として順守することというふうに書いてあるわけでございます。

○嶋崎委員 学校教育法でいっている教授の昇格というのは、教授会の議を経るべきものというたてまえですね。それは大学設置基準の中の大学の教官の要件もそれに基いているので、そういうものを基礎にした上で評議会が大学教官の一定の基準、たとえば研究経歴を、大学によってはマスターで講師の資格を与えようというふうに定めることがあってもいいわけですよ。または独学で勉強してきた人が、ある論文によってすぐれている

ときには、研究経歴がかりになくても助教や教授に採用するということはできるでしょう。だからそういう意味で、教官の選考基準というものをきめるときには、あくまで大学の設置基準でいっているところの大学の教官の要件、これが基本ですね。それは認めますね。

○木田政府委員 教官の基準は、いま御指摘になったような法定の資格基準のほかに、大学で、運用上の教育研究の能力にかかわる基準というものを定められることが十分あり得るだろうと思えます。しかし、ここに規定してございますように、大学の評議会できめたことはきめたこととして守れるような人ということもまた非常に大事なことでございまして、大学できめたことを守れない教員というのを採用するということはおかしいことですから、これはその意味で私はあたりまえのことをあたりまえに書いてある。前から申し上げておることでございまして、別に学問研究にどうということではございませぬけれども、書いたからこれがおかしいということにならないかと思えます。

○嶋崎委員 評議会が評議会の決定に従うことはあたりまえのことでしょう。そのあたりまえのことをなぜ東京教育大学はきめた。それは説明したとおり新大学の問題ですよ。新しい大学をつくるという評議会決定を守るといふ意味なんです。具体的には、それ以外のことは、一般的に評議会の決定に従う云々という話は一般的な話であって、個別東京教育大学で問題になったところの教官の選考に関する基準は、わざわざ前段に筑波新大学構想というものをうたつて、そして評議会決定に従うことというこの大学にもあり得ない評議会決定をしているのです。しかも、教授会の議を経てきめた人事に関係するものを、それをそれでもってチェックするというのを、いまの局長の答弁だと、教授会を経てきた学問、思想、業績、大学設置基準でいう学者として一番重要なそれと、評議会の決定に反対と言ったというその教官のいわゆる評議会決定と、パラレルに、同じ比

重で置いて、それを教授会で議を経ることがあっても、評議会の議に従わないことは、大学の教官として一般的なことから言えばモラルに反するんじゃないかというふうな同質的な性質のものでないと聞いているのです。教育大学はいま廃校になつていないのですよ。

○木田政府委員 教育公務員特例法の規定にも、評議会の選考基準に従って学部教授会で選考するということになっておりまして、その選考基準に、評議会の決定を順守することというのは、ルールを守るということというふうには私は一般的に理解いたしますが、賛成、反対は別といたしまして、きまつたことには従うというあたりまえのことだということに繰り返し御答弁申し上げております。

○嶋崎委員 その場合に、評議会と教授会との間になぜこの人事が停滯するのか、いま東京教育大学の文学部が教授は何ぼ欠員だと思つていますか、知っておりますか。

○大崎説明員 文学部の教官定員が四十八年四月一日現在で百十二人でございますが、そのうち現員が八十九人でございます。したがしまして、その差でございまして二十三人が欠員という状況でございます。

○嶋崎委員 教授の定員が百十二名ある学部で欠員が二十三名、そしてこれは東京教育大学に学生を募集しているんでしょう。試験をやっているのです。全国の大学を見ても、こんなに欠員のある学部というのはおそくないでしようね。そして学生を募集するときには、そんな教授に欠員がありますよなというのではなくて、全国から学生が、おれは伝統的な東京教育大学に行こうという受験してきているんですよ。そういう欠員というのについて、なぜこんな高い欠員がでるんだらうかということについて、文部省の側から見て、入学試験について全国の大学に学生を募集していくにあたって、大学にそれを受け入れるだけの体制があるかどうかということについての検討がなければ困るのです。これで科目に停滯がないのですか。

○木田政府委員 文学部の教官定員に欠員が通常よりはたくさんあり過ぎる、運営上いろいろと支障が起つておるであろうということは想像がつく次第でございまして。しかし、文学部の学部長にも再三度会いまして申し上げました。大学できめたルールに従うということはいまあたりまえの話なんで、それに拘泥して教官人事を申し上げないというのはどういうことでございましてかというふうな申し上げたこともございまして。これは学内のいろいろな入り組んだ事情がございまして、この席でどっかだけどうだということを申し上げることは適切でないかもしれませぬ。しかし、現実には欠員のままで双方手続が進んでいないというのも異常な事態であるということには私もわかります。しかし、これは四十五年の評議会の決定した選考基準が不適切だということには直ちにはならない、選考基準そのものはあたりまえのことをあたりまえのようになされただけというふうな理解をいたしておるところでございます。

○嶋崎委員 文学部教授会の人事が停滯したとき、その公式文書の中で、筑波大学に賛成をしないのでそれをおきめ願えなければなりませんという往復文書が残っているんです。公文書なんですよ。だから、筑波大学ビジョンというのは、教育大学の教授になるかどうかの踏み絵なんです。わかりますか。確かに文学部教授会は、その決定に参加しなかったという一つの問題が教授会の質の問題としてありましよう。ところが、いままだ教育大学は廃校になっていない。だからぼくは廃校の問題を聞いておったのです。いつ廃校にするのですか、どこできめたのですかと。そうしたら、四十五年の一月に、評議会では文学部の教授会の意思も尊重しないで廃校の方針を大まかにきめて、そしてそこに持っていく過程の中で、ビジョンが決定したあとにすでにそういう廃校の方向を打ち出したが、そして教授人事に関連して選考基準に合わない人間を教授にしないとか講師にしないとか、よその大学から来る場合に、教授会の議があるにもかかわらずそれを引き延ばしている

というようなことがあったとしたら、さつき言うように評議会の一般的基準というものはあたりまえのことをきめたということになりますか。教育公務員特例法の四条でいう大学の教官の資格という問題に関連した教授会の議を経るという意味と、評議会のその決定との間には、どういうふうなつながりがあるかと解釈できますか。

○木田政府委員 学内で定められたことが守られない。賛成、反対の意見は個人別にあるといったにしても、大学として決定したことにその構成員は従って処理をするというのがあたりまえのことだと思つてゐるわけでございます。でございまして、評議会は大学の構成員たるべき者に対して、大学としてきまつたことをきまつたこととして従うというあたりまえのことを要求される、これは私は理解できるところだと思つます。そういうあたりまえのことが行なわれていない状態で、きまつたことをきまつたことと考へないような教官を採用するということとは適切でないというお考へならば、これはまことに理解できることでございまして、その評議会の基準に従つて、大学の定めあるいはきまつたことには従う教官であることという基準は、私は基準として成り立ち得るものだと思つます。また、筑波に賛成でないから上申できないという言ひ方は、これまでまだこのあたりが過ぎると実はお話を伺つていて私は感ずるのでございます。個々人が特定のことについて賛成か反対かということ、それから全体としてきまつたことには反対であつても従うということとは別のことでありまして、そのあたりまえのルールを実現できる人を教官として期待するといふこの評議会の基準は理解できる、このように考へます。

○嶋崎委員 大学学術局長は、いまのそういう事態がかりにあるとして、理解できますか。たとえば東京教育大学のある専門の教官がすぐれた研究の業績を持つていて、もうとくに教授の資格があるかと判断できる、しかし、筑波大学のビジョンにはいま賛成できない——賛成できぬということ

は行かぬということか、どうかわかりませんよ。そういうビジョンでつくつた大学は反対だと言つたつて、移転して行かなければならぬときには行く場合もあるでしょう。行かぬ場合もあるでしょう。そういうときに、まだ教育大学は廃校になつていないのです。そういう現状の中で、教授会の議を経た人事を評議会の基準でチェックすることもあり得るという考へ方ですか。それは大学自治の根本にかかわるのじゃないですか。

○木田政府委員 同じ御答弁を繰り返すことになろうかと思つますけれども、大学のきまつたルールには従うという人でなければ大学の構成員に迎へ入れることは不適切だといふふうに考へます。それは、きめられたことに全部一〇〇%賛成でなければならぬかどうかということとは別のことであるといふように申し上げてゐるわけでございます。して、いかに学問的に業績の高い方でありましようが、大学の構成員として一番基本的なルールだけは守りたいたく人といふことは大事なことであるといふふうに考へます。

○嶋崎委員 そうしますと、東京教育大学の文学部の教授は、全員東京教育大学の教官として不適任だということですね。(全員じゃない)と呼ぶ者あり) そうじゃないですか。そうでしょう、東京教育大学文学部教授会がビジョンには賛成でないと言つてゐるのだから。そうしますと、東京教育大学の教官は、どんなにすぐれた研究業績を持つていても、今日国立大学の教官として講義して、学生を受け入れて単位をやつてゐる、その教官が不適任だといふことを局長は断言することになりますか、いいですか。

○木田政府委員 ルールには従うという方ではあれば大学の構成員として不適切だといふふうに私は考へます。ですから、正規の評議会に従ふことは気に食わないからといって、欠席するといふようなルール違反が広がつていくといふことは適切なことでない。現在おる方でありましようとも、そういうきめられたルールに従つた手続に参加しないといふことは、私は適切なことでないと思つ

えますけれども、新たな職員を採用いたします場合に、学内のきめられた手続に従つて参画をしてくださる方というものは、最低限の要請ではないかとこのように考へます。

○嶋崎委員 これはつまり文学部教授会でそういう人事、助教教授への昇任を議決した、議を経た、それに対して評議会がその基準を持つてきてだめだと言つたときにその昇任を認めないといふ考へ方、そういう考へ方そのものがさつきからの議論に戻るのである。評議会と教授会の朝永理論の原則に返つてくるわけです。ですから、両方考へられるのです。局長のいまの法律の解釈と運営の中でも、情勢に応じて、ないしは大学の慣行といふようなものに即して、どつちかに即して、私のような主張でもって人事がきまり、そして大学全体の調整を行なうという筋論で一切の慣行を動かすべきだといふ考へ方もあれば、評議会ですういふうに人事の基準をきめて問題を動かす場合もあり得る。両方とも違法じゃないのです。しかし、今日の大学の自治と学問の自由という原則を前提にした場合に、そういう両方の考へ方があるという場合に、いま局長が答弁したように、評議会の筑波大学のビジョンに賛成するといふルールに従わなければ教授として適格がないという現実と、いまの大学の自治の慣行のルールといふうに、人事の昇格の問題に関連して言うことは、これは一面を強調してゐることになりませんか。

○木田政府委員 朝永理論が御指摘のようにいろいろございましていたしましたが、現行法の規定で、教育公務員特例法の現在の規定によりまして、評議会の定めた基準によつて学部教授会で選考するといふことは明らかに明文の基準でございまして、その手続そのものは朝永理論がどうあらうとも、そのことまで否定はできないと思つます。そして、その評議会の定めた基準に従つて選考するといふことは、先ほどからも申し上げておりますけれども、筑波の考へ方に賛成でなければならぬといふことを意味しないと思つます。個人的

にはいろいろなお考への方がございまして。しかし、大学の正規の機関としてきめたことにはきめたこととして従つていただく必要がある。反対でありましようとも従つていただく必要がある、これはあたりまえの民主的なルールだといふふうに考へます。

○嶋崎委員 それなら、この教授、助教教授の昇格の教授会の人事の問題と、評議会の決定ビジョンに従うかどうかといふことをパラレルに置いて、だから業績があつたつておまえは教授になれないといふことがそれで正しい、そういうふうに行つてゐるのです。

○木田政府委員 業績が高いということ、大学のきめたルールには従うということ、これは当然両方満たすべきものだといふふうに考へます。

○嶋崎委員 そんなんです。じゃ、教育大学の中で、そういうつまり人事が行なわれる、そういう形で昇格を承認すべきものは文部省のほうはおかたしてゐる、知つていて、そしてどうぞ大学の中でおきめなさいといふてゐる、ビジョンを承認するかどうかといふ踏み絵に協力してゐるのと同じことですね。(欠格事項になつてゐる)と呼ぶ者あり) 欠格事項……そうじゃないですか。

○木田政府委員 お答えを申し上げてゐることとお尋ねのことと、どうも食い違つてゐると思つておりますが、事柄につきまして、賛成、反対ということとはまことにいたしまして、きまつたことにはきまつたこととして従うといふのはあたりまえのルールでございますから、どんな高名の方でも、大学できめたことを、気に食わなければきまつたことと考へないといふような方が入られたのでは話にならぬといふことは、最低の、ルールとしてはあたりまえのことだと思つます。

○嶋崎委員 とにかくいまのような、たとえば教授の昇格というふうな問題について教授会で決定したものに對して、筑波大学に賛成か反対かといふことだけで教官の人事がきめられるといふ大学、おそろくこれまた全国にないと思つます。あります。

○木田政府委員 賛成、反対ということ別に、きまつたことには従うということとはあたりまえのことだというふうに申し上げているわけでございます。

○嶋崎委員 片一方で教授会でも決定していることがあつたのです。いい悪いは別として、筑波のビジョンについて教授会は反対しています。そしてその中の教官は教授会の構成員ですからね。そういう一教官が、しかし、大学の教育研究という観点から見て、学生を教育するには講座が足りぬじゃないか、教授が足りぬじゃないか、そういう現状の中で、とにかく筑波の問題はあとに残すにしても、教授になるかならないかという場合に、いま大学の設置基準の条件がすべてそろつていて、という場合に、チェックする権限は評議会にはありませんよ。どこにありますか、そんな大学は。

○木田政府委員 教育公務員特例法に、評議会の定める基準によって選考すると書いてありますので、その基準によって書いてありますルールを守るといふことは、まことにあたりまえのことではないですか、別に不自然なことでもないと思います。御意見ではございますけれども、同じようにお答え申し上げます。

○嶋崎委員 それなら客観的なデータに基づいて、筑波大学にどうか賛成でないというから昇格はできませんという文書があるんですよ。片一方、教育大では、教師として業績の上からもすぐれているし、もう教授として、研究の体制をつくらないければならぬというので、教授会の議を経てきている。しかも、これにも教官選考基準をきめる前に、教授会決定があつたものに對してもさかのぼって、そして人事の昇格を押えているんですよ、知っていますか。

○木田政府委員 基準がきまつた以前に手続が終わつておれば、上申が来てるはずでございますが、評議会の基準制定後に手続として上がつてまいりますものについては、評議会の基準に従つて手続が進むということになっておるのだらうと思ひます。

○嶋崎委員 教授会で発令のやつは教授会できめるんですよ、評議会がきめるんじゃないんですよ。何月一日で助教授に昇格するというのは、業績をあわせて教授会で決定し、それにあわせて評議会が決定して、さかのぼって発令するんですよ。だから、そういういままでの大学の慣行からして、選考基準がきまる前に評議会が決定して、きまつた昇格人事があつて、なぜ、おかしいなと思つたら、筑波大学に賛成してないから、貴学部はそれを認めないという昇格できませんという公文書が出たのです。そんなことが大学であつて、これが学問の自由と大学の自治と言へますか。

○木田政府委員 個々の事例につきましては、個別のいろいろな手続その他が具体的問題としてあつたと思ひます。しかし、先ほど来申し上げておりますように、評議会の基準に従つて選考が行なわれ、それによつて学長あてに手続がとられてくる、学長からは文部大臣あてに手続がとられてくる、そういう手続を踏んでこられたものにつきます。文部省のほうで発令を控えるということはないわけではございません。でございますから、個々のケースについて何か御指摘がございしますならば、それはそれとして考えさせていただきますと思ひます。

○嶋崎委員 文部省知つていふんですよ。先ほど言いましたように、みずからおっしゃつたように、どういふ人事が停滞しておるかということについては、文部省側に申し入れがあつて、そして評議会がそういう筑波大学に賛成かどうかということに基づいて、そういう人事の停滞があつたやうくない、だから大学内部ではそういう問題がないようにしたほうがいいという意見がかわされてはいませんか。そういうことを文部省が言うのかどうか知りませんが、常識的に考えてみて、あまりにも大学で教育公務員特例法でいっている普通の昇格の人事について、評議会決定が優先して、あつたかも懲戒的なものですよ、これは一種のもの。その基準でいくとすれば、つまり学問、思想の自由に関係のある問題でしょう、ビジョンというの

は、教育研究に係る問題です。ですから、それは相当意見の違いがあり得ると思うのです。しかし、意見の違いということ、一学部の助教授が教授になるのに必要な大学設置の基準の要件を満たしているというに基づいて決定されたものと、こういうことでもってその人事を押えるということにはならぬでしょう。それをやりながら、全学としては評議会の決定に基づいて、新大学のビジョンに関しては全体をどうまとめていくかという努力をしなければならぬという課題があるだけであつて、それを学部教授会の人事に對して、その評議会の基準というものであつて、プロモーションを押えたということになれば、これは明らかに学部を中心とした大学人事権の侵害であり、学校教育法や教育公務員特例法でいっていることの法の趣旨に違反していることが行なわれているというふうに言わざるを得ない。そうではないとしたら、そういう大学内部について文部省の側から、いや、けつこうですというわけにはいかぬです。大学内部で起きている人事の問題ですから、出てこないから発令しないだけでしょう。出てこないということに伴つて、大学の中では評議会と教授会というさきから問題にしてきた、その大学の人事の制度的保障、運用にかかわる根本問題が問題になっているのです。そういうときには、ルールに従わぬというのも一つの要件ですという形で発令しなかつたことが正しいという見解になつたらおかしいじゃないですか。

○木田政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、私も三度文部省長その他関係の方々にお目にかかりました。私の耳に残つております文部省長の御説明によりますと、この評議会決定があるから文部省としては人事の上申をしないのだというお話でございます。私は全く不可解なことでありまして、この評議会の決定があるから人事の上申をしないというのはどういふことだ、人事の上申をしないと賛成だといわれるのだと、こう言うのです。それもおかしな話ではございませんかといふことをお話し申し上げたことをはっきりと記憶

いたしております。私は、文部省長がこの基準に従つて、そして大学の評議会の決定、ルールに従う人を上申するべきものだというふうに考えます。

○嶋崎委員 それは局長が見聞した意見でしよう。文部省教授会が評議会ない学長に向けて、公の文書で停滞している今日の人事を早くどうにかしてくれという申し入れをした。それに対して回答があつた、おたくの大学では新しい大学の問題について意見が統一してないから、それを出直してこいという公文書なんです。だからうわさの話でなくて、実際にはそういう手続上たへんなことが行なわれているという事実があるわけです。

ですから、これは両方の大学——筑波大学というものが、ほんとうに国民的合意を得ていくための前提である東京教育大学の意思を尊重し、そのビジョンを受けてといういままでの皆さんの方の前提からするならば、そういう事態が行なわれているというところは、これは何を意味するかといつたら、私がたいへんおそれるのは、今度は筑波大学に東京教育大学の先生方が全部主体になつて移るわけでしょう。その移る教育集団が、いままで東京教育大学の中では教授会の議を経た人事が停滞するような評議会の運営が行なわれてきた、そういう人たちが学長を先頭にして移つて、そうして筑波大学という大学が動き出すわけですね。だから、あつても議論しなければならぬけれども、そういう過去の経験とあやまち、私はあやまちだと思ひますけれども、そういうものを二度と出さないとこの人事委員会や参事会や、そういう一連のものが、いままでの評議会、教授会よりもそういう基準の問題について、学部よりもっと強い権限を持つ制度が今度はあらわれるのですから、だから私たち国民的な合意がなかなかできないのは、そういう事実が現実にあつて、その人たちが筑波へ移つてそこで大学の運営というものをやる。それが法律の上でびしと改正がうたわ

れて、法で改正されれば、ほかに適用される可能性を含んでいる、ないしはそれを推進するようなことをやっていたわけですから……。そういう事態、いまのような大学の特長な事態、しかもこれが憲法や教育基本法や、それから学校教育法や教育公務員特例法の法の体系から見ても、どう見ても、おそらく公聴会でも聞いて全国の大学の教員にこういう事実についてどう思うかということをお願いしたときに、それは評議会のルールですからいいですよと言う大学の教員はほとんどいないと思うんですね。いま教育大学は廃校になっているわけじゃないですよ。現実にあの教育大学が学生を受け入れて、そして大学で単位を与えなければならぬ教員が足りない。しかも資格を持った助教授の人たちや講師の人たちがたくさん昇任ができない。その理由が、筑波に移るから移らぬかということによって行なわれているんですよ。そういうような運営のしかたをしている人たちの集団が、将来筑波大学というものをなさえていくということになったときに、皆さん方が心配するなとおっしゃって、いや、大学の人事の問題や、それから大学の管理運営について、学問の研究や大学の自治を侵害することはありまじやないというふうにいわれても、国民は、特に全国の大学の関係者は、たいへんな心配をするので、そういうタイプの大学になっちゃ困ると思う。そういう意味で、少なくとも過去において助教授が教授になるとか講師が助教授になるとかというようになっている、教授会の議を経た者に対して、選挙基準でもっとチェックしていくというやり方は、いまの全国の大学には例のないことであるだけに、その実情について局長がいまおっしゃったような意見は、まあそれでいいとおっしゃるのなら意見の違いがひど過ぎますし、もう憲法違反でもあり、それから学校教育法や教育公務員特例法違反の疑いが強いと思う。

先ほどあげた例で、文部省が昭和四十四年十一月に創設準備委員会をつくってそしてできた専門委員会の座長が、賛成せぬやつは来ぬでもいいと

言った、これだつて憲法違反だと思ふ。それはいまの法の体系の中の手続ではないにしても、精神としてこれは憲法違反だ。大学の人事の問題について、学外で、いいとか悪いとかいうことを公然と発言する形で運営している。そこで新しいビジョンがつくられてきているんですよ。だからそういう数々の憲法違反とおぼしきもの、教育公務員特例法に違反しているとおぼしきことが積み重ねられた過程の中で新大学が構想されているんじゃないですか。

ですからそういう意味で、そういう問題を解消していくためにも、いままでの昭和四十四年七月二十四日の評議会の決定、その後のこの教員選考に関する人事基準に関する問題等々に関連して、教育大学の方々の参考意見を一べん聞いて、われわれも納得ができるようなことに持っていくじゃないですか。そうしないと、いまのような委員会の議事録の内容を、それは意見対立しっぱなしでやってもいいんです。だけれども、これは国民がみんな知って、大学人がみんな知ったときに、筑波大学という大学に、賛成しているという人も多いという意見もあつたけれども、全国のあらゆるところの教授会とか学長やら、たくさんの人たちが反対しているという中には、私がこういう説明したようなことを御存じかどうかは別として、私がほんとうに国民の代表として、大学人の代表として、こういう法案を審議して、ほんとうに国会でこれを通そうと思つたら、そういう疑問を解消しないでよろしいというわけにはいかぬじゃないですか。ですからいまの教育大学の連の問題について、賛成、反対の意見をここで聞いて、私たちもわからないところが一ぱいありますから、そして筑波大学をなす教育集団が将来大学自治や学問の自由を侵害することがないという確信を私たちに与えてもらうために、ぜひ参考人を呼んで意見を聴取したい。それからさっき申し上げた問題に関連して、今度は教育研究の中心に至る討論をやりたいと思ひますが、委員長いかがですか。取り計らってください。

○奥野國務大臣 東京教育大学が主要なキャンパスだけでも三カ所に分かれておつて、十一年前に適当な統合移転地を求める、そういう調査をしようにということを決めて今日に至つておるわけでございます。

いろいろおあげになりました事例、たいへん東京教育大学、もめているわけでございますが、そこで起きてまいりました問題につきましては、またいろいろな角度から賛否両論の出でくること、私はこれは当然だと思います。

同時に、全国の大学がたいへんな紛争を重ねました。大学のあり方に対して、学生諸君が大きな不満を持っている、これが私は、一つの原因だと思ひます。そういう学生の不満に対しては、たえなければならぬ。当時は各大学たいへん熱心にどうしたかといふことについて改革意見を検討していただきましたけれども、不幸にして今日まで、一応具体的な案として提示されましてのは東京教育大学だけであります。それだつたむずかしい問題でございますから、私は各大学の中で、賛否両論いろいろ議論になること、これは当然だと思つております。その中で、東京教育大学がとにかくおとめたいだいた。私たちは、これをぜひ実現させてあげたい。同時にまた、こういう考え方のもとに、いろいろ各大学が責任をもつてどう改革すべきかといふことについて自主的に御努力をいただきたい。私は、この東京教育大学の成果といふものが、必ずや各大学におきまして、一そう責任をもつて自主的に改革案を練つていただく機縁になるものと期待をいたしておるわけでございます。

先ほど来御議論になっております評議会の決定を順守するといふこと、これはあたりまえのことです。あたりのことではあります。人事からいって出てくるものでございます。いろいろ御議論があるわけでございます。御議論のあること、私も当然だと思ひます。当然であると思ひますけれども、そこでしなればどうにもならなくなつてきているいまの東京教育大学に、私

はむしろ同情をしてあげたい、こう考えるわけでございます。そして非常に困難な中からせつかくまとめられた改革案、これはやはり実現させてあげたい、こう考えるわけでございます。そのことはまた国民多数の、大学がこれだいいんだらうかと非常に疑問に思つておられる声にたえらうやうではないなからうか、こういう気持ちで抱いているわけでございます。御議論よくわかります、よくわかるわけでございますけれども、東京教育大学の今日の混乱、その中で起きている一つ一つの事例であるといふことだけは、私はよく御同情をいたさなければならぬ、こう思つております。

○田中委員長 ただいま御発言のありました件については、後刻理事会において決定をいたします。

○嶋崎委員 最初議事録の問題を聞きましてね。あの議事録で、文部大臣が本会議で答弁なさつたことがありますが、その中にいろいろくだりがあるのです。東京教育大学の問題として、いままで議論をしてきたように、たいへん大学の自治の根幹にかかわる問題でいけば考え方の違ひみたいなものから出発して議論がされておりますね。ところが、私が東京教育大学の経過について御質問をしたときに、大臣が答えている中でこういう文言があるのです。「内紛がないほうが望ましいのであります。お互いの党内にも、ときには内紛があるものでございます。同時に、この内紛は、筑波に移転することに反対ではないのだ」と云々という文句があるわけですね。東京教育大学に起きている内紛は、わが党内の内紛と同じという認識で御発言なさつたのですか。

○奥野國務大臣 あのとこの御質問、私はこう理解したのです。御質問のちよつと前に、学長不信任の決議を出そうとした、そのことについてのお尋ねだつた、こう私は理解したのです。そのときに関係者が私のところに来られました、あれは学長が専断している、専断しているという趣旨の不満があつて、そこでああいうことになつた

のだ。あのことと筑波移転の問題とは関係ないのだから、そう理解をしてほしい、こういうお話をわざわざ私のところに申し出てきておられます。そういうことを踏まえてお答え申し上げたわけでございます。あの決議問題に關します限りはそういうことだ、私はそう思っておるわけでございます。

○嶋崎委員 私の聞いているのは、自民党や社会党内部の意見の対立みたいなのと、いまの教育大学で問題になっている大学の意思を決定するという過程における法の適用、そういう問題をめぐって教授会と評議會の間だっているいろいろな対立がある。そういう内容、思想なしは大学運営にかかわる考え方をめぐって問題になっている事件と、党内における派閥と同列に置くという認識です。少なくともそういう認識でなければ、この内部にも内紛というものがあつましてということにはならぬと思うのです。

○奥野国務大臣 筑波大学の紛争全体をさして私はお答えしたのではないのであります。私は、正確に覚えておりませんが、お尋ねになりましたのは、たしか不信任決議案を出す問題だったと理解しているわけでございます。でありますから、あのことに關する限りは私は似たり寄つたりではないかという認識を持っておるわけであります。

○嶋崎委員 東京教育大学のいわば内部におけるビジョンが決定されて、それから今日の新大学に移っていくまでの経過の中では、どうもこの文書にすんなりと書かれていゝるようには事実はどうしても受けとめられない。それだけにその経過の過程について個別にお聞きしますと、まだ一ぱい私の知っている限りではあり過ぎるものですか、ただ時間ばかり引き延ばしてもしようがないでしょうし、そこで参考人でもってそれに関連する問題を一定の時間質疑させていただくということにして、これ以上また同じような問題に関連して、行つたり来たりする議論を続けても——何時でもやれますよ、十時になつてもかまわないけれども、しかし肝心の教育研究等々について、まだま

だ大事な問題が残っていますから、そういう手続は理事会のほうにげたを預けさせていただきたいと思ひますが、委員長いかがですか。

○田中委員長 先ほど申し上げたとおり、参考人云々については理事会で協議をいたします。あなたの質疑をやるかやらないか、それも理事会で決定をいたします。

○嶋崎委員 いまの委員長の趣旨で、質問をきょうはこれでやめさせていただきます。

○田中委員長 次回は来たる八日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十一分散会